

横浜市公共施設管理基本方針の一部改訂について

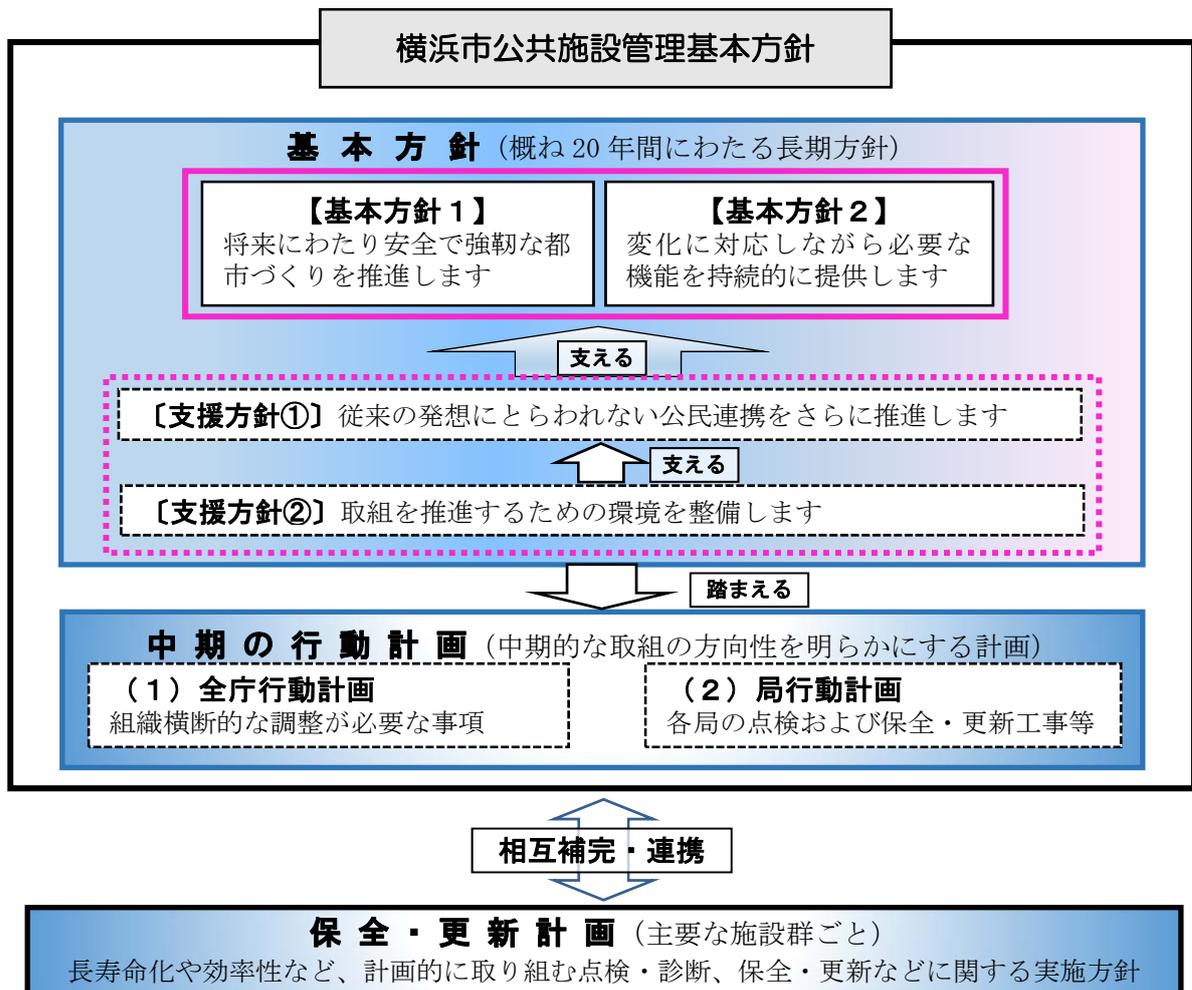
「横浜市公共施設管理基本方針」は、本市が保有する公共施設の安全確保や長寿命化、効率的な更新など、保全・更新の取組を計画的・効果的に進めるための全庁的な指針として、平成 27 年 3 月に策定しました。

この方針は、長期的な視点に立つ「基本方針」と、局ごとの中期的な取組の方向を示す「中期の行動計画」で構成しており、国の求める「公共施設等総合管理計画」に対応するものです。

今般、新たな中期計画が策定されたことや、主要な施設ごとに策定することとしていた「保全・更新計画」が 29 年度に出揃ったこと、さらには学校の建替えや市営住宅の再生に関する方針が定められたことなどを踏まえ、「中期の行動計画」を中心に所要の見直しを行いました。

なお、「基本方針」の考え方については、公共施設が持つ役割を果たすための本市の取組の基本となることから、引き続き継承することとします。

1 横浜市公共施設管理基本方針の構成（枠組みは平成 27 年策定時より変更なし）



2 主な取組成果（平成 26～29 年度）

（1）保全・更新計画

- ・道路や公共建築物など「中期 4 か年計画 2014～2017」で目標としていた 22 計画を策定

（2）公共建築物

- ・多数の者が利用する公共の特定建築物の耐震化率 99.95%
- ・建替えによる財政負担の平準化等を見据え、公共建築物の再編整備・市立小中学校の建替え・市営住宅の再生の各方針を策定
- ・公共建築物マネジメント台帳の整備
- ・学校、公共建築物の長寿命化工事の推進

（3）インフラ施設

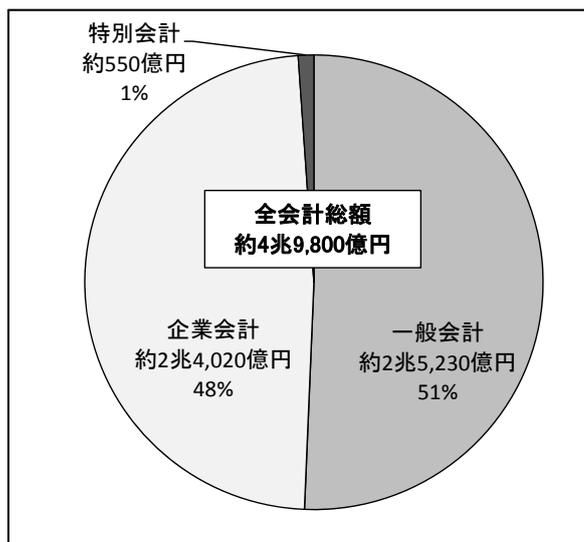
- ・戦前に布設され老朽化が著しい下水道管の再整備進捗率 7 ポイント（再整備率 93%→100%）
- ・緊急輸送路を構成する橋りょうの長寿命化対策工事の推進 18 橋
- ・水道管の更新延長 444km
- ・再整備した公園の数 131 公園

3 主な改訂内容と新たな取組

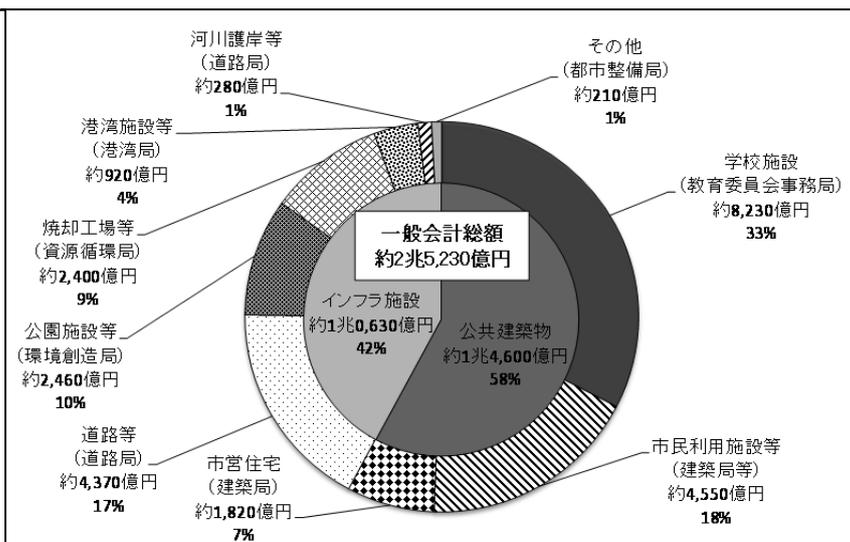
（1）各種統計・推計データの更新

- ・今後 20 年間の公共施設の保全・更新費（建替費を含む）の将来推計を更新（平成 29 年度推計）
- ・全会計の内訳、一般会計の用途別内訳を掲載

全会計の内訳



一般会計用途別内訳



（2）コラム「将来の公共施設のあり方について」の掲載

- ・平成 30 年 2 月の国の指針の改訂を受けて、健全で持続可能な行政サービスの提供に向けた、安全・安心な公共施設の整備と保全・更新を目指していくために、現状の課題認識や将来的な取組の必要性などをコラムとして掲載

（3）「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」策定に伴う「中期の行動計画」の見直し

- ・建築局（市営住宅）……再生の方針策定に伴い建替事業の平準化について考え方を反映
- ・教育委員会事務局（学校施設）…建替え方針策定に伴い建替事業を計画的に進めることを反映
- ・環境創造局（下水道）……モニタリング（ノズルカメラを用いたスクリーニング調査等）を導入
- ・水道局……水需要に適した管路へのダウンサイジングの取組を導入

(案)

横浜市公共施設管理基本方針

平成 30 年 12 月 改訂

(平成 27 年 3 月 策定)

横 浜 市

はじめに

現在、横浜市が公共サービスを提供するために保有している公共施設は、道路や公園、下水道などのインフラ施設と、市民利用施設や学校施設、市営住宅などの公共建築物をあわせて膨大な量に及びます。

これらの公共施設は、市民をはじめとする利用者の方々に、安全かつ安心して利用していただけるよう、常に健全な状態に保全し、時には更新しながら維持・管理し続ける必要があります。

一方で、本市の公共施設の多くは昭和 30 年代中ごろから平成の初めにかけて集中して整備を進めてきたため、その老朽化が一斉に進むことにより、今後増大が予想される、保全・更新にかかる財政需要の平準化が喫緊の課題となっています。

さらに、少子高齢化・人口減少社会を迎え、人口構造の変化にともなう公共サービスに対する市民ニーズの変化にも的確な対応が求められています。

これらの課題に対応すべく、本市ではこれまでも、公共施設の長寿命化を柱とする保全・更新に関して独自の取組を積み重ねてきました。

また、取組の積み重ねに加え、平成 26 年 8 月に公表した「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017」では、基本政策において、中長期的な視点に立った総合的な保全・更新をより一層推進することを明示しました。

この施策を推進し、これまで以上に計画的かつ総合的な公共施設の管理に取り組んでいく指針として、平成 27 年 3 月に「横浜市公共施設管理基本方針」（以下、「本基本方針」といいます）を策定しました。

本基本方針は、おおむね 20 年にわたる長期方針としていますが、主要構成要素である「中期の行動計画」は「横浜市中期 4 か年計画」の策定を見直しの機会としています。

本年 10 月には、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」が策定され、中長期的な戦略及び政策に「公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新」を掲げ、確実な点検と優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新をこれまで以上に重視し着実に取り組むこととしたほか、市立小中学校・市営住宅の建替え方針の策定や建設業の働き方改革を踏まえた取組などを推進することとしました。

このたび本基本方針は、このような背景を踏まえて、公共施設を取り巻く状況を反映し、「中期の行動計画」を見直すなど一部改訂を行いました。

本基本方針は、市民の皆様と公共施設の持つ役割や地域ごとの実情などについて対話を重ね、安全の確保や長寿命化、さらには再編整備といった、一つひとつの取組を着実に進めていくことが大切であるとの認識に立ち、各施設所管部署が、様々な行動を計画的に進めていくとともに、これを支えるための全庁的な取組を明確化したものです。

本基本方針は、庁内の施設管理に携わる職員が意識を共有して保全・更新に取り組んでいくために策定するものですが、市民の皆様にも、本市の公共施設の状況や、その保全・更新、管理・運営に関する取組へのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成 30 年 12 月

横浜市公共施設管理基本方針

目 次

はじめに

1	位置づけ	1
2	公共施設を取り巻く状況	4
	(1) 公共施設の状況	4
	(2) 人口の推移・推計	6
	(3) 財政に係る推移・見通し	6
	(4) 担い手の状況	9
3	課題	10
4	基本方針	12
5	中期の行動計画（平成 30～33 年度）	17
	(1) 全庁行動計画	18
	(2) 局行動計画	21
	・ 環境創造局行動計画（公園・緑地）	22
	・ 環境創造局行動計画（下水道）	28
	・ 資源循環局行動計画	33
	・ 都市整備局行動計画	39
	・ 道路局行動計画	43
	・ 港湾局行動計画	49
	・ 水道局行動計画	55
	・ 交通局行動計画	65
	・ 建築局行動計画（市営住宅）	71
	・ 医療局病院経営本部行動計画	74
	・ 教育委員会事務局行動計画（学校施設）	77
	・ 一般公共建築物所管局行動計画	81
6	推進体制	85
7	行動計画等の見直し	86

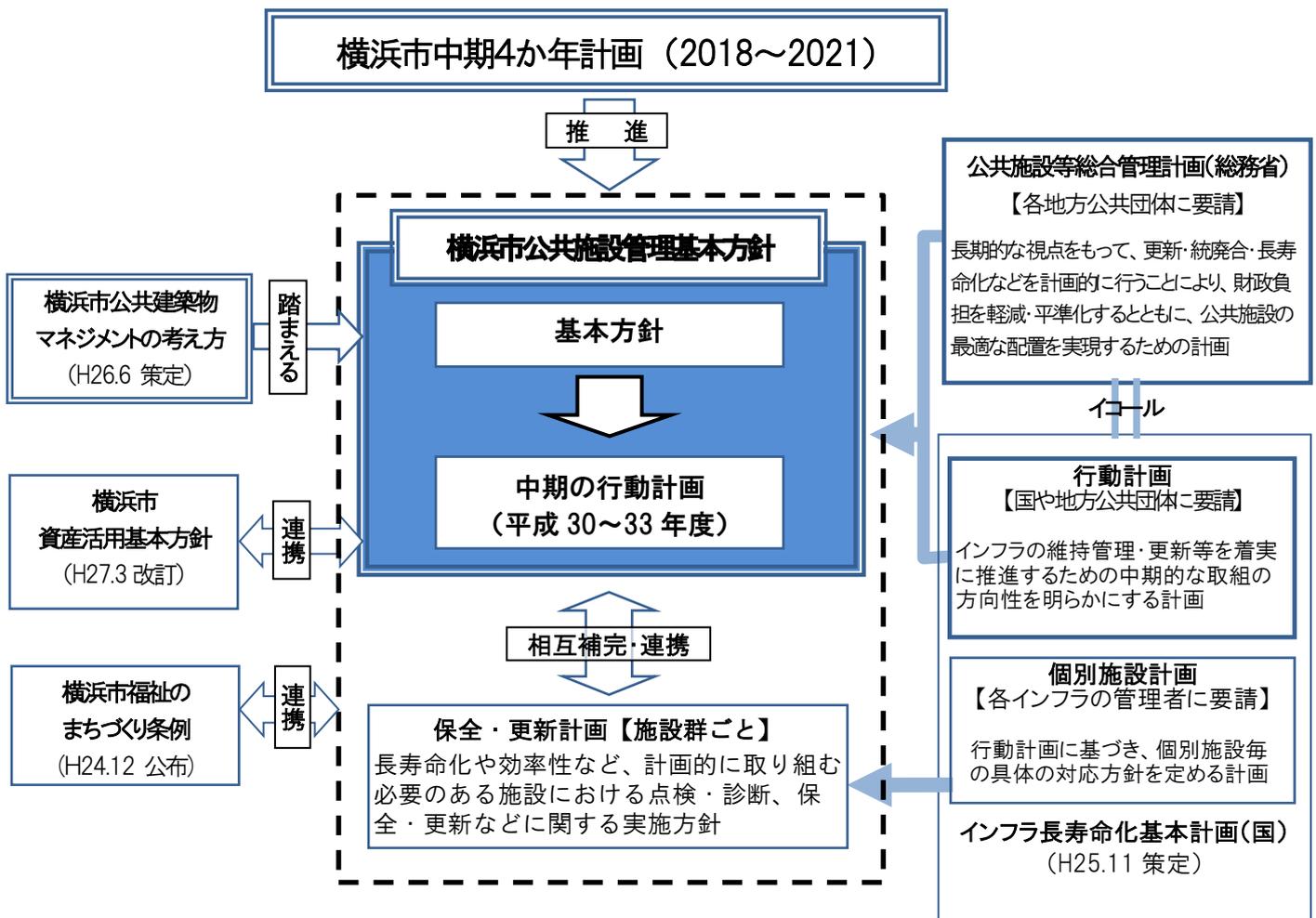
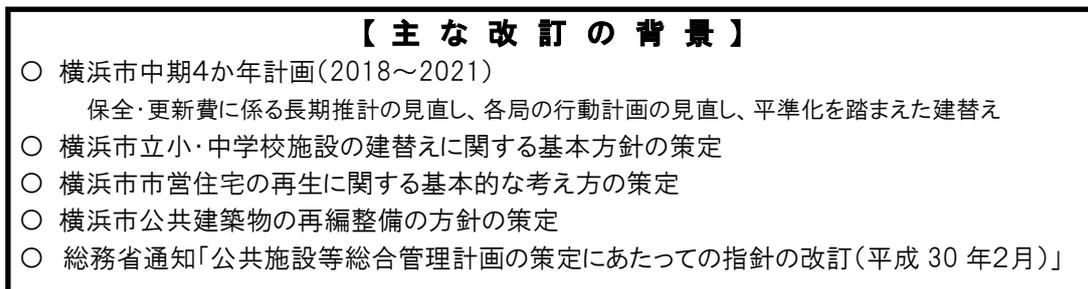
1 位置づけ

本基本方針は、「横浜市中期4か年計画 2018～2021」における、戦略6「未来を創る強靱な都市づくり」や政策38「公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新」を推進する方針です。

また、施設群ごとの点検・診断、修繕・更新等に関する取組の実施方針として、別途策定した「保全・更新計画」と相互に連携させ、公共施設の保全・更新等を計画的、総合的に推進します。

本基本方針の運用については、将来の社会状況等の変化に柔軟に対応していくことを鑑みて、平成27年3月の策定時に「長期（概ね20年）」にわたる方針としました。

なお、本基本方針は、平成25年11月に国から示された「インフラ長寿命化基本計画」において、国や地方公共団体が策定することとされた「行動計画」や、26年4月に総務省より策定要請された「公共施設等総合管理計画」といった国からの要請に応えるものとしても位置づけています。



【公共施設の保全・更新に関する本市のこれまでの取組（主に建築物）】

- ・平成 12 年度 **公共施設の長寿命化 ー基本方針ー**を策定
長寿命化によるライフサイクルコストの低減などの取組を開始。この基本方針を受け、建設大臣官房官庁営繕部監修の「改定建築物のライフサイクルコスト」を基に、13 年度に公共施設の目標耐用年数を設定
例) 公共建築物の目標耐用年数は原則として 70 年以上
- ・平成 13 年度 **ストックマネージャー制度**を創設
各局が所管する施設の長寿命化および適切な維持保全を推進するための責任者(ストックマネージャー)を各局に設置。22 年度には区にも設置
- ・平成 14 年度 **公共建築物劣化調査**を開始
緊急性の高いものを優先して計画的な保全対策を実施するために、建物や設備機器の劣化状況の調査を開始
- ・平成 16 年度 **建築局への保安全管理の一元化**の決定（都市経営執行会議）
- ・平成 17 年度 **建築基準法第 12 条による点検を各施設**で開始（定期点検の義務化）
- ・平成 19 年度 **公共建築物保全データベース**を開発
公共建築物の保全情報を共有するためのデータベースを開発。平成 20 年度には個別施設ごとの保全コストを把握できる個別保全計画を作成
- ・平成 20 年度 **横浜市公共施設の保全・利活用基本方針**を策定
保有する公共施設の維持と有効活用を図ることを目的に、さらなる効率化を進めるための基本事項をとりまとめ公表し、取組方針に施設情報の公表も盛り込む。

建築局による長寿命化対策事業の実施
市民利用施設等の長寿命化対策事業費を建築局に一元化し、本格的に長寿命化対策工事の実施を開始
- ・平成 21 年度 **横浜市公共建築物（市民利用施設等）の施設評価及び保全に関する運用指針**を策定
公共サービスの提供の場として市民利用施設の運営（ソフト面）、施設（ハード面）両方を充実させていくため、関係者の役割、共通ルール等を整理した「横浜市公共建築物（市民利用施設等）の施設評価及び保全に関する運用指針」を策定
- ・平成 23 年度 長寿命化対象施設について、**建築基準法第 12 条点検を建築局にて一元的**に実施
- ・平成 24 年度 **横浜市公共建築物マネジメント白書**を公表
築年数、規模、利用状況、管理や保全にかかる総コスト等、市が保有する公共建築物の実態を示し、課題と解決に向けた選択肢を提示

- ・平成 26 年度 **横浜市公共建築物マネジメントの考え方**を公表
必要なサービスを提供し続けるため、公共建築物に関する取組の基本的考え方や今後の取組の方向性を整理
横浜市公共施設管理基本方針を策定
「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」を改定し、公共施設の安全・安心の確保や、必要なサービスや施設機能を持続的に提供していくための取組の指針として、策定

- ・平成 29 年度 **横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針**を策定
学校施設建替事業を効率的・効果的に進めていくため、建替えの考え方を提示

横浜市公共建築物の再編整備の方針を策定
学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえ施設の多目的化・複合化等を進めていくための具体的な考え方等を定めた方針を策定

- ・平成 30 年度 **公共建築物マネジメント台帳**の運用開始
公有財産台帳やG I S（地理情報システム）等と連携した、保全情報や運営情報を一元的に管理する台帳の運用を開始

横浜市市営住宅の再生に関する基本的な考え方を策定
老朽化が進む昭和 30・40 年代に建設された市営住宅については、今後、一斉に建替えや大規模改修の時期を迎えるため、市営住宅の再生に関する基本的な考え方や効率的・効果的な再生の進め方を提示

2 公共施設を取り巻く状況

(1) 公共施設の状況

本市では、今日まで都市を形成する基盤として、また市民へのサービス提供の場として、多くの公共施設を整備してきました。その結果として、現在ではインフラ施設（公園：約2,700公園、下水道管：約11,900km、道路：約7,600km、水道管：約9,200km）や公共建築物：約2,600施設（学校施設など：約520施設、市営住宅：約110施設、市民利用施設：約460施設、社会福祉施設：約300施設）など、大量の公共施設を保有しています。

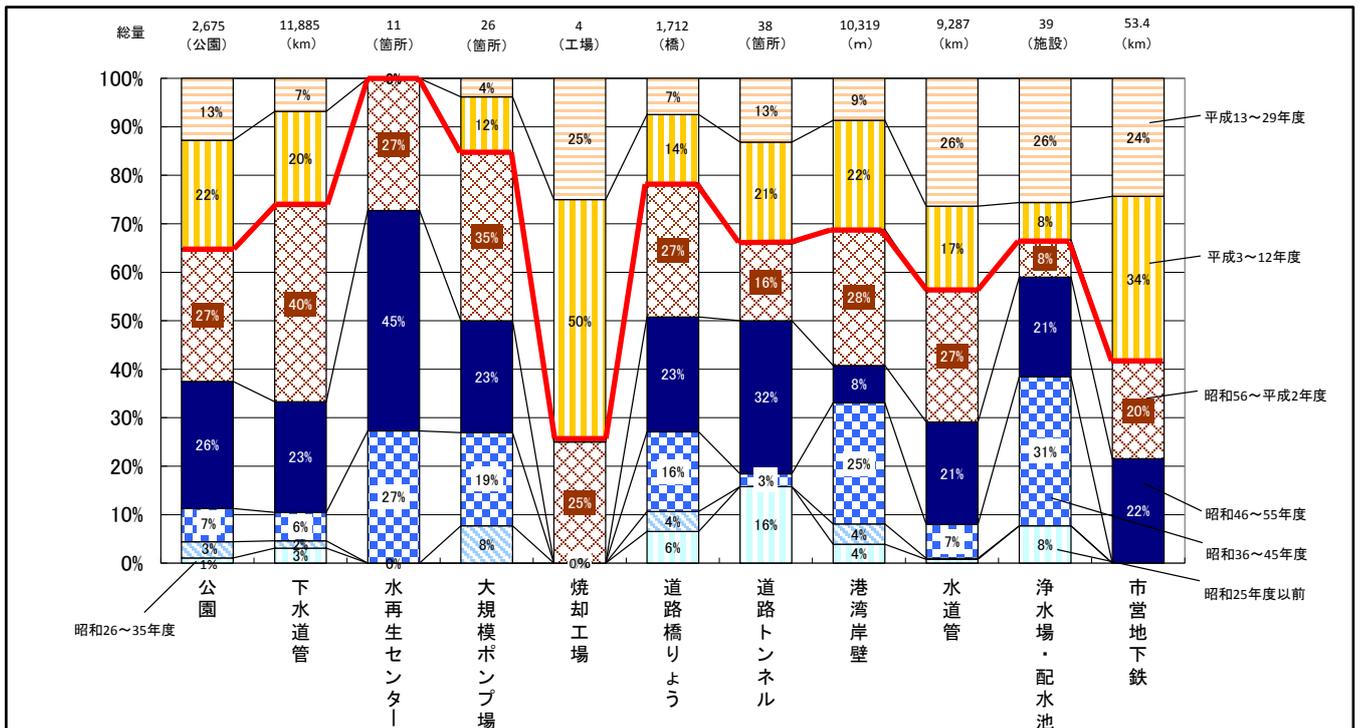


図 インフラ施設の供用開始年代別割合（平成30年3月末）

図の要点

- ① インフラ施設の多くが供用開始後30年以上経過

コラム 有形固定資産減価償却率

財務指標の1つである有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合です。法定の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを表しています。

内訳	主なもの	28年度	29年度
生活インフラ・国土保全	道路、橋りょう、港湾、河川、市営住宅、公園など	50.5%	51.3%
教育	小中学校、図書館、地区センター、スポーツセンター	62.6%	62.8%
福祉	老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所など	48.2%	50.0%
環境衛生	ごみ焼却工場、リサイクルセンター、斎場など	66.2%	65.9%
産業振興	文化ホールなど	48.1%	49.9%
消防	消防署所、消防車両など	70.3%	67.2%
総務	区庁舎、市庁舎など	52.0%	53.8%
合計		54.6%	55.4%

平成29年度決算財務書類より

なお、28年10月に公表された国の研究会報告（地方公会計の活用に関する研究会報告書）では、「有形固定資産減価償却率」の算出において、償却資産の耐用年数について、耐用年数省令による耐用年数を用いることとされているため、「有形固定資産減価償却率」は、本市のような長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないとされています。このため、「率が高いことが、直ちに施設の建替えの必要性や将来の財政負担の発生を示すものではない」とする一方で、「老朽化の状況を説明するきっかけを提供する」ともされています。

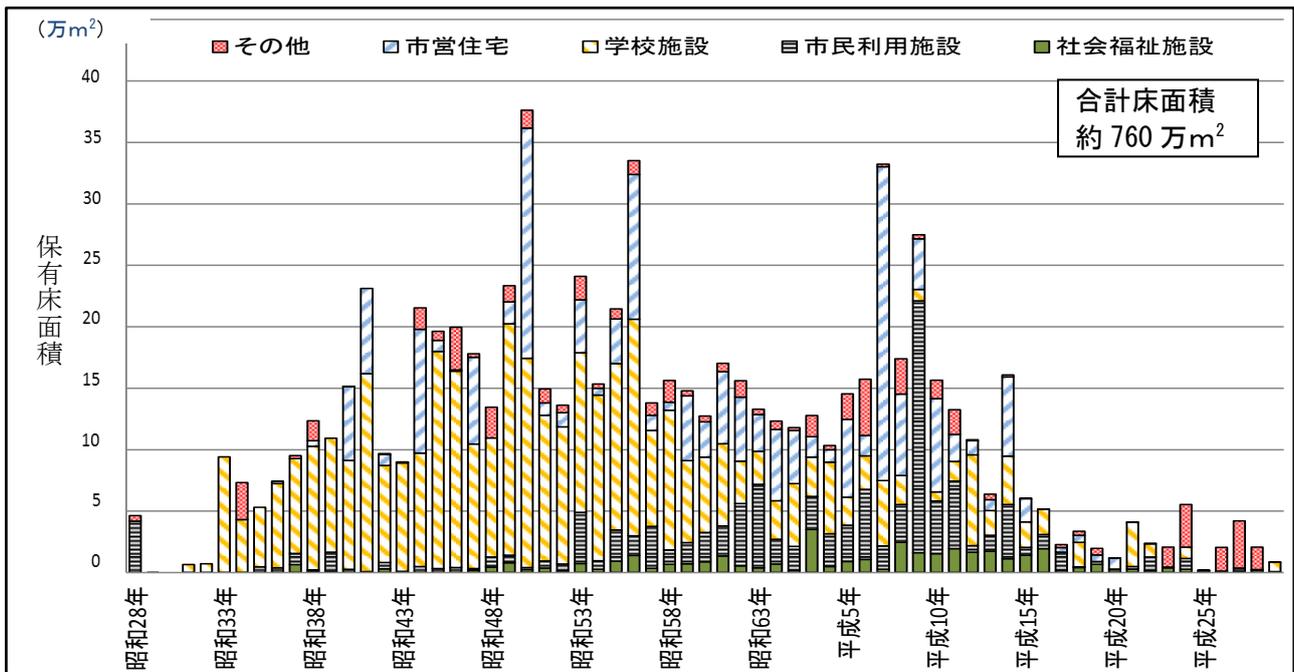


図 公共建築物（インフラ系建築物を除く）の築年度別整備状況（平成30年3月末）

図の要点

- ① 公共建築物（インフラ系建築物を除く）の多くが、供用開始後30年以上経過
- ② 学校施設は、約80%以上が築後30年を経過

これら保有している施設は、昭和30年代半ばから平成の初めまでに集中して整備してきたため、その多くは整備後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。

老朽化の進行にともない、施設に不具合が発生する確率が高くなり、本市においても、公園遊具や橋りょうに損傷が見つかり使用停止にした事例などが発生しました。このような公共施設の不具合は、人身事故の危険性だけではなく、市民へのサービス低下や社会的不安といったリスクにつながります。

公共施設の適切な維持管理を通じてリスクに対応することが必要です。

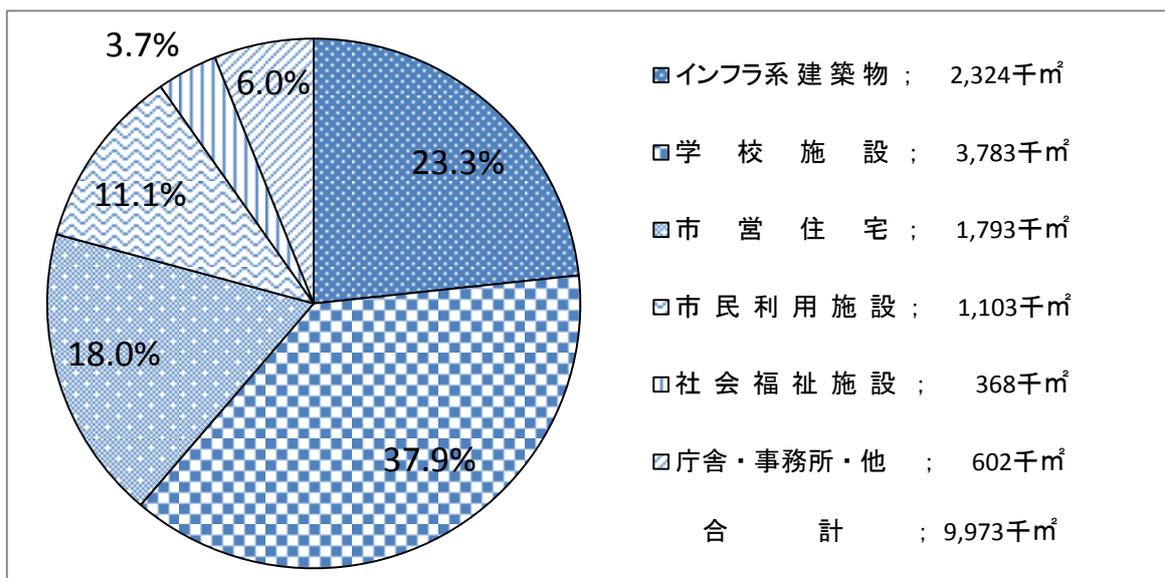


図 公共建築物（インフラ系建築物を含む）の保有床面積割合（平成30年3月末）

図の要点

- ① インフラ系建築物（環境創造局、資源循環局などが所管する建築物）を含む
- ② 公共建築物のうち、学校施設は約40%を占める。

(2) 人口の推移・推計

本市の人口は昭和 35 年以降の急増期を経て、今後も平成 31 年までは緩やかに増加し、その後、減少に転じ、平成 30 年から平成 60 年までの概ね 30 年間に約 35 万人減少すると見込まれています。

現時点においても年少人口（0 歳から 14 歳）と生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は既に減少しており、今後も減少を続ける見込みです。一方、高齢者人口（65 歳以上）は引き続き増加しており、概ね 30 年間に約 27 万人増加すると見込まれています。

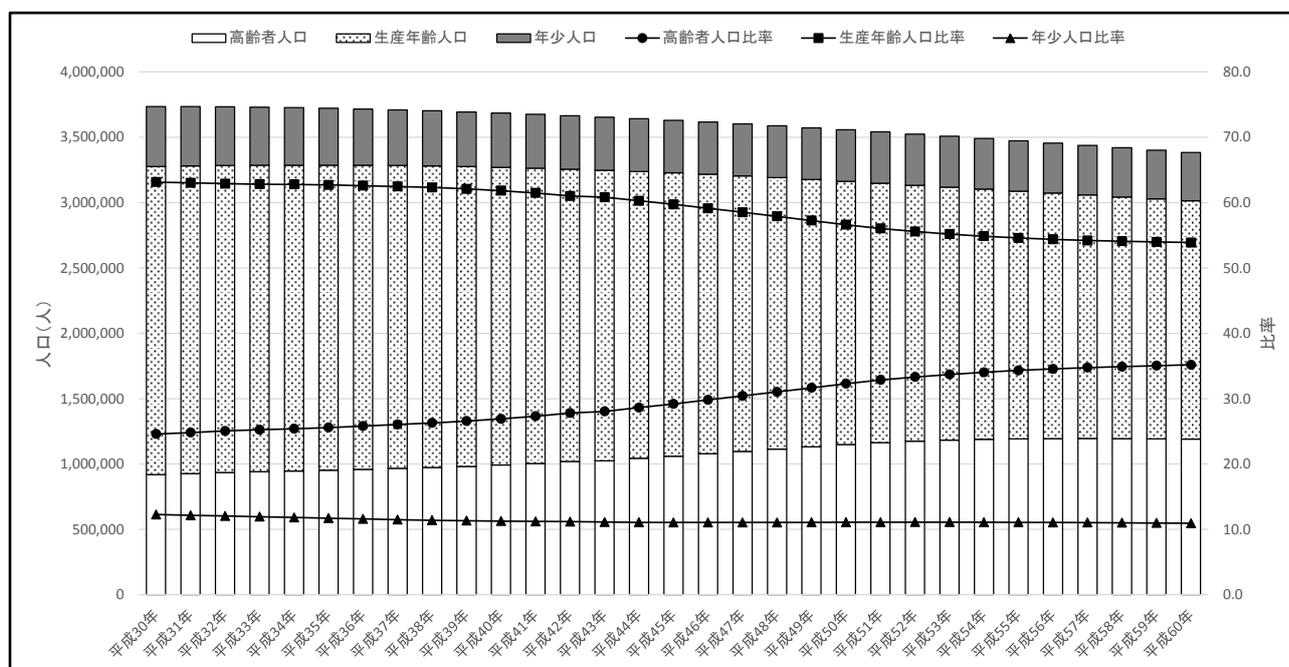


図 横浜市の人口推計（横浜市平成 29 年将来人口推計より作成）

図の 要点

- ① 高齢者人口・比率の増加（今後 30 年で約 1.4 倍に増加、約 35%を占める）
- ② 年少人口・比率の減少（今後 30 年で約 2 割減少、約 11%となる）
- ③ 人口は平成 31 年をピークに減少

(3) 財政に係る推移・見通し

一般会計歳出予算の推移と見通し

本市の平成 30 年度における当初予算額は約 1 兆 7,300 億円です。内訳としては、扶助費が約 4,873 億円と最大であり、以下金額の大きい順に人件費、行政運営費、施設等整備費、公債費と続き、歳出総額は増加傾向にあります。

主要要因としては、扶助費が引き続き増加（21 年度から 30 年度にかけて約 2,695 億円から約 4,873 億円に約 81%増加）していること、29 年度に県費負担教職員の人件費が本市に移管されたことにもともない、人件費が増加したこと等が挙げられます。

公共施設の整備や修繕等にかかる施設等整備費は、27 年度から新市庁舎や横浜環状北西線などの建設により一時的に増加していますが、32、33 年度はおおむね 2,000 億円程度が見込まれます。それ以降については、歳出は扶助費等が引き続き増加していく中で、歳入は市税収入の見込が微増であり、厳しい財政状況が見込まれることから、施設等整備費がさらに大きく増加していくことは難しいと見込まれます。

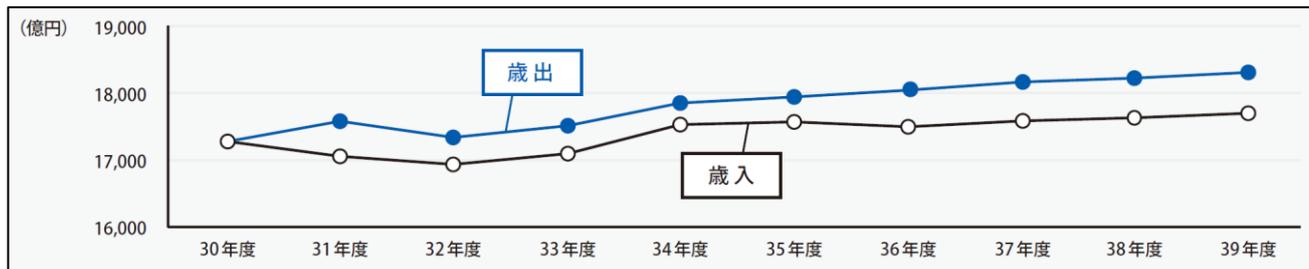
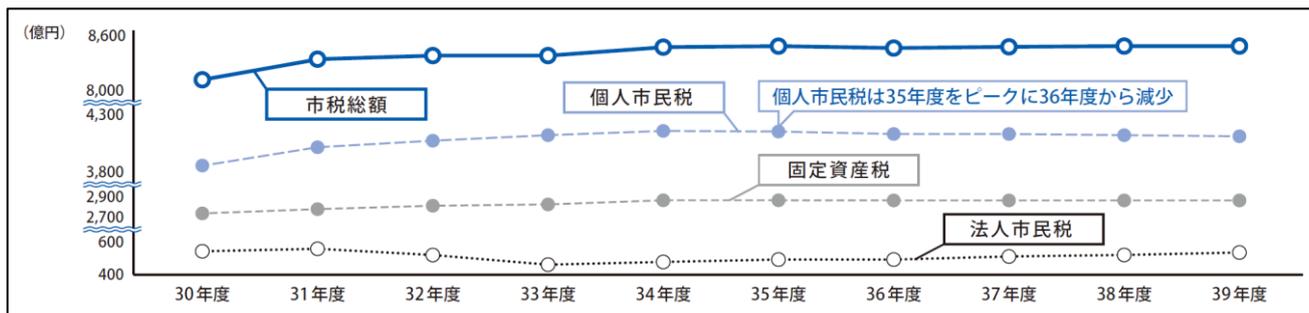
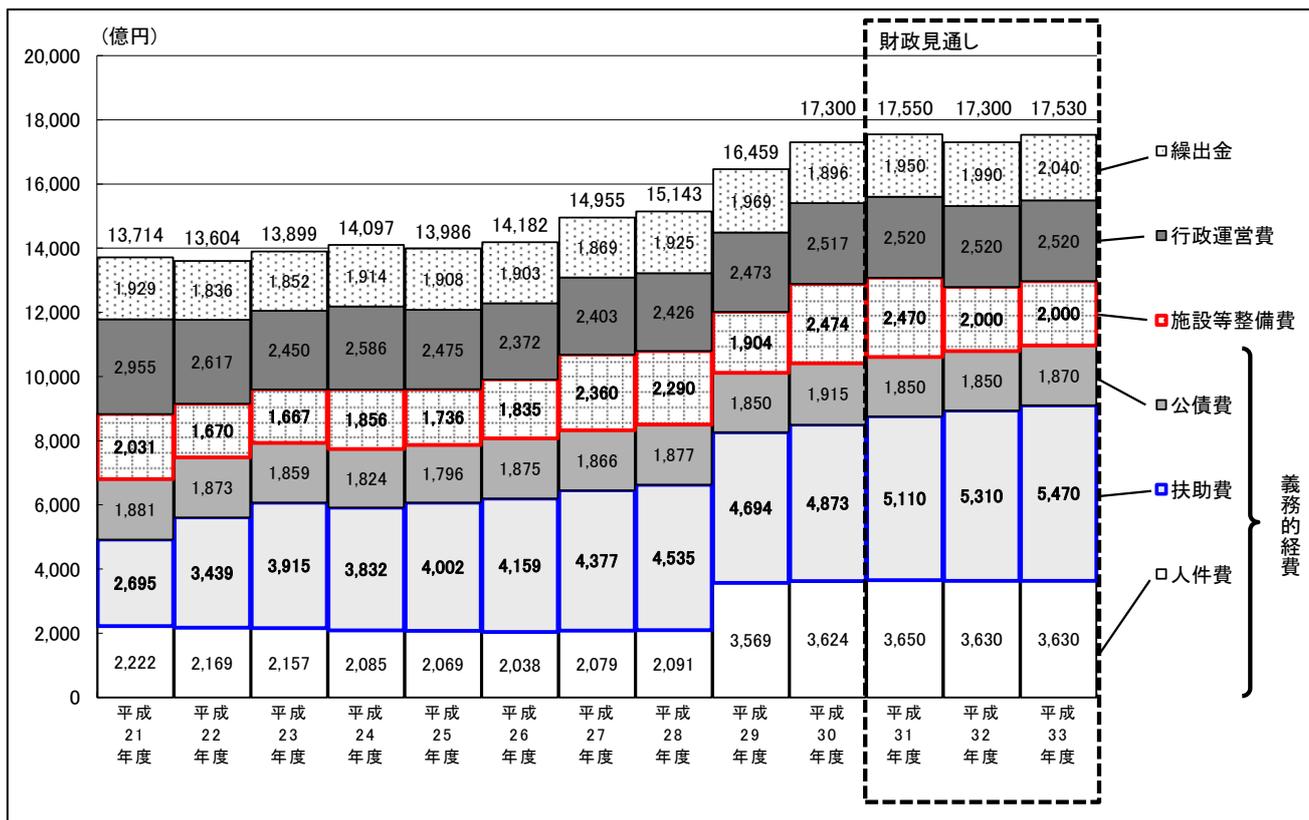


図 上段：一般会計歳出予算の内訳・推移と今後の財政見通し(平成33年度まで)
 中段：市税収入の試算(平成39年度まで)
 下段：一般会計の歳入歳出総額の見通し(平成39年度まで)
 (「ハマの台所事情(平成30年度)」 「横浜市中期4か年計画2018~2021」より抜粋・一部加工)

- 図の要点**
- ① 扶助費は、増加傾向(10年前から約81%増加)
 - ② 市税収入全体は、34年度以降、微増の見込み
 - ③ 歳出総額は、扶助費や義務的な繰出金の増加に伴い、33年度以降は増加の見込み

公共施設の保全・更新費の将来推計

時間計画保全[※]の考え方に基づく、平成 30 年度からの 20 年間における公共施設の保全・更新費（建替費を含む）の将来推計額は、全会計の総額が約 4 兆 9,800 億円であり、内訳は一般会計が約 2 兆 5,230 億円（約 51%）、公営企業会計が約 2 兆 4,020 億円（約 48%）、特別会計が約 550 億円（約 1%）です。

このうち一般会計は、23 年度に推計した将来推計額（24 年度からの 20 年間）より約 7,280 億円多くなっていますが、これは学校建替えや市営住宅再生の方針策定にともない、平準化による建替え時期の一部前倒しを含めた計画的な事業費が盛り込まれたことなどによるものです。

一般会計の施設の用途別内訳では、学校施設（教育委員会事務局）の約 8,230 億円が最大の割合（約 33%）を占めており、その他の主な用途としては、市民利用施設等（建築局等）の約 4,550 億円（約 18%）、道路等（道路局）の約 4,370 億円（約 17%）、公園施設等（環境創造局）の約 2,460 億円（約 10%）などが挙げられ、これら 4 分類だけで一般会計全体の保全・更新費のうちおよそ 8 割を占めています。

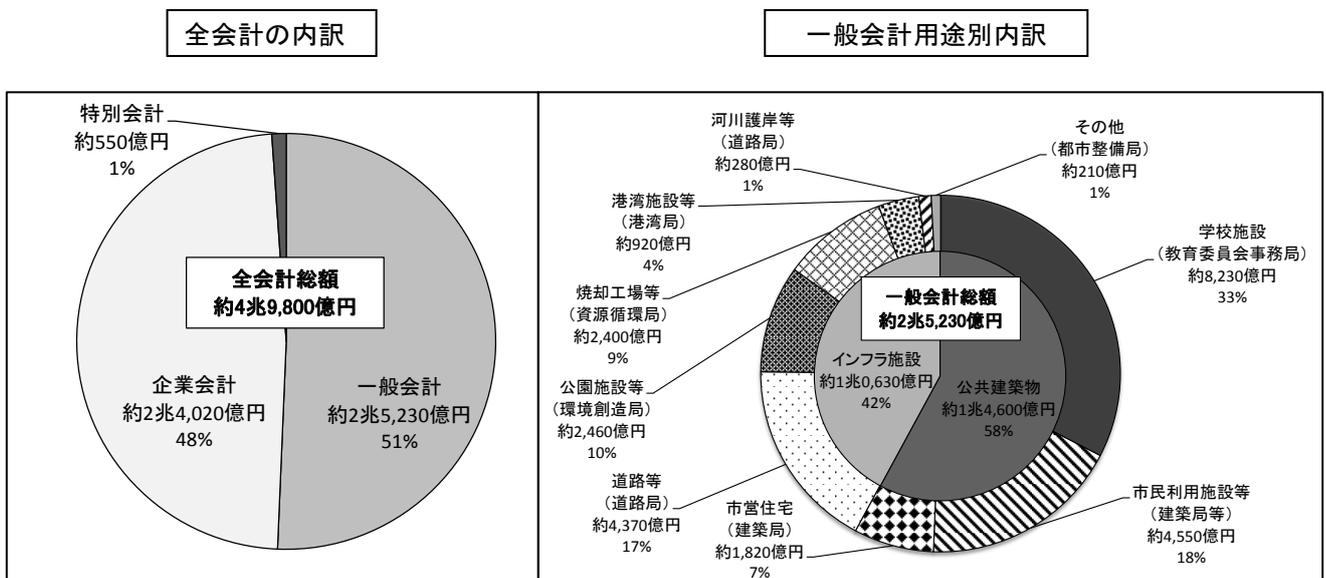


図 公共施設の保全・更新費（建替費を含む）の将来推計（平成 29 年度推計）
（10 億円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総額と一致しない場合があります）

なお、一般会計の将来推計額から建替費を除いた額は、約 1 兆 7,670 億円、年平均額は約 880 億円／年（建替費を含む年平均額は約 1,260 億円／年）となりますが、実際の必要額は、状態監視保全[※]の考え方にに基づき各年度の予算編成において精査することとしており、30 年度予算における保全・更新費（建替費を除く）は、約 640 億円となっています。

一方で公共施設は、今後も市民生活や経済活動向上のための新たな整備が求められており、これらの施設についても供用開始後に保全・更新費が必要となります。

※	予防保全のタイプ	概要
	時間計画保全	メーカー等により推奨された標準的な周期で保全・更新を行うことを前提にした手法
	状態監視保全	点検結果から、施設の劣化度合を加味して、必要な保全・更新を行う手法

図の要点

- ① 全会計の将来推計の総額は約 4 兆 9,800 億円、このうち一般会計は約 2 兆 5,230 億円
- ② 学校施設は約 8,230 億円で、一般会計全体の約 33%を占める

(4) 担い手の状況

全国の建設業就業者数は、平成7年の国勢調査では663万人をピークに27年の国勢調査では434万人まで(約35%)減少しています。また、建設業就業者の内、55歳以上が就業者数の30%以上を占め、加えて29歳以下の建設業への就労率も全産業と比べて低い傾向にあります。

本市内の建設業就業者数においても全国と同様の傾向であり、7年の国勢調査の約17万人をピークに27年の国勢調査では約10万4千人まで(約39%)減少しています。また、全産業と比べて55歳以上の割合が4%以上高く、29歳以下の割合が5%以上低くなっています。

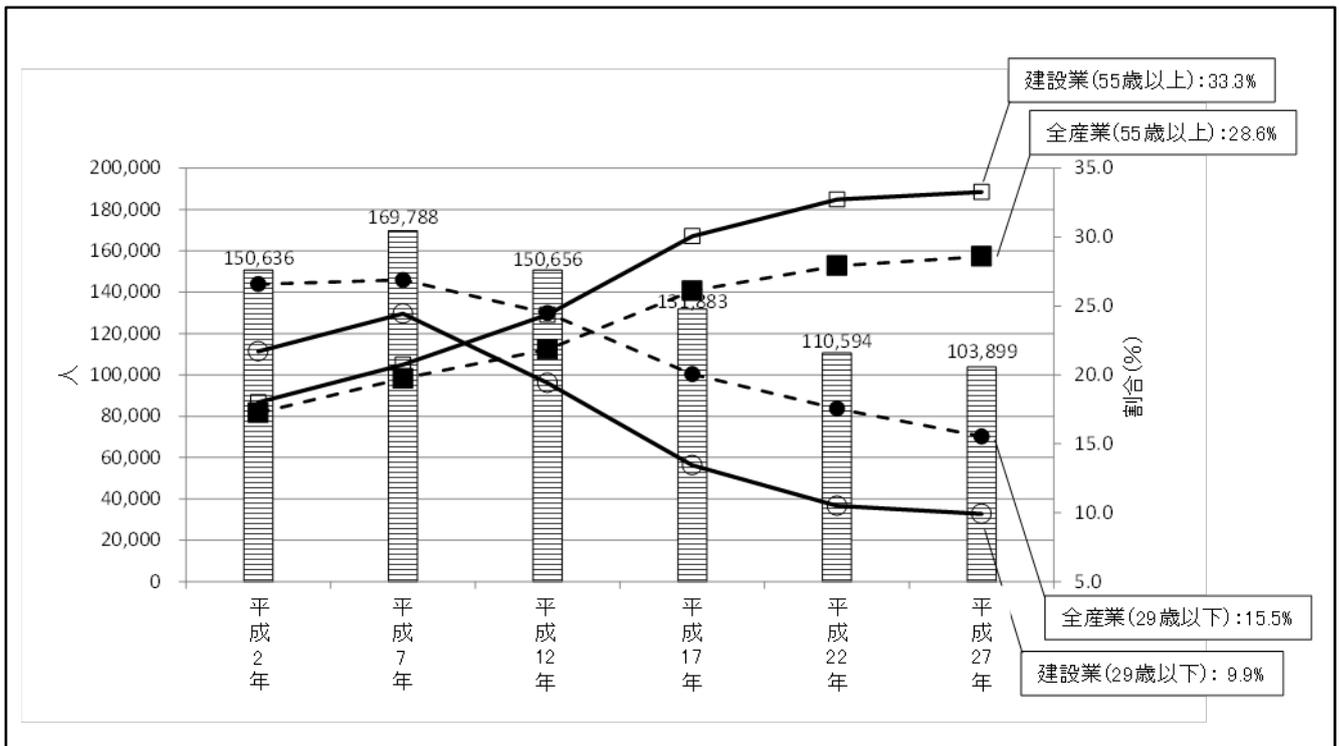


図 横浜市を従業地とする建設業就業者数の推移 (国勢調査より作成)

図の要点

- ① 横浜市の建設業就業者数は平成7年から27年にかけて約6万6千人(39%)減少し、全産業と比べて55歳以上の割合は高く、29歳以下の割合は低い

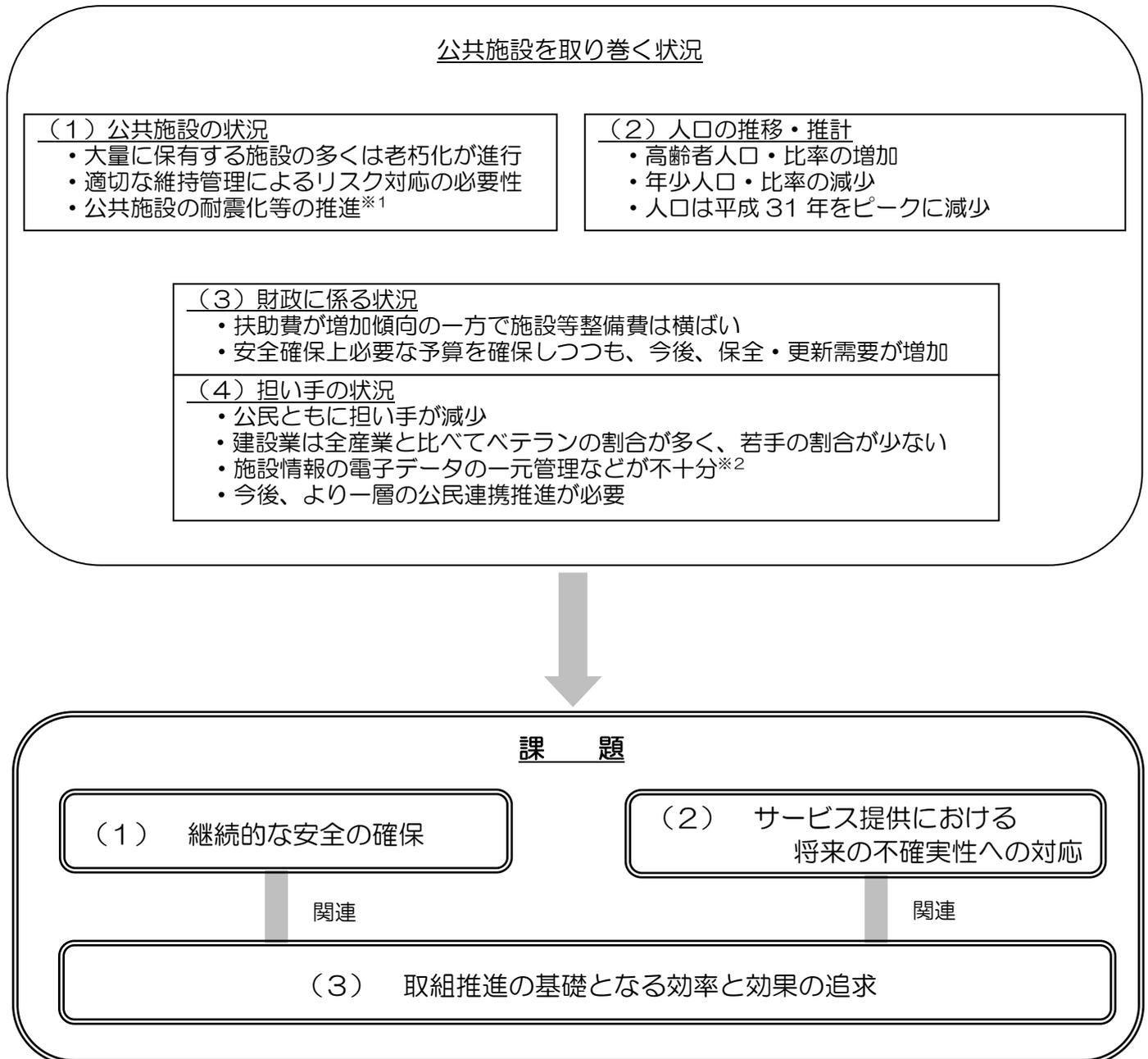
コラム 本市における担い手の状況

本市における保全・更新に携わる主な技術職員(土木、建築、電気、機械、造園職)は、世代交替にともない、知識・技術の継承や、経験の蓄積が課題になっています。

知識・技術の継承が課題となっている中、構造物を診断する際の基礎となる点検は、主に目視による作業が主体となっていますが、国と同様にICTなどを活用した新たな点検技術の導入を進めており、効率的・効果的な管理の実現を目指しています。また、データベースの質の向上を行い、情報共有に取り組みます。

3 課題

「2 公共施設を取り巻く状況」を踏まえ、施設の保全・更新などを計画的、総合的に推進するために課題を整理します。



平成29年度末の状況

※1 多数の者が利用する公共の特定建築物の耐震化率は99.95%ですが、引き続きインフラ施設の耐震化等に取り組んでいます。

※2 公共建築物の保全・更新や運営改善等を着実に進めるために整備した、公共建築物マネジメント台帳は平成30年度より運用を開始しています。

(1) 継続的な安全の確保

公共施設の老朽化が進む中、市民生活や経済活動などの安全・安心を確保するため、都市を支える公共施設は常に健全に保つ必要があります。そのためには、厳しい財政状況の中、計画的・効率的に保全・更新を行う必要があります。

また、地震等の災害時においては、市民・利用者への被害を最小限に抑えるとともに、災害後の復旧・復興に速やかに取り組むため、公共施設には想定される災害に応じた防災機能が確保されていることが必要です。

(2) サービス提供における将来の不確実性への対応

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、市民のライフスタイルが変化し、それにともない市民ニーズが変化することが予想されます。

これら将来の不確実性に対して、必要とされる機能やサービスを継続的に提供していくため、保有施設の効率的かつ効果的な利活用や不断の管理・運営改善、加えて、複合化・多目的化など従来の手法にとらわれない柔軟な対応が必要です。

(3) 取組推進の基礎となる効率と効果の追求

厳しい財政状況や保全・更新を担う技術者が減少している中、将来にわたって継続的に施設の保全・更新を行っていくためには、取組の基礎となる経営資源を効率的かつ効果的に最大限活用できる環境を整える必要があります。

そのため、施設情報等を一元管理するデータベースの活用や局間連携体制の強化、担い手の確保、職員の人材育成とそれを活かす体制作り、さらには新たな財源の確保やさらなる公民連携の推進などに取り組む必要があります。

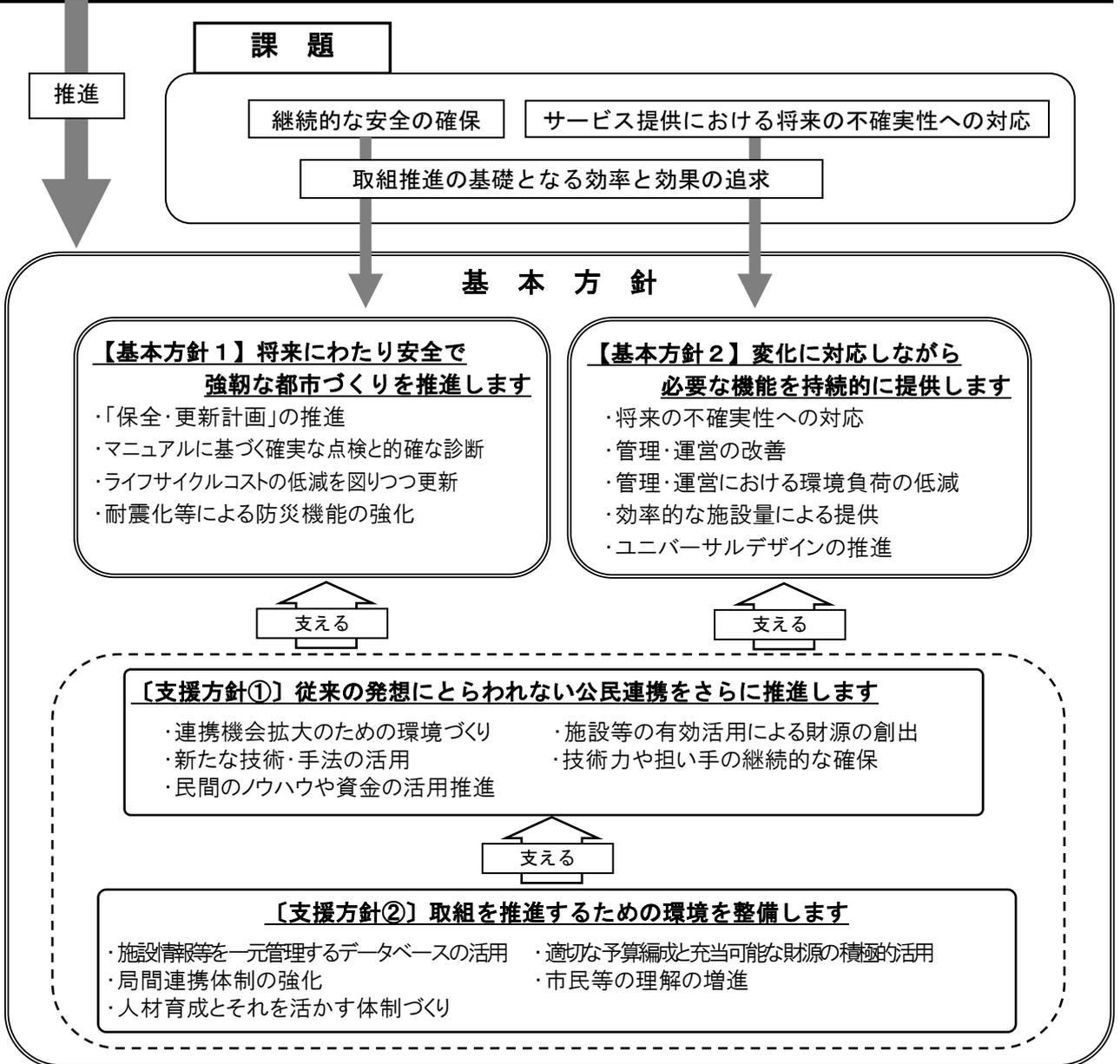
4 基本方針

「3 課題」を踏まえ、「横浜市中期4か年計画2018～2021」における、戦略6や政策38を推進するため、長期的な視点に立ち（概ね20年を見据え）つつ、公共施設の安全確保や長寿命化を柱とした保全・更新を効率的かつ効果的に取り組むための基本方針を定めます。

横浜市中期4か年計画2018～2021 戦略6「未来を創る強靱な都市づくり」

【政策38】公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新（一部抜粋）

- ・長寿命化を基本とした、**確実な点検と優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新**をこれまで以上に重視し着実に取り組みます。
- ・市立小中学校や市営住宅などについては、**事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等の再編整備の検討**など、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な建替えを着実に進め、**時代のニーズに対応できる公共建築物へ再生**します。
- ・質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、**新技術の活用や適正工期の確保等**を通じて、**市内中小企業における担い手の確保・育成と生産性の向上**を図ります。



【基本方針1】将来にわたり安全で強靱な都市づくりを推進します

市民生活や経済活動などの安全・安心を確保するとともに、厳しい財政状況に対応することが必要です。そのため、状態監視保全を基本として、保全・更新計画に基づき、計画的・効率的に公共施設の保全・更新に取り組みます。また、災害時に必要となる施設機能の確保や、緊急時の安全対策により、強靱な都市の実現を図ります。

・「保全・更新計画」の推進

施設の重要度や施設が損傷した際の周囲への影響、長寿命化や取組の効率性などの観点から保全・更新等の取組を計画的に定める必要がある施設について、点検・診断、保全・更新などに関する具体的な実施方針として策定した「保全・更新計画」を推進し、PDCAサイクルを構築します。

また、同一施設に対する非効率な投資を抑制するため、耐震改修などの実施時期とあわせた計画を検討し効率化を図ります。

・マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断

日常点検や定期点検、詳細調査などの点検の充実や、新設・更新後に施設の初期状態を確認するための点検を行うこと、施設の状態を点検結果より診断し保全の優先順位付けを実施することにより、効率的な取組や施設の長寿命化につながります。

そのため、施設の特性に合わせたマニュアルの整備を進め、全ての施設において適切な点検や的確な診断に取り組みます。

また、日常の点検などにより施設の不具合や危険な状態を覚知した場合は、施設利用者に対する安全確保のため、使用中止や応急修理などの速やかな対応が実施できるよう、対応手順や体制の充実などを図ります。

・ライフサイクルコストの低減を図りつつ更新

施設の更新・建替を実施する際には、初期投資とのバランスを考慮しつつ、更新後の施設の長寿命化や保全費の低減に資する構造・形状・材料・設備の選択などライフサイクルコストの低減に配慮した計画とします。

・耐震化等による防災機能の強化

震災等の災害時においても市民・利用者への被害が最小限に抑えられるよう、引き続き公共施設の耐震化等の対策を進めます。

さらに、発災直後からその機能を確保する必要がある施設においては、より高度な防災機能の強化を進めます。また、災害時の初期行動や応急対策の手順や体制など、公共施設の管理における災害対応力の強化も図ります。

【基本方針2】変化に対応しながら必要な機能を持続的に提供します

社会状況や市民ニーズ等の変化に対応しながら、必要なサービスや施設機能を持続的に提供する必要性があります。

厳しい財政状況においてもサービスや機能を確保するため、施設における不確実性への対応、管理・運営の改善や環境負荷の低減、再編整備による施設の集約化や規模の効率化などを進めます。

・将来の不確実性への対応

将来の社会状況や市民ニーズ等の変化の把握に努め、提供しているサービス・機能について変化への適応を図ります。

また、施設の更新・建替の際には、変化に柔軟に適応できるよう、多目的化や複合化等の再編整備の検討を行い、時代のニーズに対応できる公共建築物へ再生します。

・管理・運営の改善

利用状況や運営費等の運営に関する基礎情報を整理し、管理・運営状況を的確に把握することで、それらを踏まえた管理手法の工夫や利用者負担の適正化などといった管理・運営の改善につなげ、サービスの向上やコストの縮減、施設利用者数の増加等を図ります。

・管理・運営における環境負荷の低減

「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー設備の導入等を積極的に進め、エネルギー利用の抑制を図ることで、管理・運営費や環境負荷の低減を図ります。

・効率的な施設量による機能の提供

公共建築物を中心に、必要な機能の充足を基本とし、適切な機会をとらえ、機能の集約化や転換、施設の縮小・廃止などといった再編整備を進めます。その際、既存施設の積極的な有効活用を図ります。

また、今後の施設整備にあたっては、より効率的な施設配置や規模となるよう計画ごとに取り組みます。

・ユニバーサルデザインの推進

今後の超高齢社会への対応の観点から、引き続き、バリアフリー水準の底上げを図ります。

具体的には、「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリーの推進やICTを活用したきめ細かい情報発信を推進し、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を図ります。

〔支援方針①〕 従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します

厳しい財政状況が続く中、安全で強靱な都市づくりや、必要な機能の持続的な提供は、本市単独で進めていくことは難しく、また、これまで導入してきた公民連携の手法についても、より一層の工夫が必要です。

そのため、新たな手法などの導入も含め、企業や団体等の民間の皆様と行政がともに取り組む、公民連携をこれまで以上に推進します。

・ 連携機会拡大のための環境づくり

引き続き、民間と行政との対話の場や、民間から公民連携の提案を受け入れる窓口機能の充実を図ります。

また、公民連携の取組の積極的な発信や、保有施設に関する情報のオープンデータ化を進めます。

・ 新たな技術・手法の活用

I C Tを活用した点検や、施設の長寿命化に資する材料、効率的な保全・更新の工法など、新たな技術について民間からの提案を求め、積極的に導入検討を進めることで、新たな技術の活用機会の拡大を図ります。

また、市内中小企業との連携を深めるため、効率的な保全・更新や管理・運営に資する新たな手法についても検討を進め、積極的な導入を図ります。

・ 民間のノウハウや資金の活用推進

新たな公民連携の仕組みを積極的に研究し、導入を進めるとともに、指定管理者制度等のP P Pや市民・企業の社会貢献活動との連携など、既存の取組の導入拡大や制度の改善を進めます。

また、引き続き、施設を活用した広告事業やネーミングライツを推進することにより、民間資金の積極的な活用を進めます。

・ 施設等の有効活用による財源の創出

利用見込みのない未利用の土地・建物の民間への貸付・売却や、既存施設用地内もしくは再編整備などによって生じる余剰空間の貸付・売却、および施設から生じる再利用が可能なエネルギー等の民間への売却など、施設の有効活用により積極的な財源の創出を進めます。

・ 技術力や担い手の継続的な確保

「保全・更新計画」に基づき、施設の保全・更新に関する工事等を適切かつ安定的に実施し、市内中小企業が力を発揮できる場とすることで、技術力や担い手の継続的な確保を図ります。

〔支援方針②〕 取組を推進するための環境を整備します

計画的かつ効率的・効果的な取組をさらに進めるためには、情報や人材、資金などの様々な経営資源の連動を図りながら、それぞれを最大限に活かすことが必要です。

そのため、情報共有の推進や、保全・更新や管理・運営等を担う人材の育成、効果的な体制づくり、財源のさらなる活用などの環境整備を進めます。

・施設情報等を一元管理するデータベースの活用

計画的な保全・更新や運営改善等を継続的に実施するため、施設諸元はもとより、修繕履歴や利用状況などに関する情報の蓄積や一元把握、比較等が容易に可能となるよう施設情報の電子データ化とデータベースの活用を推進します。

・局間連携体制の強化

ストックマネージャー会議を中心に、本行動計画等の進行管理や見直し、全庁的な課題への対応などを進めます。あわせて、施設の安全確保や長寿命化を柱とする保全・更新に関し共通する技術の相互協力や、管理・運営の改善手法についての情報共有などを進めます。

・人材育成とそれを活かす体制づくり

研修や現場経験、資格取得などを通じ、保全・更新や管理・運営、公民連携等を実施する際に必要となる職員ノウハウの向上を図ります。

また、ストックマネージャーを中心に、区局における保全・更新や管理・運営の総合的な取組を推進するための体制づくりを進めます。

加えて、ともに保全・更新の担い手となる、建設業を中心とした市内企業の人材確保に向けた取組を進めます。

・適切な予算編成と充当可能な財源の積極的活用

各年度の予算については、「保全・更新計画」や保全・更新費の将来推計などを踏まえ、点検・診断の結果に加え、施設の重要度や予算の平準化などを考慮し編成します。

また、市債や交付金など保全・更新に充当可能な財源に関する制度について積極的に活用するとともに、充当対象の拡大などについて研究を進めます。

さらに、交付金の制度改善に向けた取組や、民間資金を活用する公民連携などにより財源の確保を図るとともに、地方財源の充実・強化にむけ、国に対して積極的に働きかけていきます。

・市民等の理解の増進

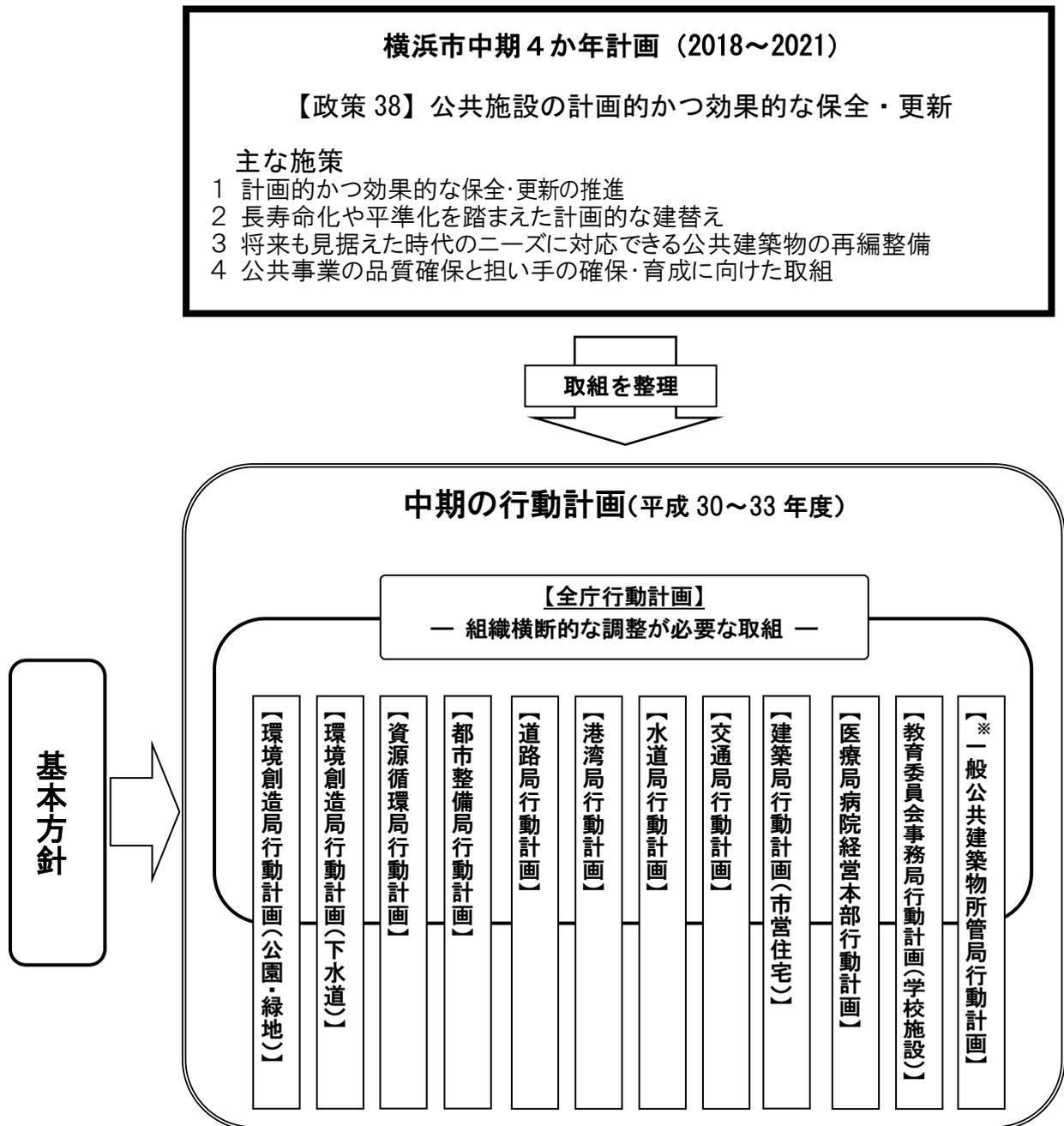
ポスターやインターネット等の活用により、公共施設に関する様々な情報を積極的に公表するとともに、市民等との対話の機会を拡充することで、公共施設の保全・更新の取組の重要性について市民等の理解の増進を図ります。

5 中期の行動計画（平成 30～33 年度）

「4 基本方針」に基づき、保全・更新の取組を推進するため、平成 33 年度末までの取組内容を中期の行動計画として整理します。

各局にストックマネージャーが設置されていることから、施設の特性に応じた各局の取組を「局行動計画」として整理します。

また、「局行動計画」の推進を支え、組織横断的な調整が必要な取組を「全庁行動計画」として整理します。



※ 一般公共建築物所管局

政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、消防局、教育委員会事務局（学校施設を除く）

(1) 全庁行動計画

各局で策定した行動計画の推進を支えるとともに、保全・更新を推進するための環境整備や、公共建築物マネジメントの取組など、組織横断的な調整が必要な取組の内容を整理した「全庁行動計画」を定めます。

現状と課題

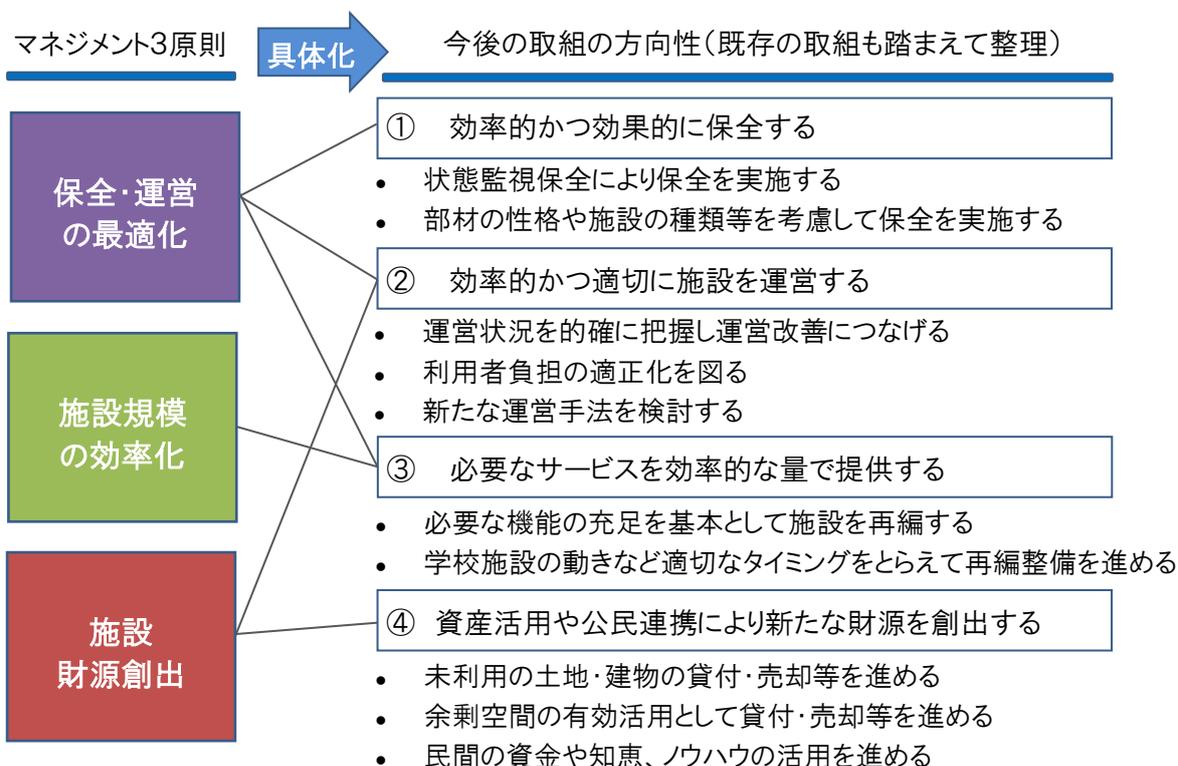
- 本市では、公共施設の長寿命化および適切な維持保全を推進するための体制として、平成13年度に「ストックマネージャー制度」を創設し、各局が所管する施設の適切な保全・利活用を推進する管理責任者である、長寿命化推進統括管理責任者（＝「ストックマネージャー」）を設置し、22年度には区役所にも設置の拡大をしてきました。
ストックマネージャー制度では、全市的な公共施設の保全・利活用推進に向けた情報共有および総合調整のため、区局のストックマネージャーで組織する「ストックマネージャー会議」を設置し、本市独自の施設の長寿命化や保全に関する取組を推進してきました。
- 市内中小企業は、公共施設の保全・更新の大切な担い手であることから、本市では、様々な機会に対話を重ね、その活性化に向けた取組を進めてきています。保全・更新の取組を一層進める必要がある一方で、市内の建設業における技術者・技能労働者の人材不足などの課題があることから、市内中小企業との連携を深め、さらなる活性化に努める必要があります。
- 建設業界を取り巻く現場の担い手不足や、地域の維持管理体制への懸念などを背景に、平成26年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」が改正され、地元中小企業者等の安定受注などに対応するため、ダンピング受注の防止や民間のノウハウの活用、複数年契約や一括発注方式等の活用などが追加・明確化されており、本市においても積極的に対応しています。
また、30年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立、国土交通省では「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野で新たな施策を進めるとしており、建設業の働き方改革に向けた取組を確実に進める必要があります。
- 本市では、これまでも国の交付金や補助金等の制度を積極的に活用して、保全の取組を進めてきました。しかし、交付金・補助金の制度によっては、対象となる施設規模や要件が制限されているなど、その活用の範囲は限定的となっています。
膨大な量の施設の点検や保全・更新を着実に進める財源を確保していくため、自由度が高く、活用しやすい補助金・交付金の制度が求められます。
- 市が発行する市債の多くは、施設を利用する全ての世代に公平にその費用を負担してもらう意味から、公共施設の整備や更新のほか、施設の寿命を延ばして長く利用することを可能とする長寿命化工事に対する財源などとして活用されてきました。
今後は、長寿命化に資する保全工事の明確化や整理を行い、市債のさらなる活用を図る必要があります。
- 公共施設の保全・更新等の財政需要に対応していくため、公民連携などによる新たな財源の確保についても引き続き取り組む必要があります。
- 事業量の多い市立小中学校や市営住宅などの建替えでは、特に財政負担の軽減、最適な施設配置など

に着実に取り組む必要があります。

- 平成 25 年 3 月に「公共建築物マネジメント白書」を策定し、市民との課題共有やストックマネージャー会議での検討を経て、26 年 6 月に「公共建築物マネジメントの考え方」を策定・公表しました。
この「考え方」に示した、「基本的考え方」、「マネジメント 3 原則」に基づき整理した今後の「取組の方向性」に沿った具体的な取組を区局と連携しながら推進する必要があります。
- 平成 27 年 3 月に一部改訂した「資産活用基本方針（22 年 3 月策定）」に基づき、保有する土地・建物を資産としてとらえ、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経営的視点に基づき、資産の有効活用を全庁的に推進してきました。
引き続き「資産活用基本方針」と「公共建築物マネジメントの考え方」に基づく取組について連携を推進します。
- 平成 29 年度に「公共建築物マネジメント台帳」を構築し、30 年 4 月から運用を開始しました。今後、施設情報の活用を進めることなどにより、保全・更新や運営改善など、施設の管理運営の充実を図ることとしています。また、そのためには、今後継続的にデータの更新を進めていくことが必要となります。
一方、28 年度から保有施設等の取得価額・耐用年数等のデータを網羅的に記載した固定資産台帳の整備や複式仕訳による財務書類の作成など地方公会計の運用を開始しました。固定資産台帳と公共建築物マネジメント台帳は、共通する項目についてデータを共有していますが、引き続き、連携の可能性を考えていく必要があります。

コラム 公共建築物マネジメント 3 原則

必要なサービスを将来にわたり持続的に提供していくためには、公共建築物の抱える課題を理解し、マネジメントの 3 原則に基づき、総合的にマネジメントを進めていくことが必要です。



(出所:横浜市公共建築物マネジメントの考え方)

実施する取組

1	ストックマネージャー制度の活用	〔支援方針②〕の取組
<p>○ 効率的・効果的な保全・更新等の取組推進のため、以下の事項についてストックマネージャー制度を活用します。</p> <ul style="list-style-type: none">・市民等に向けた公共施設に関する情報の広報・組織横断的な技術の協力体制・保全・更新を担う職員の人材育成・ユニバーサルデザインの推進		
2	保全・更新の担い手である市内中小企業との連携の深化	〔支援方針①・②〕の取組
<p>○ 引き続き、市内中小企業との対話を重ねつつ、市内中小企業の受注機会の増大に取り組むとともに、施設の点検や保全・更新など、様々な場面で連携機会の拡大に取り組みます。</p> <p>また、中小企業診断士等の専門家派遣などを通じて、市内中小建設業の経営改善を進めるとともに、若年者の雇用確保を支援します。</p> <p>○ 建設業における労働時間の短縮、適正な予定価格と工期の設定、社会保険加入促進などの働き方改革に向けた取組とともに、発注・施工時期の平準化、ICT導入などの生産性向上のための取組を、受発注者双方が連携し、推進します。</p>		
3	財源の拡充に向けた取組	〔支援方針②〕の取組
<p>○ 保全・更新に係る、交付金等の対象拡大などが進むよう、国の機関等への協力や、研究を進めるとともに、継続的に制度改善の提案・要望を行います。</p> <p>○ 保全・更新計画の策定等において、長寿命化に資する保全工事の位置づけ方法などについて整理し、引き続き市債のさらなる活用を検討します。</p> <p>○ 施設の維持管理における民間資金の活用など、従来の手法にとらわれない、新たな公民連携手法の積極的な導入に向けた検討を進めます。</p>		
4	資産活用基本方針の取組との連携	〔支援方針①・②〕の取組
<p>○ 引き続き、経営的視点に基づき、個々の資産の特性等を踏まえた有効活用を推進します。</p> <p>○ 資産の有効活用方策を多角的、全庁的に検討する資産活用推進会議と施設の複合化等を全庁的に検討する再編整備検討専門会議の連携を図ることで、資産の有効活用に取り組めます。</p>		
5	公共建築物マネジメントの取組	〔基本方針1・2〕、〔支援方針①・②〕の取組
<p>○ これまでの取組を継続するとともに、データベースの改良等、必要に応じた見直しを行うことにより、公共建築物の効率的かつ効果的な保全・運営を進めます。</p> <p>○ 公共建築物マネジメントに関する市民との課題共有、意見交換などを継続的に実施します。</p> <p>○ 再編整備検討専門会議において、施設の現況や利用状況、課題などの情報を区局と共有しながら、多目的化や複合化など将来を見据えた再編整備の取組を進めます。</p> <p>○ 事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等の再編整備の検討など、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な建替えを着実に進め、時代のニーズに対応できる公共建築物へ再生します。</p>		
6	地方公会計制度との連携	〔支援方針②〕の取組
<p>○ 保全工事による長寿命化などの実際の施設管理と、会計上の価額管理からの「地方公会計制度」では観点異なるため、両者の性格を踏まえつつ、例えば有形固定資産減価償却率の活用などについて、引き続き研究します。</p>		

(2) 局行動計画

「基本方針」および「支援方針」に基づき、点検の充実・強化や、着実な保全・更新工事の実施、記録や情報管理など、施設の特性に応じた保全・更新のサイクルを構築するため、平成 30～33 年度の期間に実施する各局の取組を「局行動計画」として整理します。

各「局行動計画」の構成

〇〇〇局行動計画

1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

各局が保有している施設量や規模、それらの整備経過を明らかにしています。

(2) 取組状況と課題

【基本方針 1、2】およびそれぞれを支える〔支援方針①、②〕にかかる取組状況や課題を整理しています。

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画※」を策定する施設

策定済み、今後策定する保全・更新計画を記載しています。

(2) 実施する取組

「1 (2) 取組状況と課題」で整理した課題等を踏まえた取組を、【基本方針 1、2】および〔支援方針①、②〕ごとに整理しています。
今回の改訂（平成 30 年 12 月）においては、国より事務連絡のあった「ユニバーサルデザイン化の推進方針について」を記載します。

※保全・更新計画とは

施設の重要度や施設が損傷した際の周囲への影響、長寿命化や取組の効率性などの観点から保全・更新等の取組を計画的に定める必要がある施設について、点検・診断、保全・更新などに関する具体的な実施方針

環境創造局行動計画（公園・緑地）

1 施設の現状と課題

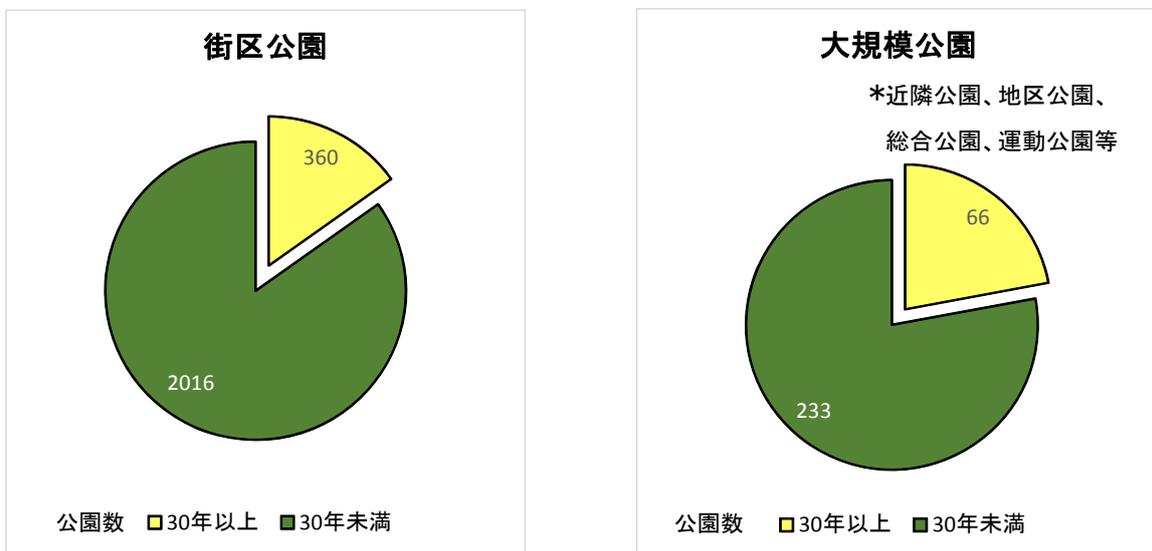
（1）保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する公園（都市公園）の総数は2,675公園（平成30年3月時点）です。

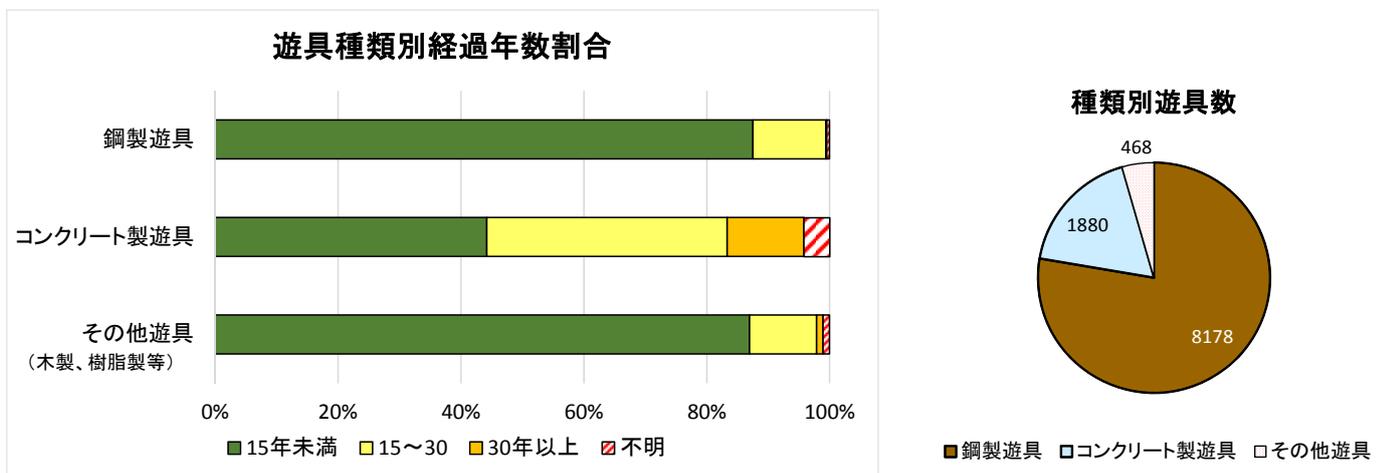
公園施設には、遊具（約10,500基）、ベンチ（約21,000基）、水飲み（約2,900基）、園内灯（約15,000基）等の一般的な公園施設や、便所、管理棟等の一般建築物、陸上競技場・球技場、古民家、西洋館、動物園施設等の特殊建築物、橋りょう等の大規模な土木構造物等があり、設置数が多く、種類も多岐に渡っているという特徴があります。

公園設置又は再整備後の経過年数についてみると、30年以上経過しているものは426公園（全公園数の約16%）となっており、今後とも増加傾向にあります。

<公園設置又は再整備後の経過年数>



なお、公園施設の内、遊具については安全上の観点から適宜更新を行っていることもあり、設置後15年（遊具の一般的な処分制限期間）未満のものが全遊具数の約80%を占めています。

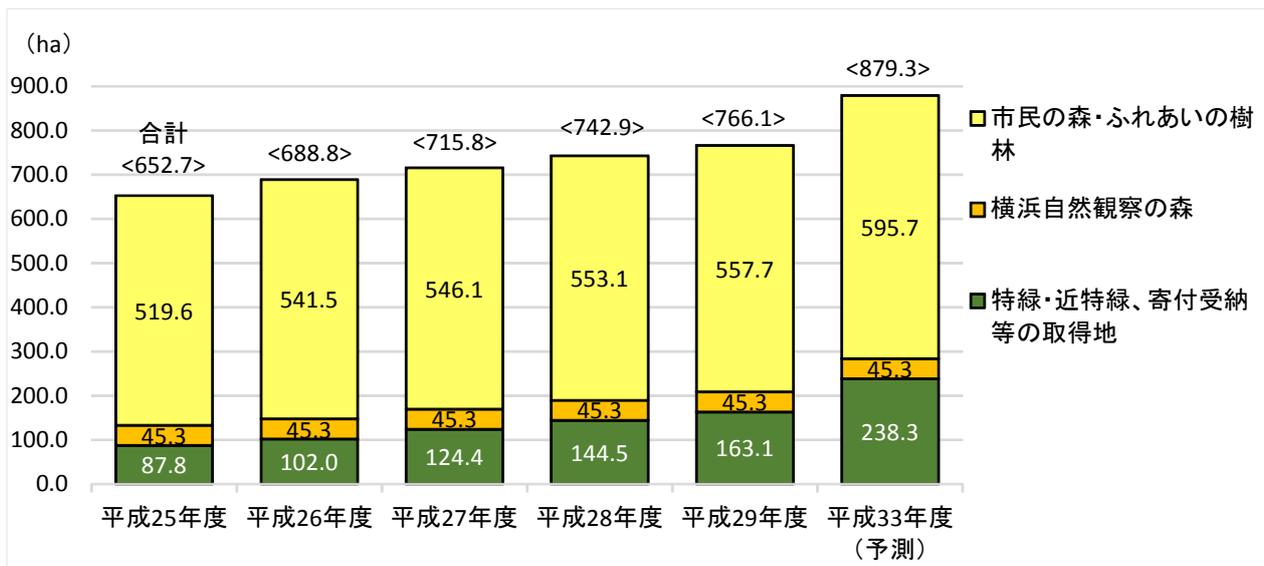


緑地には、市民の森（44 か所、約 540ha）、ふれあいの樹林（14 か所、約 20ha）、市有緑地（約 160ha）等があります。

施設は園路、柵、ベンチ等、自然散策のための必要最低限の整備とともに、法面の防災対策を行っています。また、緑地によっては便所、ボランティア拠点施設等が設置されています。

なお、市内に残る多くの民有樹林地について、横浜みどりアップ計画により、これまで緑地保全制度への指定を進めており、今後も、市民の森の新規指定や、特別緑地保全地区などの指定地における買取り対応等により、管理対象地となる緑地の増加が見込まれています。

<緑地管理対象面積の推移>



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題						
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度に策定された「横浜市公園施設長寿命化計画」（平成 27 年度一部修正）及び平成 29 年度に策定された「公園施設 保全・更新計画」に基づき、公園施設の計画的な点検、補修、更新を実施しています。 ○ 公園の保全・再整備 <table border="1" data-bbox="408 488 1442 734" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">大規模公園</td> <td style="padding: 5px;">公園の位置付けや現地調査を踏まえた再整備計画を策定し（平成 23 年度、平成 27 年度時点修正）、計画に基づき大規模な施設改良を実施しています。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">街区公園</td> <td style="padding: 5px;">設置後約 30 年が経過した公園について再整備工事（全面的な施設更新）を実施しています。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">公園施設</td> <td style="padding: 5px;">安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">現時点では概ね再整備や施設改修は適切に実施できていますが、今後の施設の老朽化を見据え、より計画的、効率的に実施していくことができるよう、維持管理体制の確保が必要です。</p> <p>大規模公園については、全面的な再整備が難しく、改修工事に複数年を要するため、他の事業との調整を図りながら、より計画的に実施していくことが必要です。</p> ○ 一般建築物（延べ面積 100 ㎡以上）については、建築局による公共建築物長寿命化対策事業により保全・更新を進めています。 ○ 橋りょう等については、点検を実施し情報をまとめる台帳の作成が必要です。 ○ 「横浜市公園施設点検マニュアル」を、「公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成 27 年 4 月国土交通省）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）（平成 26 年 6 月国土交通省）」の指針等を受けて、平成 28 年 4 月に改訂しました。これに基づき、年 4 回の施設点検を実施しています。 <p style="margin-left: 20px;">この点検とは別に、園内灯設備は年 1 回電気設備業者による点検を実施しています。</p> <p style="margin-left: 20px;">また緑地については、「樹林地点検マニュアル（案）」に基づき、年 4 回の点検を実施し、その結果に基づき施設の修繕や改修を実施しています。</p> ○ 日産スタジアムの観客席上部や正面入り口の天井が特定天井に該当していたため、平成 29 年度までに脱落対策を完了し、対象建築物の耐震化は完了しています。 	大規模公園	公園の位置付けや現地調査を踏まえた再整備計画を策定し（平成 23 年度、平成 27 年度時点修正）、計画に基づき大規模な施設改良を実施しています。	街区公園	設置後約 30 年が経過した公園について再整備工事（全面的な施設更新）を実施しています。	公園施設	安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。
大規模公園	公園の位置付けや現地調査を踏まえた再整備計画を策定し（平成 23 年度、平成 27 年度時点修正）、計画に基づき大規模な施設改良を実施しています。						
街区公園	設置後約 30 年が経過した公園について再整備工事（全面的な施設更新）を実施しています。						
公園施設	安全規準への適合状況や施設点検の結果に基づき、適宜施設の改修、更新を実施しています。						
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公園施設長寿命化技術指針（案）」に基づき、施設の更新期間の目安や、耐用年数の長い素材を用いるなど、長寿命化に配慮すべき事項を示しました。 						
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園施設の設置・更新状況の情報の蓄積や、施設管理部署同士の情報共有を図るため、公園施設データベースを構築しています。 <p style="margin-left: 20px;">公園施設データベースと長寿命化計画及び保全・更新計画に、保全工事の結果を反映させるため、適切にデータの更新を進めています。</p> 						

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 既に保全・更新計画の対象としている個別の施設については、計画や施設の劣化状況に基づき必要な保全費を把握します。 また、公園緑地の施設管理部署の横断的な会議を開催し、予算の執行調整を行っています。 一方で、日産スタジアムのような特に規模が大きい基幹的な施設については、施設の老朽化に対応した計画的な保全費や、施設運営に必要な設備等の突発的な故障に対応できるような予算の確保が必要となります。 緑地の保全については、「横浜みどり税」を財源の一部として進める横浜みどりアップ計画によって買い取りや維持管理に関する予算的な措置が図られていますが、今後も増加する緑地を適切に保全することができるような継続的な措置が必要です。</p> <p>○ 職員の技術力向上のため、公園の施設の点検、データ作成、維持管理等に関する研修を適宜実施しています。</p>
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 「横浜市水と緑の基本計画」（平成18年12月、平成28年6月改定）に基づき、施設の維持管理・更新を着実に推進し、利用者が安全で快適に利用できる環境づくりを進めています。 公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、多様な主体との連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討していくことが課題です。</p>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 既に有料施設のある公園や有料施設を中心とした、指定管理者制度の導入（90公園）、ネーミングライツや管理許可によるコンビニストアの運営等での民間活力の活用などを図っています。 また、公園愛護会などと協働した公園の維持管理や地域活動の取組、市民と協働し地域が中心となって運営・開催するプレイパークの支援を行っています。</p> <p>○ 指定管理業務の実施状況について、市と指定管理者間でより一層の情報共有を図る必要があります。また、Park-PFI制度の活用など公民連携による、さらなる公園の魅力と賑わいの創出に向けた新たな取組の推進を図る必要があります。 さらに、公園愛護会活動においては、新たな担い手不足が課題となっています。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 職員の技術力向上のための公園の維持管理等に関する研修を適宜実施しています。 一方、競技場・球技場や橋りょう等の特殊かつ大規模な構造物の保全について、高い専門知識を有する人材を確保する必要があります。</p>

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
都市公園	横浜市公園施設長寿命化計画	平成26年7月	平成30年度	今後策定対象公園、個別施設を拡充予定
都市公園	公園施設 保全・更新計画	平成30年3月	—	—

* 緑地については「横浜市森づくりガイドライン」等を活用し、個々の植生等に応じた保全を行います。

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組				
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 公園施設長寿命化計画及び保全・更新計画に基づき、計画的に保全・再整備を進めていきます。また、再整備にあたっては、周辺の環境や市民ニーズの変化に合わせた、機能の見直しを含めて進めていきます。</p> <table border="1" data-bbox="416 394 1442 517"> <tr> <td data-bbox="416 394 587 434">大規模公園</td> <td data-bbox="587 394 1442 434">再整備計画を更新し、計画的に再整備を進めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 434 587 517">街区公園</td> <td data-bbox="587 434 1442 517">個別施設の長寿命化を図ることで、再整備の目安を30年以上とし、再整備を進めます。</td> </tr> </table> <p>○ 一般建築物（延べ面積100㎡以上）については、引き続き建築局による公共建築物長寿命化対策事業により保全・更新を進めていきます。</p> <p>○ 橋りょう等については、施設の台帳を作成し、修繕履歴等の情報収集を図れるようにするとともに、国の点検要領等に対応した詳細な点検を着実に実施していきます。</p> <p>○ 緑には、防災・減災、生物多様性保全、ヒートアイランド現象の抑制、地下水かん養等の市民の暮らしを支える機能や、美しい街をつくる景観形成機能等、多様な機能があり、維持・保全の状態により、その機能の発揮状況は大きく変わってきます。緑は適切な管理を行うことで成長し、価値も高まります。</p> <p>このため、維持・保全にあたっては、「横浜市森づくりガイドライン」等を活用し、森ごとの保全管理計画による計画的な維持管理の取組など、緑のもつ特殊性を踏まえた取組を、横浜みどりアップ計画に位置づけて進めていきます。</p> <p>また、樹林地地点検マニュアル（案）については、適切な維持管理に対応できるよう、適宜見直しを行いながら、定期的な巡視・点検を実施し、その結果に基づき施設の修繕や改修を実施します。</p>	大規模公園	再整備計画を更新し、計画的に再整備を進めます。	街区公園	個別施設の長寿命化を図ることで、再整備の目安を30年以上とし、再整備を進めます。
大規模公園	再整備計画を更新し、計画的に再整備を進めます。				
街区公園	個別施設の長寿命化を図ることで、再整備の目安を30年以上とし、再整備を進めます。				
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 施設の長寿命化を図るため、耐久性の高い材料等を使用し、また、施設全体の更新ではなく部分的な修繕を行う等の手法を積極的に取り入れます。</p> <p>さらに、事例を踏まえ新技術の導入を図ります。</p>				
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 公園の維持管理については、施設管理部署においても保全工事の結果を反映し、適切に更新ができるよう、データベースに関する研修を実施します。また、公園施設点検マニュアルに関する研修を実施します。</p> <p>○ 緑地の維持管理については、森を管理する手法をまとめた「森づくりガイドライン」等を活用して、成果を実感できるように、効果的な取組を進めます。また、適切な管理を進めるため、樹林地地点検マニュアル（案）に関する研修を実施します。</p> <p>○ 公園施設長寿命化計画及び保全・更新計画に基づき、長期的に必要な保全費の平準化を行うとともに、施設点検の結果に基づく実質的、短期的な保全費の把握を組み合わせ、優先度の高いものから対策を実施していきます。</p> <p>また、施設の保全工事に関する、より一層の国費の確保に努めます。</p>				

対応する 「基本方針」	実施する取組
<p>【基本方針2】 必要な機能の 持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園緑地の維持管理体制のさらなる充実を図ります。 ○ 公園や緑地には、防災・減災、生物多様性保全、ヒートアイランド現象の抑制、地下水かん養等の市民の暮らしを支える機能や、美しい街をつくる景観形成機能等の、多様な機能があります。 公園においては、再整備等の機会に周辺地域の社会状況や市民ニーズの変化の把握に努め、健康づくり公園事業やグリーンインフラの取組をはじめ、他事業との連携を図りながら、さらなる公園の魅力と賑わいの創出に取り組みます。 緑地については、横浜みどりアップ計画に基づき、保全を進めるとともに、緑地の多様な機能が発揮できるように管理を進めます。 ○ 日産スタジアムについては利用者のニーズの把握に努めるとともに、大規模な大会開催の諸条件を整理し必要な施設整備を進めます。 ○ ユニバーサルデザインの推進として、公園・緑地の施設に関して、「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、施設のバリアフリーを推進し、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を進めます。
<p>【支援方針①】 公民連携 をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者の業務に対する点検や指導、評価などを十分に反映させながら、適正な業務の履行の確保を進めます。また、公園施設の更新時に、公民連携を取り入れながら、社会状況や市民ニーズ等に応じたサービスを提供していきます。 ○ 公園愛護会の活性化に向けた支援とともに、花と緑のあふれる空間づくりを市民・企業と連携し、推進します。
<p>【支援方針②】 取組推進のため の環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常業務を通じた能力開発や技術研修等により、専門的な分野に関する職員の技術力向上を図ります。さらに、施設の保全に関する技術を継続的に蓄積し、伝承していくための、研修等を専門的に実施できる組織体制強化について検討します。

環境創造局行動計画（下水道）

1 施設の現状と課題

（1）保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する主な下水道施設は以下のとおりです。

- ・下水道管 : 約 11,900km
- ・水再生センター※¹ : 11 箇所
- ・汚泥資源化センター※² : 2 箇所
- ・大規模ポンプ場※³ : 26 箇所

下水道事業では 1960(昭和 40)年代以降、短期間に膨大な下水道施設の整備を行ってきたため、今後、更新時期が集中的に到来し、再整備事業が増大することを想定しています。

持続可能な基盤サービスの提供に向け、将来需要を見据えた施設規模の適正化や優先度による再整備事業の平準化が必要です。

※1 水再生センター : 下水道の汚水を浄化し、河川や海へ放流する施設

※2 汚泥資源化センター : 下水道の汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥を資源化する施設

※3 大規模ポンプ場 : 各家庭などからの汚水を中継し水再生センターまで送る施設や雨水を河川などへ排水する施設

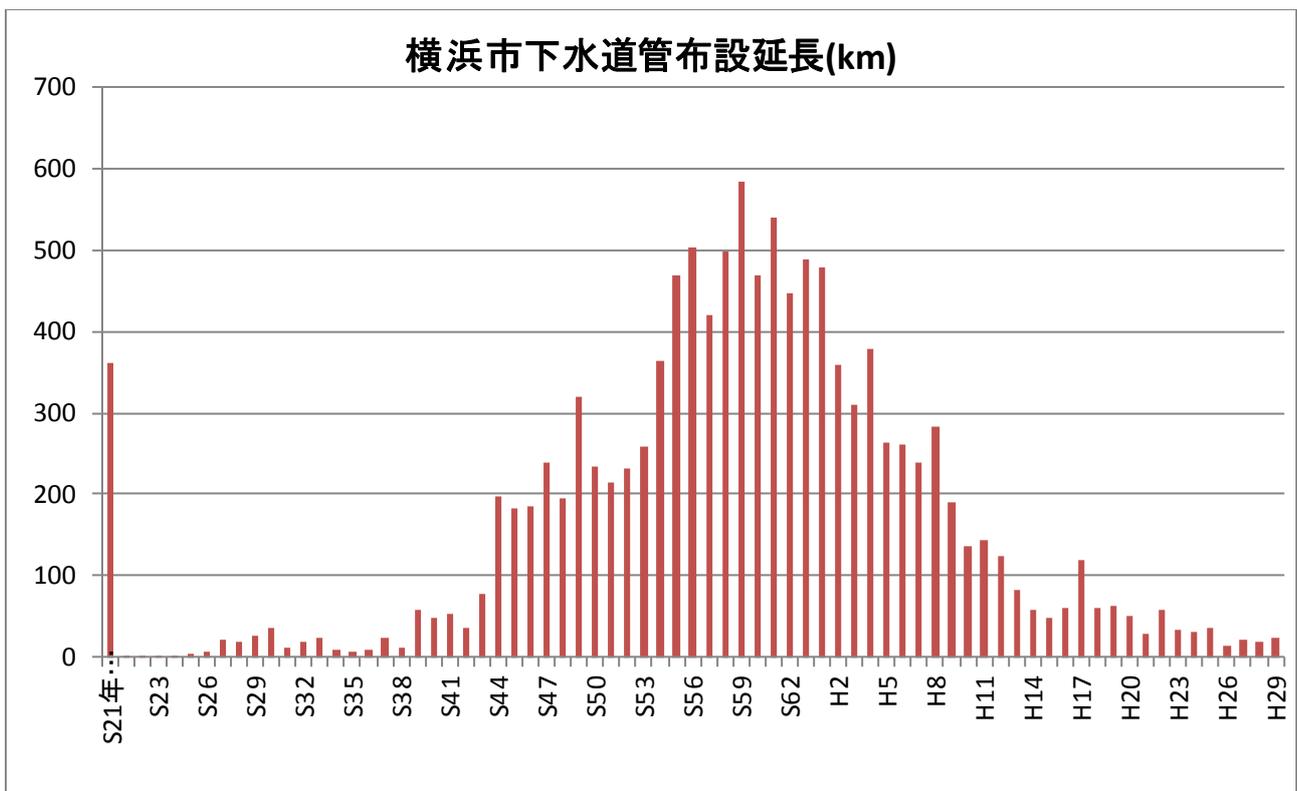


図 下水道管の年度別布設延長（H29 年度末）

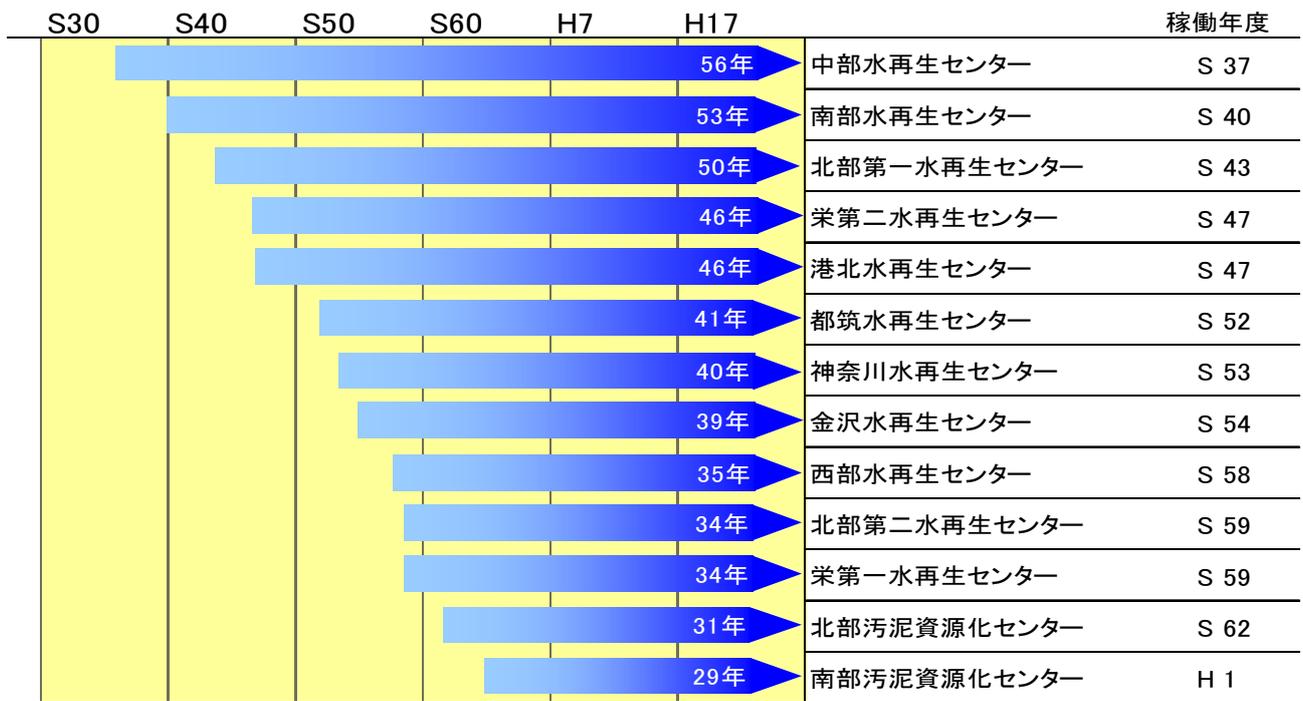


図 水再生センター・汚泥資源化センターの稼働年数（H29 年度末）

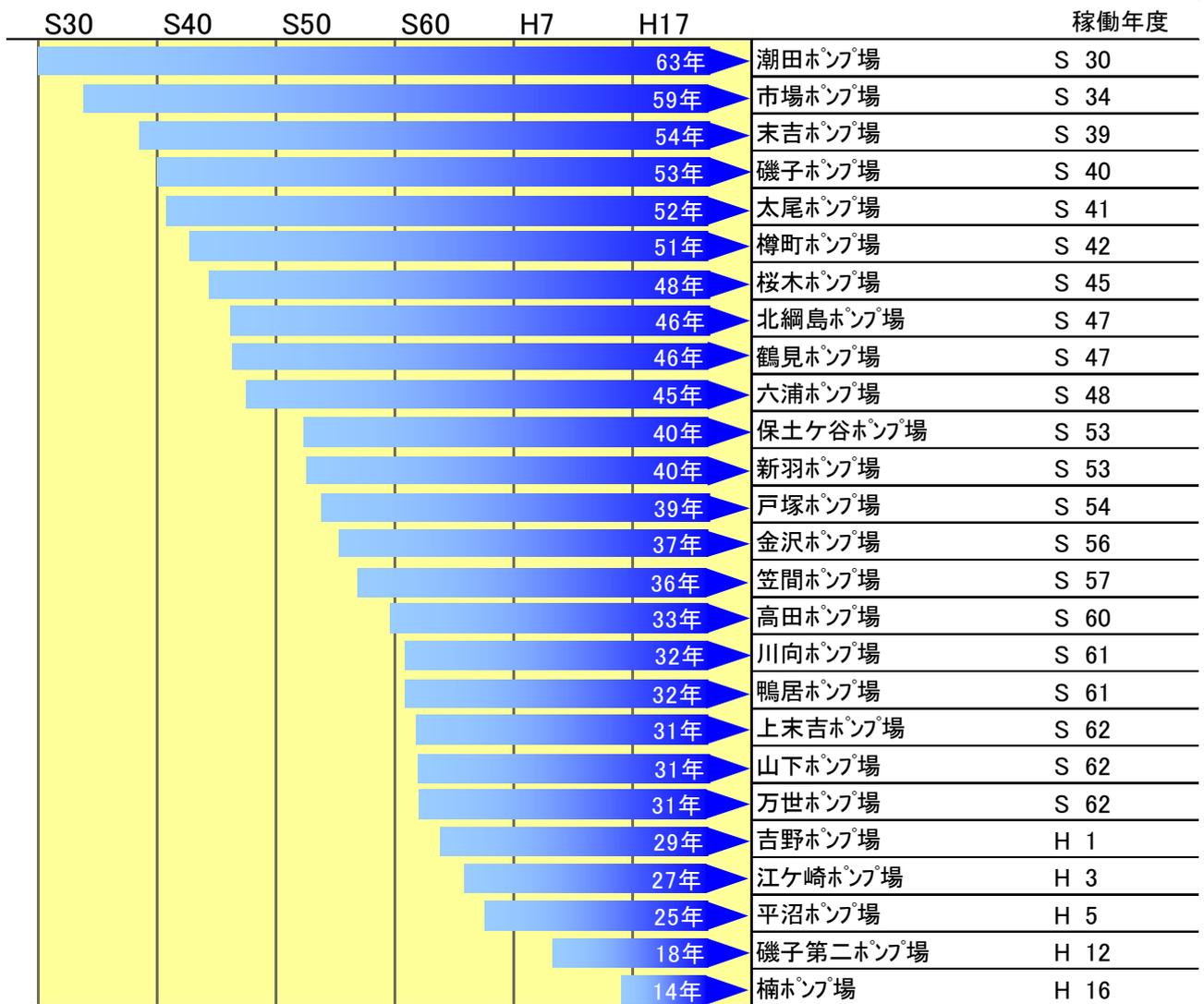


図 大規模ポンプ場の稼働年数（H29 年度末）

(2) 取組状況と課題

下水道事業では、下水道事業中期経営計画 2018 に基づき、事業を実施しています。

対応する 「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針 1】 安全で強靱な 都市づくり</p>	<p>○ 将来にわたり、平常時・非常時共に最適な下水道サービスを持続的に提供していくため、今後の再整備事業の増大を的確に見据え、計画的に再整備※1を進めています。</p> <p>具体的には、水再生センター等の汚水ポンプや自家発電設備などの電気・機械設備や水処理施設及びポンプ場などの土木・建築施設について、平準化に配慮しつつ効率的に再整備を進めています。</p> <p>下水道管については、戦前に整備された区域（約 1,910ha）の再整備は概成し、戦後から 1970（昭和 45）年頃までに整備された区域（約 3,900ha）の再整備に着手し効率的に進めています。</p> <p>今後、これらの施設の再整備とともに、防災・減災の取組、水環境や地球温暖化対策などの環境施策の推進など多様なニーズへの対応が必要です。</p> <p>※1 再整備：対象となる施設・設備の全部を取り換える「更新」と、部品の交換等により耐用年数を伸ばす「長寿命化」を含めた用語</p> <p>○ 各施設ともに予防保全の考え方にに基づき計画的な清掃、点検・調査、修繕を実施しています。</p> <p>今後の再整備事業の増大を見据え、将来にわたり、下水道機能を確保し基盤サービスを安定的に提供するため、事故やトラブルを未然に防止する予防保全型の維持管理を強化する必要があります。</p> <p>○ 地震による被災時においても、地域防災拠点等で安心してトイレが使用できるよう、拠点等へバリアフリー設計された災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）※2の整備や下水道管の耐震化を進めています。</p> <p>また、交通機能確保のため、緊急輸送路や鉄道軌道下の下水道管の耐震化も進めています。</p> <p>さらに、地震被災時に水再生センターに集まる汚水に対し、揚水・沈殿・消毒の最低限の処理機能を確保するため、主要施設の耐震化、津波対策を進めています。</p> <p>※2 設置する仮設トイレのうち 1 台は障害者の方でも安心して使用できるように設計されています。またすべての仮設トイレで入口の段差がない洋式トイレを採用しています。</p> <p>○ 大雨にともなう被害の頻発を受け、雨水幹線や雨水調整池などの整備を着実に進め、総合的な浸水対策を進めています。</p> <p>深刻化する気候変動の影響と考えられる局地的集中豪雨の増加に対応するため、被害を最小化・回避する適応の観点を導入した新たな浸水対策に取り組む必要があります。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のた めの環境整備</p>	<p>○ 施設の基本情報、清掃、点検・調査結果および修繕・再整備の履歴を蓄積したデータベース化を行っており、効率的な維持管理に活用しています。</p> <p>○ 市民の皆様や民間事業者など、多様な主体と連携し、事業の魅力や重要性を効果的に発信し、事業の透明性の確保とイメージアップを図る取組が必要です。</p>

対応する 「基本方針」	取組状況と課題
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 下水道事業中期経営計画 2018 に基づき継続的かつ安定的な予算の確保に努めています。 また、持続可能な下水道事業を進めていくため、再整備に関する支援の継続を国へ要望しています。 今後、必要となる再整備事業費の増大が見込まれているなか、下水道使用料収入は近年、概ね横ばいで推移し、建設費に占める国庫補助金の割合は低減傾向にあります。</p> <p>○ 研修等を通じて下水道事業を担う職員として自らが備えるべき技術・ノウハウの定着を図っています。 今後 10 年で4分の1程度の技術職員が定年退職を迎えると見込まれています。 今後も下水道サービスを安定的に提供し続けるため、これまでの事業運営で蓄積した技術・ノウハウを確実に引き継ぎ定着させていく必要があります。</p>
<p>【基本方針 2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 老朽化対策の事業量予測と財政見通しを踏まえながら、健全経営を維持するための事業の運営方法や必要な財源等、幅広く検討し、効率的な運営・管理を進めています。 引き続き、様々な工夫によって事業運営のさらなる効率化を進め、支出削減に取り組むことが必要です。</p> <p>○ 持続可能な基盤サービスの提供に向け、将来需要を見据えた施設規模の適正化が必要です。</p>
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 水再生センター・汚泥資源化センターでの包括的管理委託や、下水汚泥燃料化、消化ガス発電および改良土等の事業において PFI 手法により、運営コストの削減及び民間事業者等のノウハウを最大限活用し、効果的な運営を進めています。</p> <p>○ 近年、国内外で地球温暖化対策の取組が加速しており、新技術に関する調査研究など、引き続き、低炭素社会・循環型社会の実現に向け、積極的な取組を求められています。</p> <p>○ 下水処理過程で得られる処理水や汚泥、消化ガスを資源ととらえ有効利用し、環境負荷の低減やコスト削減を図っています。また、水再生センターの施設上部を利用した太陽光発電を導入し、災害時には非常用電源として活用できます。</p>

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
管路施設、水再生センター・ 汚泥資源化センター・ポンプ 場：土木建築 設備	横浜市下水道事業 保全・更新計画	平成 30 年 3 月	平成 33 年度	計画期間：平成 30 年度 ～33 年度

(2) 実施する取組

下水道事業では、下水道事業中期経営計画 2018 に基づき、事業を実施しています。

対応する「基本方針」	実施する取組
【基本方針 1】 安全で強靱な都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の事業量の増大を見据えつつ、排水能力や耐震性など必要な機能向上を図りながら計画的・効率的に再整備を進めます。 ○ 維持管理の適切な実施と効率的なモニタリング（ノズルカメラを用いたスクリーニング調査等）で得た施設の状態や健全度など、施設情報の利活用により予防保全型維持管理を強化します。 ○ 災害時下水直結式仮設トイレの整備や水再生センター・下水道管の耐震化などの地震対策を今後も継続して進めていきます。 ○ これまでの総合的な浸水対策に加え、公園、樹林地、農地など様々な自然環境が持つ多様な機能を活用するグリーンインフラを導入し、あらゆる主体と連携し、浸水対策を強化します。
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・調査などの維持管理や修繕・再整備を通じて得られた情報を記録、蓄積するデータベース化を強化し、情報の利活用による維持管理、改築など、ストックマネジメントを推進します。 ○ 下水道事業の透明性確保や環境行動の促進、下水道のイメージアップに向けて、様々な主体と連携し、積極的な情報発信や環境教育を今後も継続して推進します。 ○ 下水道事業の運営に必要な財源を確保していくとともに、下水道資源・資産を有効活用し、今後も財源を確保します。 ○ 日常のOJTや研修のなどによりこれまで培った技術、ノウハウの組織的な継承、定着に努めるとともに、下水道の枠にとどまることなく横断的な取組への職員の積極的な参画などの取組を推進します。
【基本方針 2】 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の効率的な運営・管理を今後も継続して進めます。 また、既存施設のさらなる有効活用に向けて、雨水貯留施設の雨天時の貯留量等を計測し、機能を効果的に活用した施設管理を目指します。 ○ 人口減少などの将来の見通しも視野にいれ、効率的な運営を目指します。
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間活力を取り入れた効率的な執行体制を引き続き継続し、効果的な運営を進めます。 ○ 民間事業者等と連携し、新たなエネルギーの創造や事業を支える技術開発に取り組み、低炭素社会・循環型社会の構築に貢献します。 ○ 下水処理過程で得られる処理水や汚泥、消化ガス等を資源ととらえ有効利用し、今後も継続して環境負荷の低減やコスト削減を行っていきます。

資源循環局行動計画

1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

資源循環局が所管する廃棄物等の処理施設は、ごみ焼却工場5工場(うち稼働4工場、休止1工場)、資源化施設(缶・びん・ペットボトルを選別)4施設、輸送事務所(小型車で収集した家庭から出された燃やすごみを大型車に積替え)3施設、最終処分場排水処理施設9施設、建築物としては、ごみ収集事務所等24施設、公衆トイレ78施設、土木施設として橋りょう1橋、トンネル2か所、南本牧最終処分場遮水護岸、南本牧浮棧橋2橋など、多岐にわたっています。

ごみ焼却工場は、ごみ量の減少や、老朽化などにより廃止した工場もありますが、現在は、昭和59年度、平成7年度、平成11年度、平成13年度に稼働した4工場となっています。なお、築年数が最も経過している都筑工場は、老朽化対策として焼却炉などの基幹設備を更新する長寿命化対策が平成29年度で終了し、平成30年度からは鶴見工場の長寿命化対策に着手します。

資源化施設は、缶・びんの分別収集が本格実施となった平成5年度から7年度の間3施設、さらに収集量の増大に合わせて、平成10年度に緑資源選別センターB棟を増設し、平成14年度に金沢資源選別センターが新たに稼働しました。

輸送事務所は、ごみ焼却工場の建設やごみの減少を踏まえて統廃合を行い、現在は昭和62年度、平成3年度、平成6年度稼働の3施設があります。(図-1参照)

なお、平成22年度から休止している保土ヶ谷工場は、輸送事務所としての機能も持っていますが、本行動計画ではごみ焼却工場として取り扱います。

図-1 プラント施設稼働年数

施設名	処理能力	供用開始	稼働年数	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30
ごみ焼却工場	保土ヶ谷工場	平成22年度休止 400t/d×3炉	昭和55年度	—									
	都筑工場	400t/d×3炉	昭和59年度	33年									
	鶴見工場	400t/d×3炉	平成7年度	22年									
	旭工場	180t/d×3炉	平成11年度	18年									
	金沢工場	400t/d×3炉	平成13年度	16年									
資源化施設	緑資源選別センター	A 資源ごみ 40t/5h(2系列)	平成5年度	24年									
		B 資源ごみ 35t/5h(2系列)	平成10年度	19年									
	戸塚資源選別センター	資源ごみ 60t/5h(2系列)	平成7年度	22年									
	鶴見資源化センター	資源ごみ 50t/5h(2系列) 他	平成7年度	22年									
	金沢資源選別センター	資源ごみ(受入能力) 30t/5h(1系列)	平成14年度	15年									
輸送事務所	戸塚輸送事務所	200t/d (コンバクタ方式)	昭和62年度	30年									
	神明台輸送事務所	500t/d (コンバクタ方式)	平成3年度	26年									
	神奈川輸送事務所	400t/d (コンバクタ方式)	平成6年度	23年									

※稼働年数は平成29年度末時点

平成29年度の南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)の埋立終了にともない、現在埋立作業を行っている最終処分場は、平成29年10月に供用開始した南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場のみです。また、神明台処分地など、埋立が終了した最終処分場7か所についても、浸出水を処理するなど適切な管理を行っています。(図-2参照)

収集事務所等は、昭和40年代後半から60年代にかけて16事務所を建設しており、建設後30年以上が経過した施設が24施設中13施設を占めています。(図-3参照)

さらに、橋りょう(斜張橋)、トンネル等土木施設についても、いずれも建設後30年を超えています。(図-4参照)

また、資源循環局所管の施設については、市民や来街者の皆様に安心して利用していただけるよう

常に健全な状態に維持管理し続ける必要があり、施設管理者は建築物、設備のみならず、敷地全体を管理する必要があります。

図-2 排水処理設備稼働年数

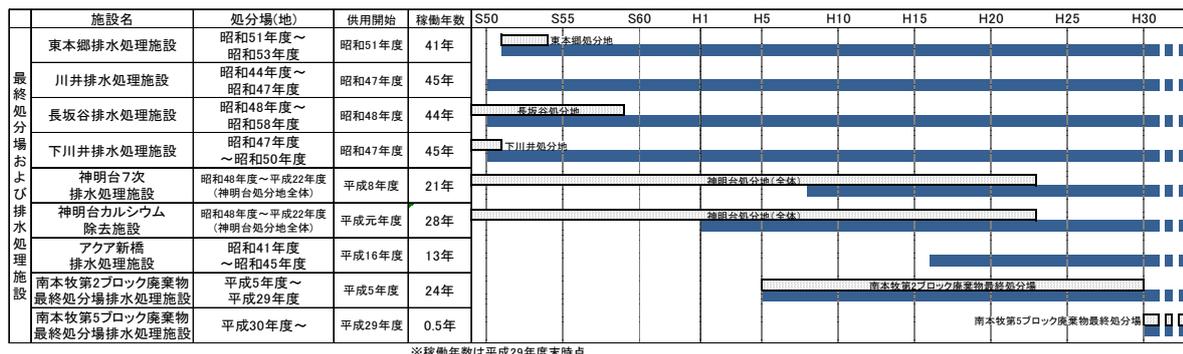


図-3 収集事務所等経過年数

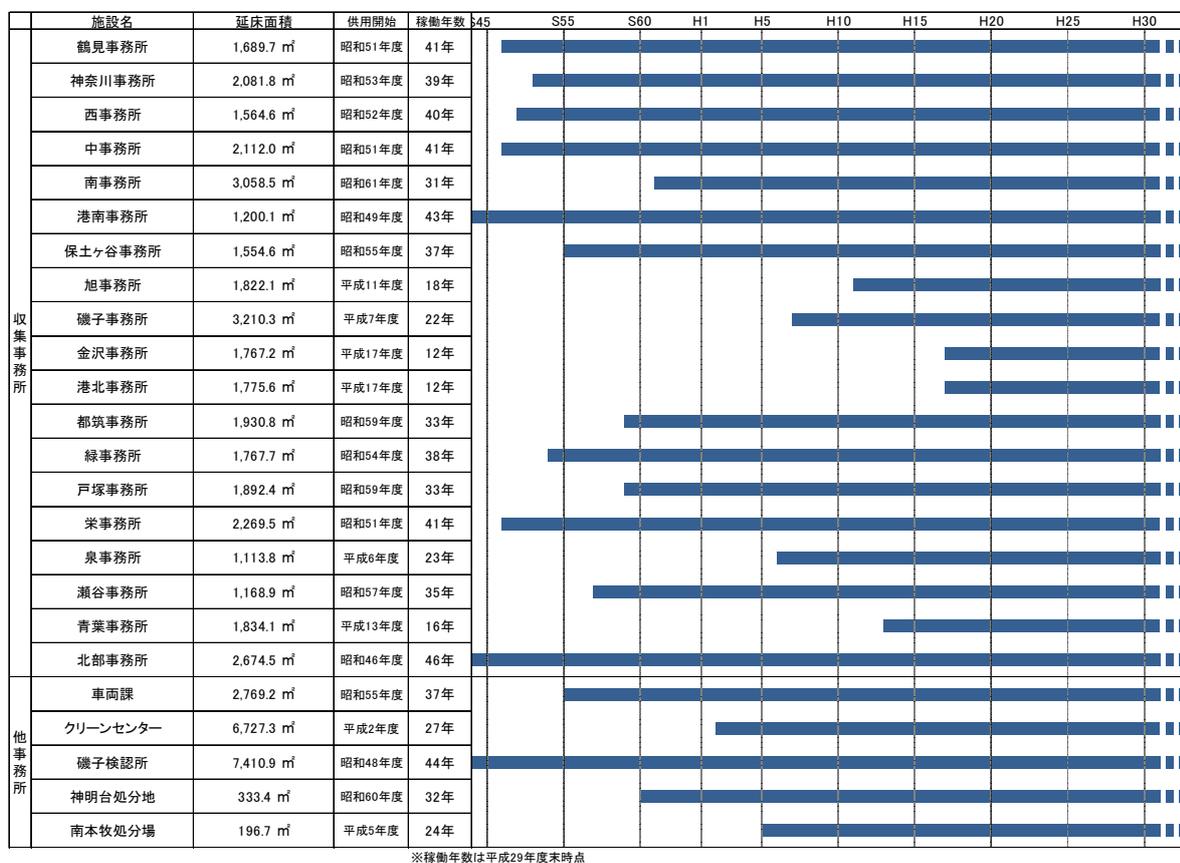


図-4 土木施設経過年数



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題			
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 保全・更新</p> <p>ごみ焼却工場や輸送事務所、収集事務所等、主要施設の保全および更新については、「保全・更新計画」による計画的な修繕・更新の実施、いわゆる予防保全を行うこととしています。限られた予算の中で、保全費の圧縮・平準化に向けて、施設等の状態を見極めながら保全周期を延ばすなど工夫をしてきました。</p> <p>一方、施設・設備に不具合が生じてから対応を図る事後保全の事案が増加しており、施設の安定稼働の確保に大きな影響を与えてきています。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 589 512 1003">プラント施設</td> <td data-bbox="512 589 1482 1003"> <p>ごみ焼却工場の根幹をなすプラント設備については、その重要度を考慮しつつ、日常・週間・月例などで実施している点検や法令等に規定された定期検査の結果、さらには機器耐用年数等を考慮し、予防保全に重点を置いた予算配分を行い、改修・修繕を実施しています。</p> <p>一方、ストックマネジメントの考え方からは、ごみ焼却工場の建築躯体の耐用年数が70年以上あることから、焼却プラントの一般的な寿命といわれている概ね25年で焼却炉などの基幹設備を更新する長寿命化工事を行い、10年程度の延命化を図ったあと、概ね35年でプラント設備の全面更新を行う大規模改修の実施を検討しています。</p> <p>埋立てが終了した最終処分場の排水処理施設について、老朽化が著しいことから、現在の浸出水の水質に応じて処理能力を最適化した施設に更新します。</p> </td> </tr> </table>	プラント施設	<p>ごみ焼却工場の根幹をなすプラント設備については、その重要度を考慮しつつ、日常・週間・月例などで実施している点検や法令等に規定された定期検査の結果、さらには機器耐用年数等を考慮し、予防保全に重点を置いた予算配分を行い、改修・修繕を実施しています。</p> <p>一方、ストックマネジメントの考え方からは、ごみ焼却工場の建築躯体の耐用年数が70年以上あることから、焼却プラントの一般的な寿命といわれている概ね25年で焼却炉などの基幹設備を更新する長寿命化工事を行い、10年程度の延命化を図ったあと、概ね35年でプラント設備の全面更新を行う大規模改修の実施を検討しています。</p> <p>埋立てが終了した最終処分場の排水処理施設について、老朽化が著しいことから、現在の浸出水の水質に応じて処理能力を最適化した施設に更新します。</p>	
	プラント施設	<p>ごみ焼却工場の根幹をなすプラント設備については、その重要度を考慮しつつ、日常・週間・月例などで実施している点検や法令等に規定された定期検査の結果、さらには機器耐用年数等を考慮し、予防保全に重点を置いた予算配分を行い、改修・修繕を実施しています。</p> <p>一方、ストックマネジメントの考え方からは、ごみ焼却工場の建築躯体の耐用年数が70年以上あることから、焼却プラントの一般的な寿命といわれている概ね25年で焼却炉などの基幹設備を更新する長寿命化工事を行い、10年程度の延命化を図ったあと、概ね35年でプラント設備の全面更新を行う大規模改修の実施を検討しています。</p> <p>埋立てが終了した最終処分場の排水処理施設について、老朽化が著しいことから、現在の浸出水の水質に応じて処理能力を最適化した施設に更新します。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1003 512 1317">建築物</td> <td data-bbox="512 1003 1482 1317"> <p>屋上防水、外壁などは、施設管理者から漏水や亀裂等の劣化の報告があった場合に、職員が再点検し、必要に応じた修繕を実施する事後保全が主体となっています。</p> <p>施設の重要度から、プラント設備を優先する実情はあるものの、70年の建物耐用年数を維持するため、メンテナンスサイクルを基本とした予防保全を着実に行う必要があります。一方、現場作業を担う職員の環境整備といった観点からも、建築設備等の計画的な対応が求められています。</p> <p>また、施設の更新にあたっては、建築物の耐用年数の考え方もありますが、複合化、集約化、導入可能な新技術等を考慮し検討します。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>屋上防水、外壁などは、施設管理者から漏水や亀裂等の劣化の報告があった場合に、職員が再点検し、必要に応じた修繕を実施する事後保全が主体となっています。</p> <p>施設の重要度から、プラント設備を優先する実情はあるものの、70年の建物耐用年数を維持するため、メンテナンスサイクルを基本とした予防保全を着実に行う必要があります。一方、現場作業を担う職員の環境整備といった観点からも、建築設備等の計画的な対応が求められています。</p> <p>また、施設の更新にあたっては、建築物の耐用年数の考え方もありますが、複合化、集約化、導入可能な新技術等を考慮し検討します。</p>	
	建築物	<p>屋上防水、外壁などは、施設管理者から漏水や亀裂等の劣化の報告があった場合に、職員が再点検し、必要に応じた修繕を実施する事後保全が主体となっています。</p> <p>施設の重要度から、プラント設備を優先する実情はあるものの、70年の建物耐用年数を維持するため、メンテナンスサイクルを基本とした予防保全を着実に行う必要があります。一方、現場作業を担う職員の環境整備といった観点からも、建築設備等の計画的な対応が求められています。</p> <p>また、施設の更新にあたっては、建築物の耐用年数の考え方もありますが、複合化、集約化、導入可能な新技術等を考慮し検討します。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1317 512 1597">土木施設</td> <td data-bbox="512 1317 1482 1597"> <p>橋りょうやトンネルなどは定期的に健全度調査を行い、その結果に基づき補修をしています。</p> <p>埋立てが完了した神明台処分地の、降雨時における排水処理施設の負荷低減のため、雨水排水対策を実施する必要があります。また、南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)の浮棧橋については埋立て終了にともない撤去します。</p> <p>排水処理施設躯体については、定期的に点検を行い、その結果を用いて補修を行います。</p> </td> </tr> </table>	土木施設	<p>橋りょうやトンネルなどは定期的に健全度調査を行い、その結果に基づき補修をしています。</p> <p>埋立てが完了した神明台処分地の、降雨時における排水処理施設の負荷低減のため、雨水排水対策を実施する必要があります。また、南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)の浮棧橋については埋立て終了にともない撤去します。</p> <p>排水処理施設躯体については、定期的に点検を行い、その結果を用いて補修を行います。</p>	
	土木施設	<p>橋りょうやトンネルなどは定期的に健全度調査を行い、その結果に基づき補修をしています。</p> <p>埋立てが完了した神明台処分地の、降雨時における排水処理施設の負荷低減のため、雨水排水対策を実施する必要があります。また、南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)の浮棧橋については埋立て終了にともない撤去します。</p> <p>排水処理施設躯体については、定期的に点検を行い、その結果を用いて補修を行います。</p>		
<p>○ 点検に基づく的確な診断</p> <p>点検結果については、保全部署において主に紙ベースで保管していますが、現状の把握にとどまっており、長期的な保全・管理のためのデータ整理やその共有化を図る必要があります。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1753 512 1899">プラント施設</td> <td data-bbox="512 1753 1482 1899"> <p>各設備の点検表により運転状態を診断する日常点検、機器を停止・分解して行う各種定期点検、および横浜市電気工作物保安規程で定められた点検を、横浜市保安規程要綱の基準に基づき実施するとともに、法律で定められた検査等を実施しています。</p> </td> </tr> </table>	プラント施設	<p>各設備の点検表により運転状態を診断する日常点検、機器を停止・分解して行う各種定期点検、および横浜市電気工作物保安規程で定められた点検を、横浜市保安規程要綱の基準に基づき実施するとともに、法律で定められた検査等を実施しています。</p>		
プラント施設	<p>各設備の点検表により運転状態を診断する日常点検、機器を停止・分解して行う各種定期点検、および横浜市電気工作物保安規程で定められた点検を、横浜市保安規程要綱の基準に基づき実施するとともに、法律で定められた検査等を実施しています。</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1899 512 2000">建築物</td> <td data-bbox="512 1899 1482 2000"> <p>建築基準法12条点検を基本として行っています。また、施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 2000 512 2101">土木施設</td> <td data-bbox="512 2000 1482 2101"> <p>職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>建築基準法12条点検を基本として行っています。また、施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>	土木施設	<p>職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>
建築物	<p>建築基準法12条点検を基本として行っています。また、施設管理職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>			
土木施設	<p>職員による目視等で発見した、不具合・劣化の報告を主体とした技術職員の現場確認・点検を行っています。</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害対応への取組 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために、初動期体制づくりに向けた取組として本部設置訓練や情報伝達訓練等を行っています。
--	---

対応する「基本方針」	取組状況と課題				
<p>【支援方針②】 取組のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設概要やこれまでの工事履歴など記した施設台帳は、各部署で保存し、一部データベース化していますが、施設の管理や保全には十分活かされていません。 ○ 予算の平準化を目的として保全・更新計画を策定し、その上で必要な保全費の確保に努めています。また、プラント設備の修繕等については、国に対し交付金対象項目の拡大を要請しています。さらに、工事発注においては、厳しい財政状況により限られた予算の中で必要な保全工事を実施するため、工期の組み方や工法について工夫を重ねています。 今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、老朽化の進む施設・設備に対し、計画的な大規模修繕等に必要な保全費の確保が重要な課題となっています。 ○ 各職場の業務内容や、職種の特性により、仕事を通じて知識や技術を身に付けるOJTを基本として、人材育成を行っています。 				
<p>【基本方針2】 必要な機能を持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な機能・サービスの効率的な提供 ごみ量に合わせたごみ焼却工場、輸送事務所施設数の整理や、分区にともなう収集事務所の整備など、施設規模、配置の適正化を進めてきました。 今後も各施設の整備・更新時期、今後のごみ量の推移やごみ質の変化を見極め、配置計画や施設内容等を検討する必要があります。 <table border="1" data-bbox="379 1151 1465 1397"> <tr> <td data-bbox="379 1151 512 1290">プラント施設</td> <td data-bbox="512 1151 1465 1290">ごみ量の将来推計などを元に、新工場の施設規模を検討しています。また、都筑工場の長寿命化対策を行い10年程度の延命化をすることでライフサイクルコストを低減させるとともに、計画的な予算執行による修繕と資産価値を踏まえた運営を行っています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1290 512 1397">建築物</td> <td data-bbox="512 1290 1465 1397">必要な事務所の整備及び保全を進めるとともに、焼却工場跡地等不要となった施設や、利用頻度の低い公衆トイレを廃止し、その跡地については、売却を含めた検討を進めています。</td> </tr> </table> ○ ランニングコストの削減、環境負荷の低減 ごみ焼却工場では、状況に合わせ、より細かい制御方法の導入による薬品使用量の削減や、場内エネルギーの有効活用など、施設管理の工夫等によるコスト縮減・発電収入増加を意識した施設管理・運営を行っています。これにより、発電量の増加によるCO2削減効果の増大等を図っています。 ○ I o TやA Iなどを活用 企業ヒアリングや提案の呼びかけなど外部からの積極的な受入れづくりに取り組んでいます。 	プラント施設	ごみ量の将来推計などを元に、新工場の施設規模を検討しています。また、都筑工場の長寿命化対策を行い10年程度の延命化をすることでライフサイクルコストを低減させるとともに、計画的な予算執行による修繕と資産価値を踏まえた運営を行っています。	建築物	必要な事務所の整備及び保全を進めるとともに、焼却工場跡地等不要となった施設や、利用頻度の低い公衆トイレを廃止し、その跡地については、売却を含めた検討を進めています。
プラント施設	ごみ量の将来推計などを元に、新工場の施設規模を検討しています。また、都筑工場の長寿命化対策を行い10年程度の延命化をすることでライフサイクルコストを低減させるとともに、計画的な予算執行による修繕と資産価値を踏まえた運営を行っています。				
建築物	必要な事務所の整備及び保全を進めるとともに、焼却工場跡地等不要となった施設や、利用頻度の低い公衆トイレを廃止し、その跡地については、売却を含めた検討を進めています。				
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために、協力会社や関係自治体等との災害協定の締結を拡げる取組を実施しています。 ○ 設備更新にあたっては、省エネルギー対応機器などの積極的導入を図っています。今後もコスト削減の意識を徹底し、取組を強化していく必要があります。 				
<p>【支援方針②】 取組のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各職場の業務内容や、職種の特性により、仕事を通じて知識や技術を身に付けるOJTを基本として人材育成を行っています。 一方で、技術や知識を次の世代に確実に伝承するとともに、ごみ焼却工場の運営の効率化、安定化を見据え、職種を越えた、知識・技術の習得が求められています。 				

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

主要施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
ごみ焼却工場、資源化施設、輸送事務所、 収集事務所等、公衆トイレ、最終処分場 排水処理施設、橋りょう、トンネル、浮 棧橋、排水処理施設躯体、遮水護岸	施設整備・管理 基本計画	平成 30 年 3 月	平成 34 年度	—

(2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組	
【基本方針 1】 安全で強靱な 都市づくり	○ 保全・更新	
	プラント 施設	保全・更新計画に基づく予防保全により、設備に必要な改修を実施し、施設の安定稼働に努めます。 また、長寿命化工事を確実に実施します。 埋め立てが終了した処分場の排水処理施設については計画的に更新を進めていきます。また、神明台処分地においてはカルシウム除去施設の撤去計画を策定していきます。
	建築物	保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な屋上防水、外壁などの大規模修繕を実施するとともに、内装関係の更新についても計画します。
	土木施設	橋りょう、トンネルなどは、劣化状況を見極め、損傷箇所の修繕を計画します。土木施設全般については、保全・更新計画に基づく予防保全により、計画的な修繕の実施に努めます。 埋立が終了した南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)は、浮棧橋の撤去計画を策定します。
	○ 点検・診断を踏まえた更新計画の策定	
		点検結果については、データ化、共有化を進め、故障傾向把握による事前診断や、機器寿命の判断の的確化など、適切な保全・更新のスケジュール管理を行います。
	プラント 施設	運転基準値を明記した点検票に基づいた日常点検を基本に、定期的かつ確実な点検を継続して行います。大規模な分解・開放等を必要とするため、通常では点検できない箇所についても、小型カメラで内部を撮影するなど、点検方法を工夫し、可能な限り対応します。 日常点検等によって発見された不具合や突発的な故障等は、職員による補修、あるいは緊急修繕等で対応します。また、各種定期点検等結果については優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。
	建築物	引き続き、建築基準法 12 条点検等、定期的な点検を行います。また、施設管理者による目視点検の報告から、職員による点検を行い、それらの結果は優先順位を見極め、保全・更新計画に反映します。
	土木施設	引き続き、職員による目視点検を主体とし、職員による定期的な点検を実施します。 保全が必要なトンネル等は、健全度調査等を実施します。
	○ 大規模災害対応への取組	
	大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために、初動期体制づくりに向けた取組として本部設置訓練や情報伝達訓練等を継続して行います。	

対応する「基本方針」	実施する取組				
<p>〔支援方針②〕 取組のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の基礎データなどを一元管理できるシステムを活用し、今後の保全・更新計画の立案や、予防保全に対応できる体制を充実させます。 ○ 適切な保全による施設の安定稼働を目指し、必要な保全費の確保に努めます。 定期修繕をはじめ、施設の老朽化・経年劣化にともなう長寿命化工事や、バグフィルタ、触媒脱硝設備の部材の更新などは、予算の平準化を考慮して計画するとともに、国費の導入を要請します。また、引き続き施設運営の効率化や運転方法の工夫などにより、コスト縮減を図ります。 ○ 建築・土木職員においては、技術研修等に積極的に参加し、技術力の向上を図ります。また、民間の最新技術を取り入れながらコスト縮減を図ります。 				
<p>〔基本方針 2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な機能・サービスの効率的な提供 施設の老朽化にともなう更新・建替え時期を見据え、将来ごみ量を予測しつつ、各施設の配置、規模の適正化および整備等について考え方を整理します。 <table border="1" data-bbox="400 786 1465 1070" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">プラント施設</td> <td>ごみ量の将来推計などを元に、新工場について施設規模や整備地周辺への環境影響などの調査及び設計の概要検討をします。 また、鶴見工場は長寿命化対策を行うことで10年程度の延命化及びライフサイクルコストの低減を図り、適正なごみ処理体制を維持していきます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">土木施設</td> <td>埋立が終了した処分場を含め、最終処分場の適切な管理・運営を行います。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ランニングコストや環境負荷の低減の促進 ごみ焼却工場の管理・運営については、薬品使用量やエネルギー使用量の削減に向けた運転方法や、発電収入を確実に得るため焼却炉の安定稼働率を高める工夫・改善に努めます。 ○ I o TやA Iなどを活用 民間企業からの技術提案などを導入し、実証実験などによる取組や焼却工場の運営などに生かしていく技術開発を推進します。 ○ ユニバーサルデザインの推進として、資源循環局の施設に関しては、「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリーの推進やI C Tを活用したきめ細かい情報発信を推進し、誰もが安心して施設を利用できる環境整備を図ります。 	プラント施設	ごみ量の将来推計などを元に、新工場について施設規模や整備地周辺への環境影響などの調査及び設計の概要検討をします。 また、鶴見工場は長寿命化対策を行うことで10年程度の延命化及びライフサイクルコストの低減を図り、適正なごみ処理体制を維持していきます。	土木施設	埋立が終了した処分場を含め、最終処分場の適切な管理・運営を行います。
プラント施設	ごみ量の将来推計などを元に、新工場について施設規模や整備地周辺への環境影響などの調査及び設計の概要検討をします。 また、鶴見工場は長寿命化対策を行うことで10年程度の延命化及びライフサイクルコストの低減を図り、適正なごみ処理体制を維持していきます。				
土木施設	埋立が終了した処分場を含め、最終処分場の適切な管理・運営を行います。				
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ焼却工場の安定稼働による発電収入の確保とともに、ごみ焼却工場の敷地等を活用した広告事業の継続・拡大を図ります。 ○ 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために、協会社や関係自治体等との災害協定の締結を助け、BCPへの取組を強化します。 ○ 鶴見工場長寿命化工事において、焼却炉の低酸素運転による省エネルギー化や発電効率の向上によりCO₂排出量削減を図る新技術を導入します。 また、生ごみバイオガス化や、排水処理の脱窒法などの新たな技術や、DBO、PFIなど新たな施設整備手法について調査検討します。 				
<p>〔支援方針②〕 取組のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若手機械・電気職員の育成に向け、基礎技術研修等を実施します。 ごみ焼却工場プラント技術研修を行い、機械・電気職員の技術力向上を図ります。「機器事故改造報告書」などのデータベースを活用し、情報の共有化を図るとともに技術の継承に努めます。 また、技能職員の機械・電気等の知識・技術習得により、ごみ焼却工場運営の効率化を図ります。 				

都市整備局行動計画

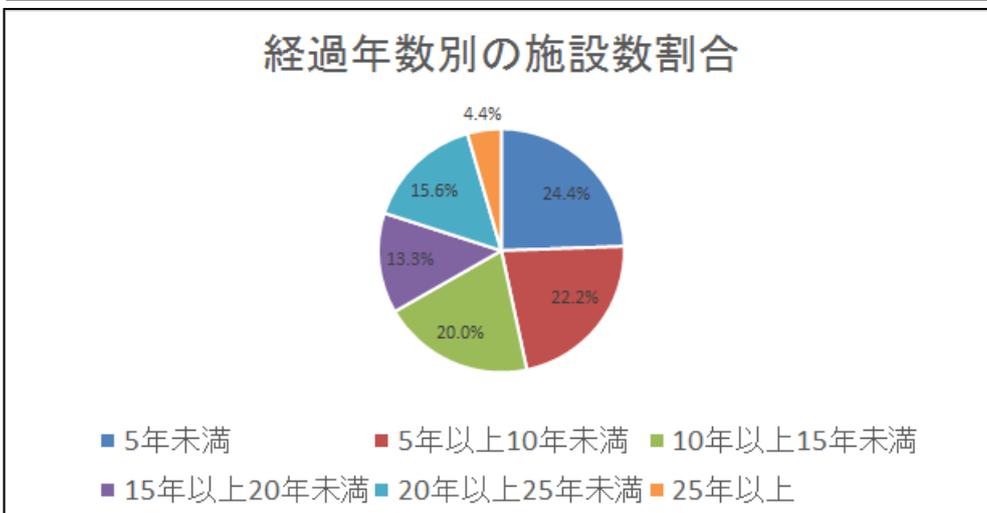
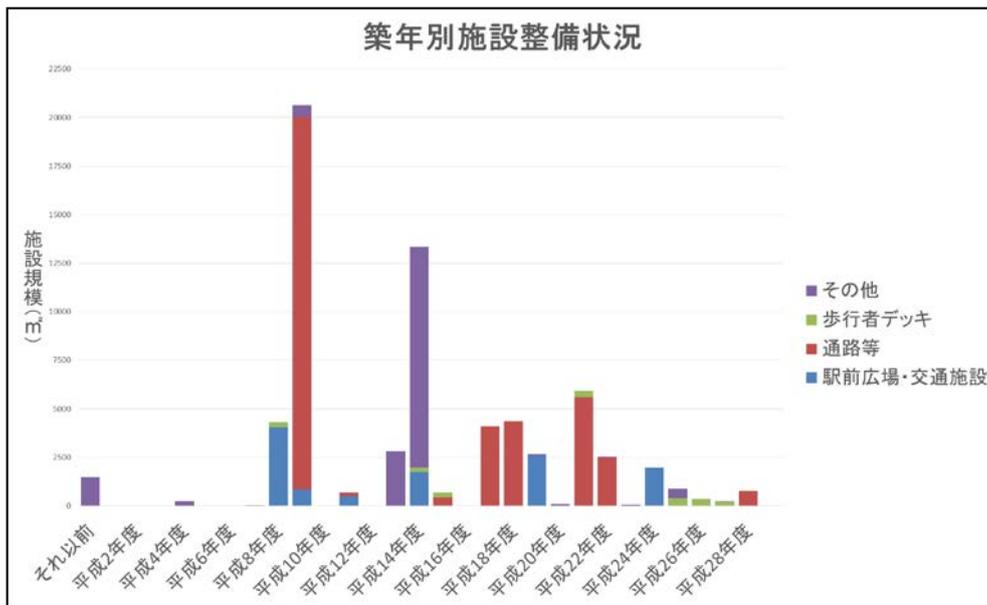
1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

都市整備局が所管する施設は、都心部や郊外部の鉄道駅周辺の街区開発や再開発事業等拠点整備に伴い整備したものが多く、現在の総数は約 50 施設です。主な施設としては、駅前広場や交通施設が 6 箇所、歩行者用デッキが 8 箇所、鉄道駅や商業・業務施設内などの歩行者用通路等が 9 箇所あり、その他では係留施設や護岸擁壁等も所管しています。また、8 施設に設置している昇降機（エレベーター、エスカレーター）が 50 基あるなど、施設の種類の多岐に渡っています。

施設の大部分は平成に入ってから整備しており、経過年数 20 年未満の施設が全体の約 80 パーセントを占めています。近年所管施設の一部が、道路管理者等に移管・移譲される一方、施設数は増加しています。増加要因は、新たな事業への活用や街の賑わい創出を目的に取得・整備したことによるものです。

公共施設等の管理に係るトータルコストの縮減・平準化が求められる中、昇降機については、今後 30 年間に見込まれる対策費用の規模と平準化後の見通しを立てました。その他の施設についても大規模改修や更新時期が順次到来することから、計画的な保全・更新の取組を進めていきます。



(2) 取組状況と課題

対応する 「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度に「所管施設保全・更新計画」を策定し、都市整備局が所管する施設に対する維持保全の基本的な考え方や目安を示すとともに、特に多く所管する昇降機について、30 年先までの診断・修繕・更新等の取組と各年度の必要経費の見積りを示しています。 また、経費については平準化後の見通しや広告収入等の財源確保に関する考え方も示しています。 ○ 所管施設のうち、拠点整備事業（街区開発、再開発事業等）で整備した建築物関係の施設（昇降機含む。）は、専門事業者に管理委託しているものが多く、長期修繕計画等が整備されており、計画的に保全・更新等が進められています。 ○ 建築物関係の施設以外では、通常、定期的な点検等に基づき小規模な修繕で対応しています。 ○ 今後は建築物関係の施設以外についても、経費の平準化も含めた保全・更新の計画を整理する必要があります。
<p>【支援方針②】 取組推進のため の環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設情報の管理については、保有する施設の概要（種別、規模、管理方法等）や保全状況（補修履歴、更新計画等）等をデータで一元管理し、情報共有を図っています。 ○ 予算管理の取組として、多くの施設で建築物や鉄道駅等との一体管理を導入することにより、施設を単独で管理することに比べ、維持管理費等の軽減を図っています。 施設整備から 15～20 年を経過する施設が増加傾向にあり、一部の施設では劣化や破損等が出始めています。これまでは単年度の予算措置で対応してきましたが、今後は大規模な修繕や更新も見込まれるため、保全・更新費等の増大に対応した計画的な予算管理の必要があります。 ○ 都市整備局は、施設管理を各課で行っており、また、専門事業者に一括して管理委託している施設も多いため、点検・診断や施設の保全・更新に関する技術やノウハウが蓄積・共有されにくい環境にあり、修繕等の対応が必要になった際には、類似施設を管理する他局管理部署の支援等も得て対応しています。一方、局としての技術やノウハウの蓄積・共有について環境を整備する必要があります。

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「所管施設保全・更新計画」で示すとおり、一元管理が望ましいインフラ施設（道路、公園等）については、所管局へ速やかに移管すべく、協議・調整を行っています。 ○ 施設の管理について、建築物関係の施設は、管理組合による管理やPFI事業等を踏まえて一体的に管理運営することで、継続的かつ効率的な運用を図っています。 ○ 昇降機は、不特定多数の人々が利用する公共性の高い設備等であることから、予防措置の観点からフルメンテナンス契約による保守点検を行っています。 ○ 昇降機の更新について、経費の平準化後の見通しを示していますが、鉄道駅や商業・業務施設内など、昇降機の停止による公共サービスへの影響が大きいものも多く、更新を着実に進めていく必要があります。
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅等の施設では、民間の資金とノウハウを活用して、総合案内板、公衆無線LANアクセスポイント等を導入し、施設利便性を向上させるとともに、自動販売機の設置等による施設使用料を徴収し、維持管理費に充てることで、コスト縮減を図っています。 また、広告事業を実施し、維持管理費の財源確保に努めています。

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
・駅前広場、通路等 ・歩行者用デッキ ・昇降機等	所管施設保全・更新計画	平成29年10月	平成31年度	各所管施設の計画の 検証・整理

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 昇降機以外の施設については、利用者への影響や予算の平準化等を考慮し、利用状況や劣化状況等も踏まえて、更新時期や施工方法を検討します。</p> <p>また、施設種別に見合った点検体制（仕組み、役割分担等）や診断方法（点検・診断項目、損傷状況の判定等）、結果の活用方法（修繕・更新等の優先順位の考え方等）を検討します。</p>
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 点検・診断結果を収集・蓄積・共有し、長期的な保全・更新等に活用していくため、点検・診断結果の活用方法の検討を踏まえて、データの管理方法（データ管理項目、優先順位の判定等）を検討し、施設情報と点検・診断結果を一元管理し、情報共有を図ります。</p> <p>○ 予算管理については、大規模な修繕や更新に対応するため、施設の劣化状況等を踏まえ、対策の費用や緊急性等を検討の上、将来的な保全・更新費を見通し、長寿命化推進会議を活用して予算の平準化を検討します。</p> <p>○ 技術・ノウハウについては、技術者間で情報共有や意見交換する仕組みや点検マニュアルの整備等を検討するとともに、引き続き他局の管理部署との連携や支援を得る体制を継続し、技術力の向上やノウハウの共有化を図ります。</p> <p>また、管理組合等が管理している施設では、管理組合等との相互連携を深め、ノウハウの共有化を図ります。</p>
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 引き続き維持管理費等の縮減に努め、再開発事業等のスケールメリットを活かした効率的な一体管理の推進や施設の有効利用等について検討を進めます。</p> <p>また、一元管理が望ましいインフラ施設については、移管先となる他局の管理部署との協議を進めます。</p> <p>○ 施設の配置については、今後進められる拠点整備事業においても、駅前広場、歩行者空間や生活利便施設等の計画的な機能集約を誘導し、鉄道駅等を中心とした快適で利便性の高いまちづくりを推進します。</p> <p>○ 昇降機については、持続的かつ効率的な公共サービスの提供のため、所管施設保全・更新計画に基づく保守・点検・修繕・更新に取り組みます。</p> <p>また、適宜取組結果を評価・検証し、計画の見直しを図っていきます。</p> <p>○ ユニバーサルデザインの推進として、都市整備局の施設に関しては、「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリーの推進やICTを活用したきめ細かい情報発信を推進し、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を図ります。</p>
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 民間の資金やノウハウの活用はコスト縮減に効果的であることから、引き続き導入の可能性を検討します。</p> <p>また、引き続き維持管理費等の財源確保のため、施設の一部貸し付け等による有効活用（自販機設置・広告事業等）に取り組みます。</p>

道路局行動計画

1 施設の現状と課題

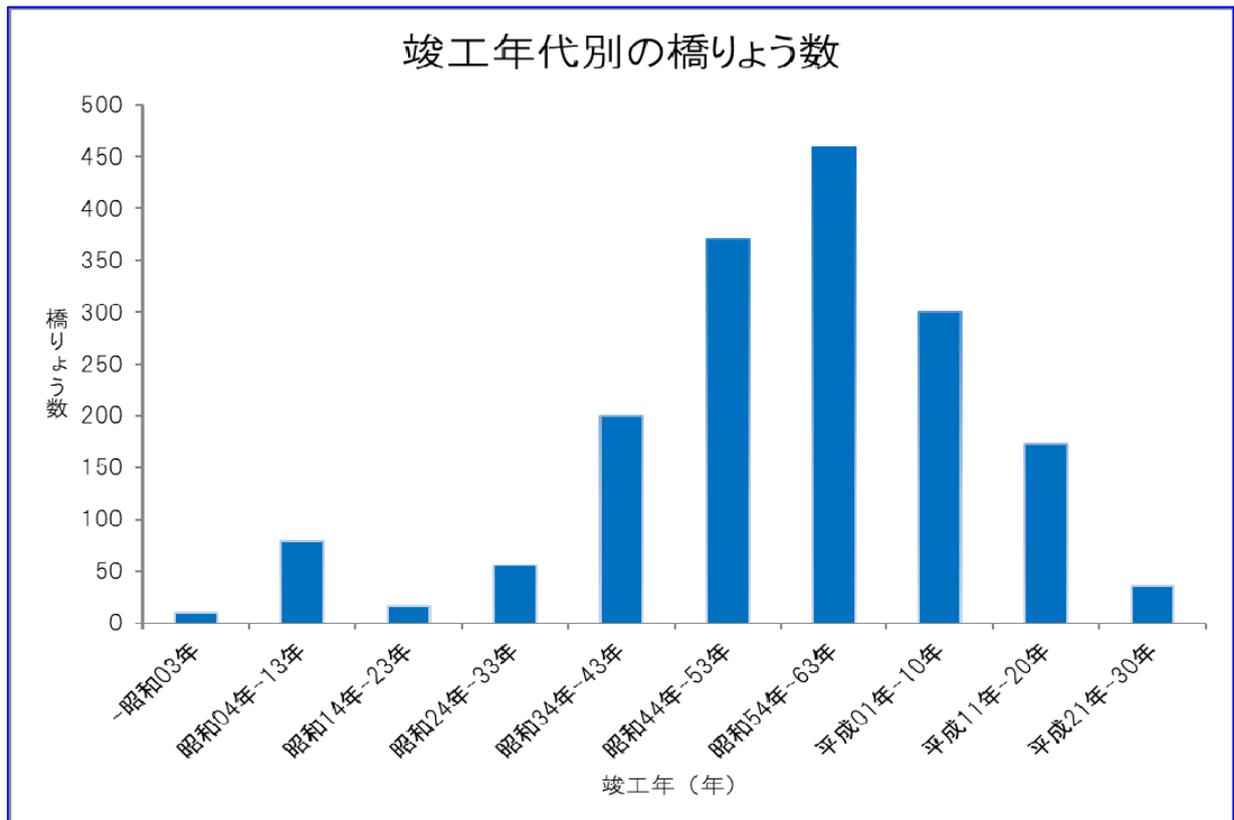
(1) 保有施設量・築年別整備状況

道路局が管理している道路・河川等施設は、多種多様であり、それぞれ整備状況も異なっています。高度成長期以降に集中的に整備された多くの施設の老朽化が今後一斉に進み、例えば、道路の代表的な施設である橋りょうは、昭和40年代から昭和60年代にかけて集中的に整備されてきましたが、今後20年で、建設後50年以上経過する橋りょうの割合が現在の約21%から約70%となるなど、老朽化の割合が加速度的に増加します。

また、現在の主な保有施設数は、次表のようになっています。(平成30年3月31日現在)

施設名称		施設数	
道路施設	橋りょう	1,712 橋	
	歩道橋	325 橋	
	大型標識	1,573 基	
	トンネル (洞門含む)	39 箇所	
	地下道	58 箇所	
	舗装	幹線道路	約 1,000km
		幹線道路以外	約 6,600km
	道路照明灯	約 61,300 灯	
	駐輪場 (建築物)	57 箇所	
	昇降機等	158 基	
	地下駐車場	6 箇所	
	道路がけ	402 箇所	

施設名称		施設数
河川等施設	河川	約 86km
	ポンプ排水型遊水地	2 箇所
	主要な水路	約 160km
その他の施設 道路土工構造物、金沢シーサイドライン、街路樹、駅自由通路、河川遊水地、流域貯留浸透施設、雨水調整池、共同溝、電線共同溝など		



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題																													
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 主な道路・河川等施設のうち、橋りょう、歩道橋、大型標識、トンネル・地下道、舗装、道路照明灯、駐輪場（建築物）、昇降機等、地下駐車場、河川、ポンプ排水型遊水地の保全計画は策定済みであり、水路についても保全計画を策定する予定です。</p> <p>○ 主な道路・河川等施設については、点検マニュアル等に基づき点検を実施しており、他の施設においても点検表等により実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="432 551 1426 1167"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名称</th> <th>点検マニュアル等名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">道路施設</td> <td>橋りょう</td> <td>横浜市橋梁点検要領</td> </tr> <tr> <td>歩道橋</td> <td>横浜市歩道橋点検要領</td> </tr> <tr> <td>大型標識</td> <td>国土交通省門型標識等定期点検要領 国土交通省小規模付属物点検要領</td> </tr> <tr> <td>トンネル・地下道</td> <td>道路トンネル・地下道定期点検要領（案）</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>国土交通省道路局 舗装点検要領</td> </tr> <tr> <td>道路照明灯</td> <td>国土交通省建築保全業務共通仕様書</td> </tr> <tr> <td>駐輪場（建築物）</td> <td>道路局作成の点検マニュアル・点検シート（案）</td> </tr> <tr> <td>昇降機等</td> <td>国土交通省建築保全業務共通仕様書</td> </tr> <tr> <td>地下駐車場</td> <td>建築基準法12条に基づく点検</td> </tr> <tr> <td>道路がけ</td> <td>道路防災点検の手引き</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川等施設</td> <td>河川</td> <td>河川護岸等に関する長寿命化指針</td> </tr> <tr> <td>ポンプ排水型遊水地</td> <td>電気通信施設点検基準（案） 揚排水機場設備点検・整備指針（案）同解説</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称		点検マニュアル等名称	道路施設	橋りょう	横浜市橋梁点検要領	歩道橋	横浜市歩道橋点検要領	大型標識	国土交通省門型標識等定期点検要領 国土交通省小規模付属物点検要領	トンネル・地下道	道路トンネル・地下道定期点検要領（案）	舗装	国土交通省道路局 舗装点検要領	道路照明灯	国土交通省建築保全業務共通仕様書	駐輪場（建築物）	道路局作成の点検マニュアル・点検シート（案）	昇降機等	国土交通省建築保全業務共通仕様書	地下駐車場	建築基準法12条に基づく点検	道路がけ	道路防災点検の手引き	河川等施設	河川	河川護岸等に関する長寿命化指針	ポンプ排水型遊水地	電気通信施設点検基準（案） 揚排水機場設備点検・整備指針（案）同解説
施設名称		点検マニュアル等名称																												
道路施設	橋りょう	横浜市橋梁点検要領																												
	歩道橋	横浜市歩道橋点検要領																												
	大型標識	国土交通省門型標識等定期点検要領 国土交通省小規模付属物点検要領																												
	トンネル・地下道	道路トンネル・地下道定期点検要領（案）																												
	舗装	国土交通省道路局 舗装点検要領																												
	道路照明灯	国土交通省建築保全業務共通仕様書																												
	駐輪場（建築物）	道路局作成の点検マニュアル・点検シート（案）																												
	昇降機等	国土交通省建築保全業務共通仕様書																												
	地下駐車場	建築基準法12条に基づく点検																												
	道路がけ	道路防災点検の手引き																												
河川等施設	河川	河川護岸等に関する長寿命化指針																												
	ポンプ排水型遊水地	電気通信施設点検基準（案） 揚排水機場設備点検・整備指針（案）同解説																												
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 道路施設等の点検については、主に目視や打音等により行っていますが、緊急輸送路等の主要な道路については、レーダー探査技術を活用した空洞調査を行っています。</p> <p>引き続き、市民の安心安全を確保するため、経済性や信頼性を考慮し、新技術を導入する等、限られた予算のなか最大限の効果を発揮するよう効果的な点検を行う必要があります。</p>																													
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 橋りょう及び歩道橋は、台帳を電子データ化して管理していますが、台帳やカルテ（点検結果や補修履歴を管理するもの）など電子データ化されていない施設もあり、今後は、各施設の状況にあった電子データ化の推進が必要です。</p> <p>○ 保全計画等に基づいた効率的な予算の執行を図るため、定期点検を確実に実施し、施設の長寿命化を進めています。今後、老朽化による更新施設の増加が見込まれる中、計画的に維持管理・更新等を実施していくためには、安定的な財源確保が必要です。</p> <p>○ 人材育成について、スキルアップ制度（資格取得支援制度）や多くの研修を実施し、職員の技術力の向上を図っていきます。</p> <p>さらに、維持管理・更新等を実施する際に必要とする技術力の向上を目的とした研修を行っていますが、各施設の維持管理を適切に対応できる人材の育成が重要な課題になっています。</p>																													

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な道路・河川等施設については、統廃合等が可能な施設はほとんどありませんが、近年の少子化傾向や交通状況の変化にともない、利用者の少ない施設は撤去も含めた検討が必要です。 ○ 施設更新による近隣及び利用者負担を低減するため、工事の早期完成や経費節減を図ることが必要です。 ○ 官民連携による施設の運営・管理については、管理水準の維持向上のため、市民ボランティアの継続的な協力が必要です。 ○ 高齢化の進行などによる交通弱者への対応としてバリアフリー等の道路施設の充実が求められており、エレベーターなどの昇降機等の設置や新たな都市計画道路の整備などにより維持管理を要する施設が増加している中、施設の運営・管理をより効率的に行うことが求められています。
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路高架下、道路予定区域及び雨水調整池上部等について、企画提案方式や占用入札制度により占用者等の公募を実施し、民間のアイデアと活力を取り入れながら、占用料等を確保し、維持管理財源とする取組を行っています。また、「横浜駅ポートサイド人道橋」等においてネーミングライツも展開しています。さらに、収入の増加を図るには、実施箇所の拡大が必要です。

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定及び見直しをする施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
橋りょう	横浜市橋梁長寿命化修繕計画	平成20年3月策定 (平成30年3月更新)	平成30年度に見直し予定	—
歩道橋	歩道橋長期保全計画	平成21年3月策定 (平成30年3月更新)	平成30年度に見直し予定	—
大型標識	横浜市門型道路標識長寿命化計画 横浜市片持式道路標識個別施設計画	平成23年8月策定 (平成30年3月更新)	—	—
トンネル・地下道	道路トンネル・地下道点検及び維持管理計画	平成28年4月策定 (平成30年3月更新)	平成30年度に見直し予定	—
舗装(車道部)	舗装保全計画(個別施設計画)	平成30年3月策定	—	—
道路照明灯	個別保全計画(道路照明灯)	平成30年3月策定	平成30年度に見直し予定	—
駐輪場(建築物)	個別保全計画(建物系自転車駐輪場)	平成20年7月策定	平成33年度までに見直し予定	—
昇降機等	個別保全計画(EV・ES・TV)	平成30年3月策定	平成30年度に見直し予定	—
地下駐輪場	個別保全計画(駐車設備関係)	平成30年3月策定	平成30年度に見直し予定	—
河川	河川保全計画	平成26年9月策定	平成31年度に見直し予定	—
ポンプ排水型遊水地	ポンプ排水型遊水地設備長寿命化計画	平成30年3月策定	—	—
主要な水路	水路保全計画	—	平成30年度に策定予定	—

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組	
【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり	○ 高度経済成長期に建設した施設の長寿命化を図るために主な道路・河川等施設の計画的な維持管理・更新等を行っていきます。	
	道路施設	橋りょう 点検・診断結果に基づき、「横浜市橋梁長寿命化修繕計画」を更新するとともに、この計画に基づく取り組みを継続し、保全更新を図ります。
		歩道橋 「歩道橋長期保全計画」に基づき、点検・診断結果による計画的な施設の保全更新を図ります。
		大型標識 「横浜市門型道路標識長寿命化計画」及び「横浜市片持式道路標識個別施設計画」に基づき、点検・診断の結果による計画的な施設の保全更新を図ります。
		トンネル・地下道 「道路トンネル・地下道点検及び維持管理計画」に基づく取組を継続し、計画的な施設の保全更新を図ります。
		舗装（車道部） 道路の保全については、国の舗装点検要領を踏まえ、道路をB～D路線に分類し、B・C路線（幹線道路）については、路面性状調査により、管理基準値に基づき、現在の路面状況を、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことにより、保全更新を図ります。 また、D路線（生活道路）については、道路パトロール等の巡視の機会を通じ、路面状況を把握しながら、適切な時期に維持修繕を行います。
		道路照明灯 点検結果に基づき、計画的な道路照明灯設備の保全更新を図ります。
		駐輪場（建築物） 「個別保全計画」の見直しに向けた劣化調査を実施しつつ、保全更新を図ります。
		昇降機等 点検結果及び稼働年数に基づき、計画的な昇降設備の保全更新を図ります。
	地下駐車場 点検結果及び劣化状況に基づき、計画的な駐車設備の保全更新を図ります。	
	河川等施設	河川 河川保全計画に基づいて、河川護岸の計画的補修を推進します。
		ポンプ排水型遊水地 設備長寿命化計画に基づいて、電気設備、機械設備の計画的な整備、更新を推進します。
		主要な水路 護岸構造を有する区間の保全計画を平成30年度に策定予定です。
	○ 道路・河川等施設の安全性を確保するために、施設の特徴に合わせた定期点検を実施するとともに効率的な点検となるように周期や方法を検討します。	
	道路施設	橋りょう 国の点検要領に準じ見直しを行った「横浜市橋梁点検要領」に基づき、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断し、定期点検結果を、毎年、「横浜市橋梁長寿命化修繕計画」に反映させます。
歩道橋 本市の歩道橋点検要領及び国の点検基準に基づき、5年に1回、近接目視による定期点検を実施します。		
大型標識 国で定めた点検要領に基づき、5年に1回に点検を行い、「横浜市門型道路標識長寿命化計画」「横浜市片持式道路標識個別施設計画」に基づき維持管理を行います。		
トンネル・地下道 「道路トンネル・地下道点検及び維持管理計画」に基づき5年に1回点検を実施します。また、毎年度実施する定期点検結果に基づき、次回定期点検までの補修計画を定め、補修計画は定期点検の結果に基づき、毎年度更新します。		

対応する「基本方針」	実施する取組		
【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり	道路施設	舗装 (車道部)	4年周期で市内のB・C路線(幹線道路)約1,000kmの路面性状調査にて、路面の状況を調査し、再度繰り返して継続的に調査を行います。 D路線(生活道路)約6,600kmは、道路パトロール等で、路面の状況を把握します。
		道路照明灯	国土交通省建築保全業務共通仕様書に基づき、毎年の点検を実施します。
		駐輪場 (建築物)	点検マニュアル(案)に基づき、年に1回の調査を実施し、適切な維持管理を行います。
		昇降機等	国土交通省建築保全業務共通仕様書に基づき、毎月の点検を実施します。
		地下駐車場	建築基準法12条に基づく、建築物(敷地及び構造)、防火設備、建築設備(昇降機除く)の点検を実施します。
		道路がけ	5年に1回防災点検を行い、防災カルテなどを更新するとともに、要対策と評価された個所について、対策を行います。
	河川等施設	河川	保全計画に基づき、職員による目視点検を年に1回実施し、河川カルテを更新し、適切な維持管理を行います。また、詳細な調査を5年に1回実施し、保全計画の見直しに活用します。
		ポンプ排水型 遊水地	長寿命化計画に基づき、電気設備、機械設備の点検を行います。
		主要な水路	保全計画検討時に、点検周期や方法について検討します。
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	○ 最新情報の共有や新たな保全更新技術の研究・普及を推進するとともに、新材料・新工法等の技術を積極的に採用することにより、維持管理・更新等の効率化や費用の低減を図ります。		
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	○ 道路局内統合型GIS(地図情報システム)等の整備を図っており、道路台帳平面図データをベースに各課で整備する道路施設情報等を入力し、一元管理を推進します。		
	道路施設	橋りょう	「橋梁管理システム」に点検・診断結果や補修履歴を随時反映させます。
		歩道橋	歩道橋管理システムに点検・診断結果や補修履歴を随時反映させます。また、土木事務所とのデータ共有に向けて、システムのネットワーク化などの見直しを進めます。
		トンネル・ 地下道	定期点検及び補修について、施設毎に記録を残します。
		舗装 (車道部)	B・C路線(幹線道路)約1,000kmについては、路面性状の調査データ及び修繕履歴を記録します。
		駐輪場 (建築物)	補修履歴について、施設毎に記録を残します。
	河川等施設	河川	点検や補修の結果をもとに、河川カルテを更新し、日常の維持管理や保全計画の進捗管理等に活用します。
		ポンプ排水型 遊水地	点検や整備、更新結果をもとに、施設台帳、維持管理台帳を更新し、維持管理や長寿命化計画の進捗管理等に活用します。
		主要な水路	保全計画検討時に水路カルテの記録方法、活用方法について検討します。

対応する「基本方針」	実施する取組												
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 予算については、厳しい財政状況の中、点検・診断結果を踏まえ保全・更新計画に基づく維持管理・更新等を計画的に行うことにより、引き続き、予算の平準化やトータルコストの縮減、国費対象施設の拡大を図ります。例えば、舗装（車道部）については、点検結果を踏まえた保全・更新が適切に行えるように必要な道路修繕予算の確保に努めます。</p> <p>○ OJTによる人材育成を図るとともに、維持管理に関する研修及び各種技術研修に参加することで技術力の向上を図っていきます。</p> <table border="1" data-bbox="411 533 1426 1003"> <tr> <td data-bbox="419 533 467 1003" rowspan="4">道路施設</td> <td data-bbox="474 533 624 607">橋りょう</td> <td data-bbox="630 533 1418 607">一般財団法人橋梁調査会の道路橋点検技術講習会の研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 616 624 712">歩道橋</td> <td data-bbox="630 616 1418 712">構造物の維持管理に関する研修に積極的に参加し、技術力の向上を図ります。また、橋梁課と情報共有し、必要な技術を継承していきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 721 624 817">トンネル・地下道</td> <td data-bbox="630 721 1418 817">首都高速道路株式会社の「橋梁の維持管理技術に関する勉強会」のトンネルに関する研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 826 624 900">舗装（車道部）</td> <td data-bbox="630 826 1418 900">舗装の維持管理に関する研修を実施し、職員の技術力の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 909 467 1003"></td> <td data-bbox="474 909 624 1003">河川</td> <td data-bbox="630 909 1418 1003">道路局と土木事務所職員が共同で河川点検を実施することで、現場と本庁の情報共有を密にし、維持管理技術の継承や技術力の向上を図ります。</td> </tr> </table>	道路施設	橋りょう	一般財団法人橋梁調査会の道路橋点検技術講習会の研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。	歩道橋	構造物の維持管理に関する研修に積極的に参加し、技術力の向上を図ります。また、橋梁課と情報共有し、必要な技術を継承していきます。	トンネル・地下道	首都高速道路株式会社の「橋梁の維持管理技術に関する勉強会」のトンネルに関する研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。	舗装（車道部）	舗装の維持管理に関する研修を実施し、職員の技術力の向上を図ります。		河川	道路局と土木事務所職員が共同で河川点検を実施することで、現場と本庁の情報共有を密にし、維持管理技術の継承や技術力の向上を図ります。
道路施設	橋りょう		一般財団法人橋梁調査会の道路橋点検技術講習会の研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。										
	歩道橋		構造物の維持管理に関する研修に積極的に参加し、技術力の向上を図ります。また、橋梁課と情報共有し、必要な技術を継承していきます。										
	トンネル・地下道		首都高速道路株式会社の「橋梁の維持管理技術に関する勉強会」のトンネルに関する研修等に計画的に参加し、技術力の向上を図ります。										
	舗装（車道部）	舗装の維持管理に関する研修を実施し、職員の技術力の向上を図ります。											
	河川	道路局と土木事務所職員が共同で河川点検を実施することで、現場と本庁の情報共有を密にし、維持管理技術の継承や技術力の向上を図ります。											
<p>〔基本方針 2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 施設規模・配置の適正化について、道路・河川施設のインフラは産業形態や生活形態等の変化による時代の要請に応じて整備してきましたが、今後も維持管理・更新が必要な施設となっています。現時点では、統廃合等が可能な施設はほとんどない状況ですが、少子・高齢化と厳しい財政状況を踏まえ、例えば、利用者の少ない施設の撤去など利用状況に応じた施設の適正化を検討していきます。</p> <p>○ 施設更新の際の全面通行止めをとまなう工事は、一時的に利用者へ大きな負担となりますが、工事の早期完成による近隣及び利用者の長期負担の解消や経費節減が図られるメリットがあることから、検討を進めていきます。</p> <p>○ 施設の計画段階から、将来の点検や保全・更新を考慮し、検討を進めます。</p> <p>○ 施設の運営・管理については、市民ボランティアの御協力により管理水準の向上を図ります。例えば、河川については親水拠点等がある場所を中心として水辺愛護会が清掃等の活動を行っていますが、愛護会の数や範囲が増加するよう、活動支援や愛護会立ち上げの支援等に取り組みます。</p> <p>○ ユニバーサルデザインの推進として、「福祉のまちづくり条例」等に基づき、施設のバリアフリー化を推進するとともにICTを活用することで、誰もが安心して利用できる施設の整備を図ります。</p>												
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 引き続き、道路高架下・道路予定区域及び雨水調整池上部等の有効活用や歩道橋等のネーミングライツ事業を推進し維持管理財源の確保に努めます。さらに、道路施設管理について、道路法改正により創設された「道路協力団体制度」を活用することで、民間活力を導入していきます。</p> <p>○ 道路照明灯のLED化について、リース契約による照明器具の調達を行うことにより、予算の平準化と消費電力削減によるコスト縮減を図ります。</p>												

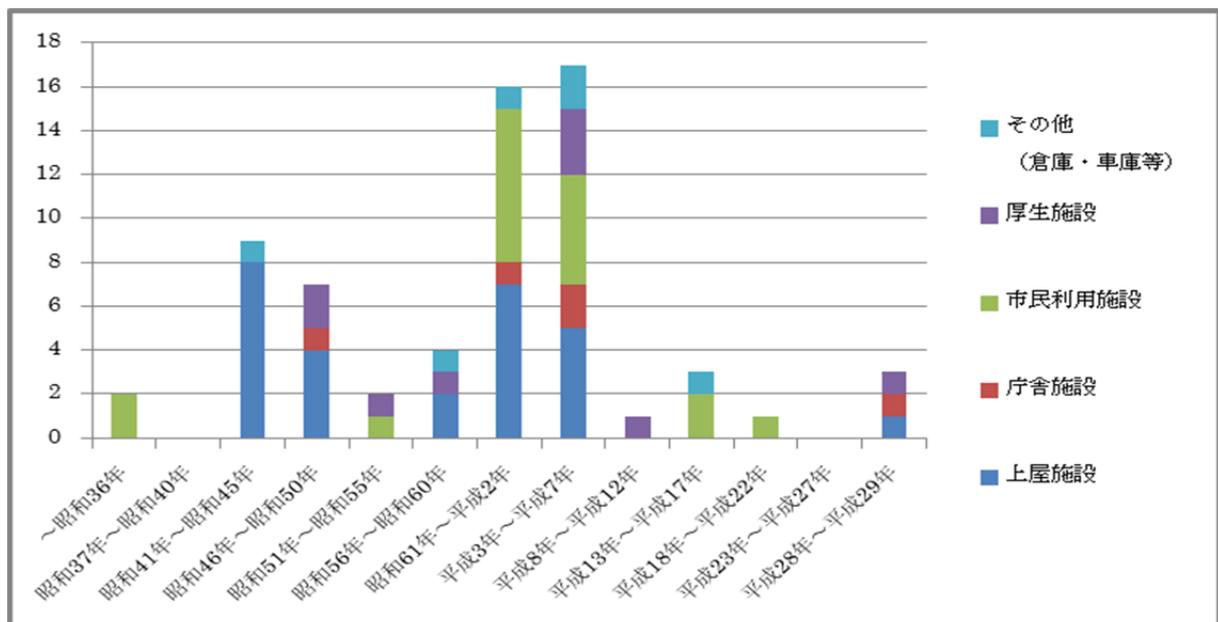
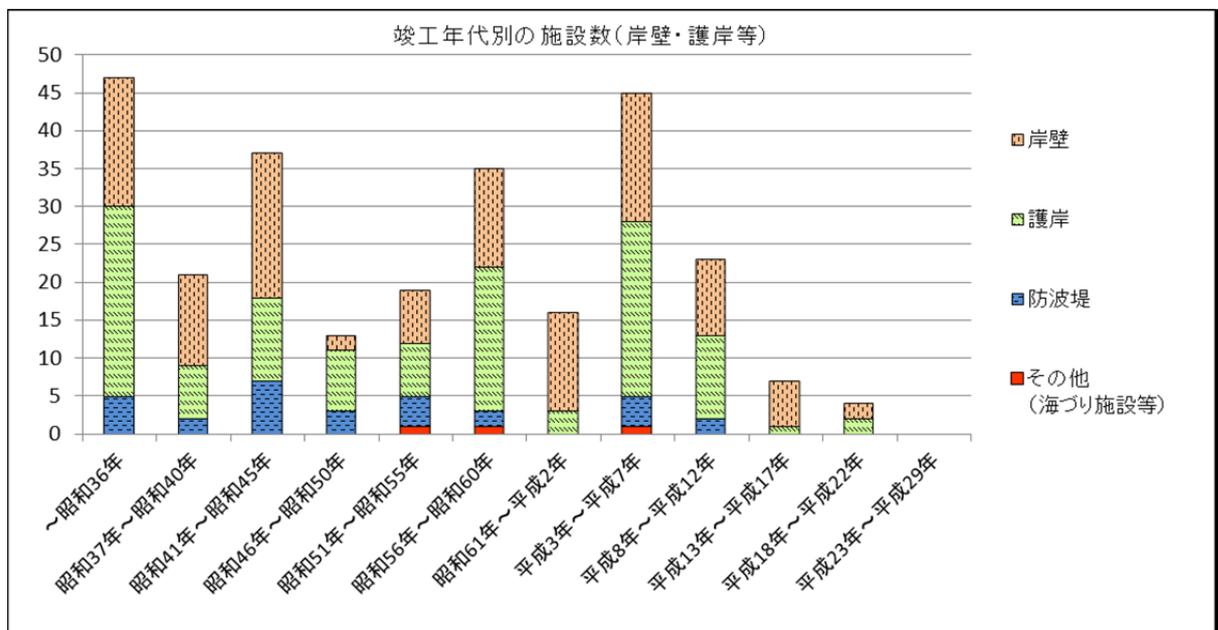
港湾局行動計画

1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

港湾局が所管する施設は、岸壁、護岸、道路、緑地等の土木施設の他、建築物など多種多様であり、維持管理方法も各々異なります。建設、設置等から数十年を経た施設が多く、老朽化が進んでいます。

[土木施設]		[建築・電気施設]	
岸壁・護岸等	275 施設	建築物	65 施設
道路	約 56 k m [橋りょう 48 橋、トンネル 1 ヶ所]		[上屋：27 施設、庁舎：5 施設、市民利用施設：18 施設、厚生施設：9 施設、電気施設：6 施設]
荷さばき地	約 256 h a	受変電設備	77 施設
緑地	(45 箇所) 約 84 h a	照明設備	約 11,000 灯



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題																
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>○ 港湾施設の主要な施設については、法定点検の他、施設に応じた点検、修繕、改修等の維持保全を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="427 387 1442 1137"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>点検及び修繕計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸壁・護岸等</td> <td>点検：定期点検（3～5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画及び点検結果に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>道路・荷さばき地・緑地</td> <td>点検：日常点検（随時） ※緑地：定期点検を実施（毎年） 修繕・改修：優先度を考慮して実施</td> </tr> <tr> <td>道路（橋りょう・トンネル）</td> <td>点検：定期点検（5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画及び点検結果に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>建築物（上屋施設）</td> <td>点検：法定点検（3年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：保全計画に基づき実施。</td> </tr> <tr> <td>建築物（その他施設）</td> <td>点検：法定点検（3年毎）[市民利用・厚生施設のみ]、日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施</td> </tr> <tr> <td>受変電設備 ＜受変電設備保全計画＞</td> <td>点検：法定点検（毎年） 日常点検（毎月） 修繕・改修：計画及び定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>点検：定期点検（毎月） 日常点検（毎月） 修繕・改修：定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主な建築施設の受水槽、浄化槽、消防設備については、毎年法定点検を実施しています。</p> <p>○ 施設の更新については、経過年数、老朽度、利用者ニーズ等を基に、港湾計画での位置付けも踏まえて実施しています。</p> <p>○ 地震防災対策として、現在、新港ふ頭9号耐震強化岸壁の整備を進めているほか、緊急輸送路では定期的に路面下空洞調査を実施しています。特定建築物については耐震化工事を平成27年に完了しました。 また、大黒ふ頭において、百数十年に一度の頻度で発生する防護レベル津波（L1）や高潮の浸水から人命や財産を守るため、海岸保全施設の整備を進めます。</p> <p>○ 各施設の保全・更新計画については平成29年度までに策定した一方、今後、老朽化施設の急速な増加が見込まれることから、適宜計画を更新しながら施設の着実な維持保全を行っていくことが求められます。</p>	施設名	点検及び修繕計画	岸壁・護岸等	点検：定期点検（3～5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画及び点検結果に基づき実施	道路・荷さばき地・緑地	点検：日常点検（随時） ※緑地：定期点検を実施（毎年） 修繕・改修：優先度を考慮して実施	道路（橋りょう・トンネル）	点検：定期点検（5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画及び点検結果に基づき実施	建築物（上屋施設）	点検：法定点検（3年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：保全計画に基づき実施。	建築物（その他施設）	点検：法定点検（3年毎）[市民利用・厚生施設のみ]、日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施	受変電設備 ＜受変電設備保全計画＞	点検：法定点検（毎年） 日常点検（毎月） 修繕・改修：計画及び定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施	照明設備	点検：定期点検（毎月） 日常点検（毎月） 修繕・改修：定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施
	施設名	点検及び修繕計画															
岸壁・護岸等	点検：定期点検（3～5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画及び点検結果に基づき実施																
道路・荷さばき地・緑地	点検：日常点検（随時） ※緑地：定期点検を実施（毎年） 修繕・改修：優先度を考慮して実施																
道路（橋りょう・トンネル）	点検：定期点検（5年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：計画及び点検結果に基づき実施																
建築物（上屋施設）	点検：法定点検（3年毎）、日常点検（随時） 修繕・改修：保全計画に基づき実施。																
建築物（その他施設）	点検：法定点検（3年毎）[市民利用・厚生施設のみ]、日常点検（随時） 修繕・改修：優先度を考慮して実施																
受変電設備 ＜受変電設備保全計画＞	点検：法定点検（毎年） 日常点検（毎月） 修繕・改修：計画及び定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施																
照明設備	点検：定期点検（毎月） 日常点検（毎月） 修繕・改修：定期点検結果に基づき実施 緊急修繕は随時実施																
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 施設の点検、修繕に当たり、最近では、塗料の選定において国土交通省情報システムで紹介されている新技術の導入を図った実績等はあるものの、最先端技術の公共事業への新規導入には課題も多く、本市施設への導入は進んでいません。</p> <p>○ 港湾エリア（臨港地区内）では、現在、道路、緑地、水道、下水道については大半を港湾局が管理し、日常管理や一部施設を他の区局が管理していますが、複雑な管理分担の整理、港湾エリア内外の管理機能の連続性等から効率化に向けた検討が求められています。</p>																

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理施設の基礎データや補修履歴、点検記録等に関する情報は、電気施設を除き、紙ベースで保管されているケースが多く、また、管理部署毎に保有されていることから、施設データのデータベース化及び関係部署連携により管理の効率化を図る必要があります。 ○ 法定点検に関する予算、上屋等を修繕する特別会計予算（港湾整備事業費）、及び安全上から緊急的措置が必要な修繕予算は、継続して確保していく必要があります。 また、施設の長寿命化に向け、必要となる定期点検や定期修繕などの予防保全費の充実が課題となっています。 ○ 港湾技術に関する人材育成に向けた取組として、局独自の人材育成研修等を若手や転入者を中心に継続的に実施しています。急速に進む技術の高度化に対し、将来を見据えた人材育成プログラムが求められています。
<p>【基本方針 2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な港湾施設の規模、配置については、施設の利用実態や将来見通しを基に、概ね10年に1度改訂される港湾計画で方針を定めています。大規模な岸壁の改修計画は其中で位置づけられています。 ○ 近年、外国客船の寄港や自動車の輸出が増加しているほか、コンテナ専用船をはじめ船舶の大型化が進んでおり、国際競争力の強化に向け、大型船舶に対応できる施設への改修や更新が求められています。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテナターミナルの改修、更新については、国、横浜市、横浜川崎国際港湾株式会社と施設利用者が連携して取り組んでいます。 ○ 新港地区では、公民連携事業による、C I Q (税関・出入国審査・検疫)施設を含む「新港地区客船ターミナル(仮称)」の整備が進んでいます。 ○ 港湾の施設管理は、本市のほかに指定管理者が実施しており、物流等関連施設は横浜港埠頭株式会社、市民利用施設の八景島や海づり施設などは民間の企業・団体、港湾関係厚生施設は（一社）横浜港福利厚生協会が行っています。 ○ 港湾施設の改修や更新は、施設の陳腐化や他港との競争力の強化に対応していくため、船舶の大型化や機能高度化等への対応要請や市民ニーズに的確に対応していく必要があります。



大黒ふ頭



本牧海づり施設

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

港湾法の港湾施設を主体に、横浜市が保有する主な施設について、「保全・更新計画」を策定しました。

施設		計画名称	策定年度	見直し予定年度	備考
外郭施設・係留施設		保全・更新計画Ⅰ	平成27年度	適宜見直し	—
臨港交通施設 ・荷さばき施設	橋梁	保全・更新計画Ⅱ	平成27年度		
	トンネル	保全・更新計画Ⅱ	平成28年度		
	道路	保全・更新計画Ⅱ	平成28年度		
	荷さばき地	保全・更新計画Ⅱ	平成28年度		
緑地		保全・更新計画Ⅲ	平成28年度		
建築物		保全・更新計画Ⅳ	平成29年度		

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組							
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	○ 保全・更新計画に基づき、修繕、改修、更新等を継続実施します。							
	○ 防災対策については、緊急物資輸送用岸壁として、新港ふ頭9号岸壁の改修を進めています。 また、大黒ふ頭において、津波や高潮による浸水被害を防止するため、平成30年度から、新たに海岸保全施設の整備に取り組んでいきます。							
	○ 点検については、施設の劣化状況や健全度の把握に向け、日常点検に加え、定期点検を計画的に実施します。定期点検の頻度、内容等については、国土交通省が平成26年7月に策定した「港湾の施設の点検診断ガイドライン」にあるものは、それを基本とします。							
	<点検計画>							
	<table border="1"> <tr> <td>岸壁・護岸等</td> <td rowspan="2">港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき、点検を実施</td> </tr> <tr> <td>道路(橋りょう、トンネル含)荷さばき地、緑地</td> </tr> <tr> <td>建築物(上屋、その他施設)</td> <td rowspan="3">建築基準法12条点検等、定期的に点検を実施</td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> </tr> </table>	岸壁・護岸等	港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき、点検を実施	道路(橋りょう、トンネル含)荷さばき地、緑地	建築物(上屋、その他施設)	建築基準法12条点検等、定期的に点検を実施	受変電設備	照明設備
	岸壁・護岸等	港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき、点検を実施						
道路(橋りょう、トンネル含)荷さばき地、緑地								
建築物(上屋、その他施設)	建築基準法12条点検等、定期的に点検を実施							
受変電設備								
照明設備								

対応する「基本方針」	実施する取組														
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の点検、修繕に当たっては、非破壊検査や非接触式肉厚測定装置などの国土交通省港湾局で導入を検討している最新の技術工法について、本市施設への導入のための課題整理を行うため、試行していきます。 ○ 受変電設備の更新時、変圧器については、省エネ基準に適合したトップランナー変圧器 2014 を導入していきます。 ○ 道路、水道、下水道など港湾エリア（臨港地区）外と連絡する施設について、維持管理、防災等の効率化に向けたあり方検討を行います。 														
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設情報については、点検結果等の施設情報をデータベース化し、蓄積及び活用していきます。また、今後、関係者間で共有できるシステムの構築を目指します。 ○ 施設の維持管理への国費導入については、現在、施設の更新が対象となっていますが、施設の長寿命化に向けて、予防保全に必要な点検や修繕、改修へも導入を国に働きかけていきます。 ○ 人材育成については、引き続き、専門職毎の人材育成ビジョンを踏まえた人材育成に取り組むとともに、『技術力向上研修』を毎年実施することを通して若手への技術伝承を進めていきます。 また、技術士、コンクリート診断士、施工管理技士、維持管理士、一級建築士、電気主任技術者、電気工事士等の資格取得を働きかけていきます。 加えて、国土交通省や港湾の関係機関が実施する専門的な研修会への参加、横浜港の国際競争力強化に向けた研修『みなと塾』など局内独自の取組の強化などを通じて、次世代の担い手確保に向けた人材育成を組織的に進めます。 														
<p>〔基本方針 2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の港湾施設の適正な配置・規模については、「横浜港港湾計画」に定めています。また、市民利用施設を通じて、海や港の文化・歴史を伝え、賑わいを創出します。 このため、下記施設について、施設利用者や関係機関と具体的な調整を図り、施設の改修を進めます。 <table border="1" data-bbox="416 1319 1444 1709"> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1319 651 1397">新港 9 号岸壁 (再掲)</td> <td data-bbox="651 1319 1214 1397">岸壁の耐震化を図るとともに、大型客船も接岸できるターミナルとして改修します。</td> <td data-bbox="1214 1319 1444 1397">～平成 31 年度 (予定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1397 651 1518">大黒 P 3、4、 T 3～8 バース</td> <td data-bbox="651 1397 1214 1518">利便性の強化と船舶の大型化に対応するため、岸壁を増深し連続バースとして改修します。</td> <td data-bbox="1214 1397 1444 1518">～平成 32 年度 (予定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1518 651 1630">山下 2、3 号岸壁</td> <td data-bbox="651 1518 1214 1630">再開発計画を踏まえ、大型客船等の受入環境を整えるため、既存岸壁を改良・補修します。</td> <td data-bbox="1214 1518 1444 1630">～平成 31 年度 (予定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1630 651 1709">帆船日本丸</td> <td data-bbox="651 1630 1214 1709">国の重要文化財である帆船日本丸の大規模改修を実施します。</td> <td data-bbox="1214 1630 1444 1709">～平成 31 年度 (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンテナ船の大型化に対しては、世界のコンテナ輸送の将来見通しや国内他港の整備動向等を踏まえて戦略的に新規整備と並行して施設更新を進めていきます。 			新港 9 号岸壁 (再掲)	岸壁の耐震化を図るとともに、大型客船も接岸できるターミナルとして改修します。	～平成 31 年度 (予定)	大黒 P 3、4、 T 3～8 バース	利便性の強化と船舶の大型化に対応するため、岸壁を増深し連続バースとして改修します。	～平成 32 年度 (予定)	山下 2、3 号岸壁	再開発計画を踏まえ、大型客船等の受入環境を整えるため、既存岸壁を改良・補修します。	～平成 31 年度 (予定)	帆船日本丸	国の重要文化財である帆船日本丸の大規模改修を実施します。	～平成 31 年度 (予定)
新港 9 号岸壁 (再掲)	岸壁の耐震化を図るとともに、大型客船も接岸できるターミナルとして改修します。	～平成 31 年度 (予定)													
大黒 P 3、4、 T 3～8 バース	利便性の強化と船舶の大型化に対応するため、岸壁を増深し連続バースとして改修します。	～平成 32 年度 (予定)													
山下 2、3 号岸壁	再開発計画を踏まえ、大型客船等の受入環境を整えるため、既存岸壁を改良・補修します。	～平成 31 年度 (予定)													
帆船日本丸	国の重要文化財である帆船日本丸の大規模改修を実施します。	～平成 31 年度 (予定)													
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテナターミナルの整備主体である国、横浜市、横浜川崎国際港湾株式会社と施設利用者が連携して改修や更新を行い、横浜港の機能強化に取り組みます。 ○ コンテナ以外の港湾荷役関連施設も老朽度や岸壁改修計画等を踏まえ、必要な岸壁水深、荷さばき地の仕様などの利用者ニーズに即した施設改修等を進めます。 														

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 物流、市民利用施設等の運営・管理については、引き続き、指定管理者制度を導入し、民間事業者が持つノウハウを最大限活用した運営・管理を行います。
指定管理者からの点検情報や修繕、改修等の要望について関係部署で共有化し、運営・管理の効率化を図ります。
○ ユニバーサルデザインの推進として、緑地や旅客施設をはじめ市民利用施設等については「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリーの推進やICTを活用したきめ細かい情報発信を推進し、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境を整備していきます。 |
|--|--|

水道局行動計画

1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

ア 土木施設・管路施設

【上水道事業】

上水道（以下、「上水」という。）が保有する主な土木施設は1箇所の取水施設、3系統の導水施設（管以外）、3箇所の浄水場および22箇所の配水池、主な管路施設は3系統の導水施設（管）および約9,200kmの水道管（送・配水管）です。

取水施設、導水施設（管以外）、浄水場、配水池の多くは昭和40年代から昭和50年代までに築造されています（図1・図2）。現在は、施設の点検、修繕、健全度調査及び耐震診断を実施し、施設の状況を把握しています。導水・浄水施設は、自然流下系の施設を優先して耐震化事業を進めています。配水池は、順次耐震化を進めています。

水道管（送・配水管）は、昭和40年代に布設した水道管（延長約2,400km）を中心に、着実に更新する計画です（図3）。

施設名	竣工年度	M43	T9	S5	S15	S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H29	経過年数	目標耐用年数	残存耐用年数
取水・導水施設																
鮎子取水せき	S49													43年	100年	57年
道志川系導水施設	T3~ H25													4~ 103年	※	※
相模湖系導水施設	S24~ H22													7~ 68年	※	※
馬入川系導水施設	S39~ S46													46~ 53年	※	※

図1 取水施設、導水施設の年度別築造状況（上水道）

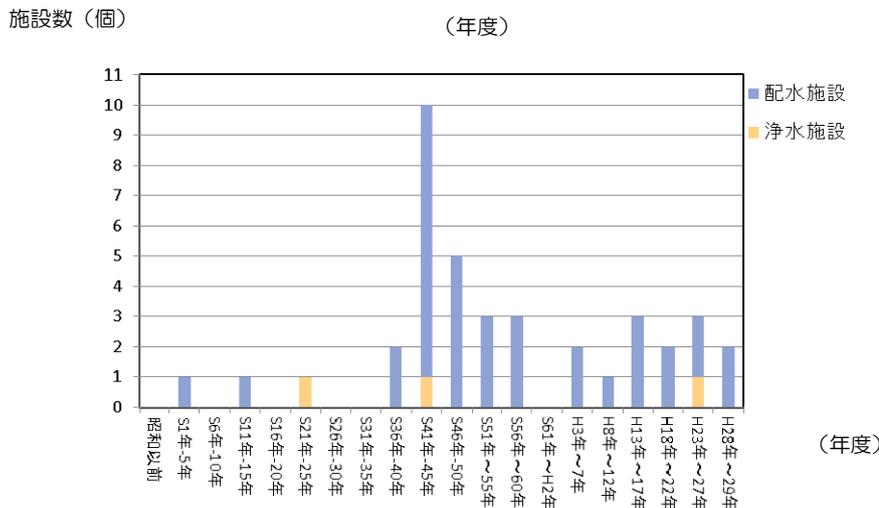


図2 浄水場および配水池の年度別築造状況（上水道）

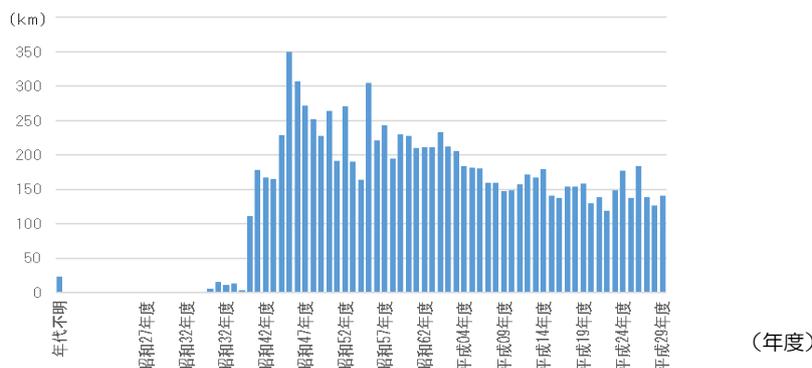


図3 送・配水管の年度別布設延長（上水道）

【工業用水道事業】

工業用水道（以下、「工水」という。）が保有する主な土木施設は、2箇所の沈殿池および2箇所の調整池、主な管路施設は約90kmの工業用水道管です。

沈殿池、調整池は昭和30年代および40年代に築造されており、現時点では老朽化は顕在化していません（図4）。

また、工業用水道管については、現在、老朽化管路を中心に管路更新を実施していますが、今後、昭和30～40年代初期（工業用水道創設時期）に布設した工業用水道管（約50km）を中心として、着実に更新する計画です（図5）。

施設名		竣工年度	M43	T9	S5	S15	S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H29	経過年数	目標耐用年数	残存耐用年数	備考
沈殿池	小雀沈殿池	S38													54年	100年	46年	
	鶴ヶ峰沈殿池	S44													48年	100年	52年	
調整池	小雀調整池	S40													52年	100年	48年	
	東寺尾配水池	S43													49年	100年	51年	

図4 沈殿池、調整池の年度別築造状況（工業用水道）

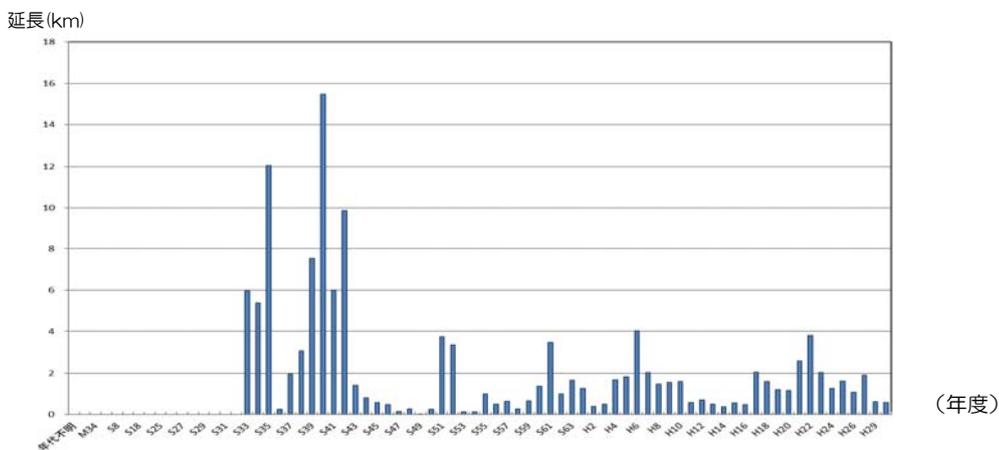


図5 工業用水道管の年度別布設延長（工業用水道）

イ 建築物【上水道事業】【工業用水道事業】

水道局所管の建築物には、庁舎建築物、主要ポンプ場建築物、主要施設の受電所及び自家発電棟等建築物、登録有形文化財建築物、民間等へ貸与している建築物、公舎残存建築物などの種類があります。これらの棟数は約340棟、床面積の合計は約14万㎡です。

建設年代別に見ると、昭和30年代から昭和50年代に建設された建築物が多く、これらの計画的な保全が必要となります。（図6）。

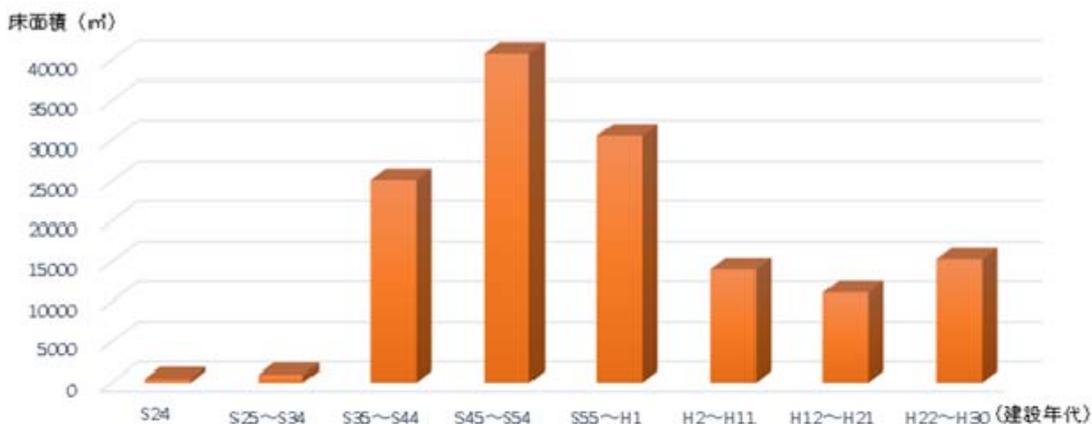


図6 建築物の年度別築造状況

ウ 設備施設【上水道事業】【工業用水道事業】

水道局が保有する主な設備施設は次の施設に設置され、計画的に更新しています。

- ・ 浄水場 3 箇所
- ・ 工業用水道管理事務所 1 箇所
- ・ 配水ポンプ場 33 箇所

内訳は、浄水場においては、電気設備、計装設備、沈殿池機械設備、ろ過池機械設備、ポンプ設備となります。工業用水道事務所においては、電気設備、計装設備、沈殿池機器設備となります。ポンプ場においては、電気設備、計装設備、ポンプ設備となります。

保有するポンプの総数は 172 台です。

(2) 取組状況と課題【上水道事業】【工業用水道事業】

現在、水道局は、中期経営計画（平成 28～31 年度）に基づき事業経営を行っています。また、平成 17 年 6 月に、取水から浄水場及び配水池において品質管理マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 を取得しました。水道局は、この ISO9001 の中で、施設の適正な管理を図っています。

対応する「基本方針」	取組状況と課題	
【基本方針 1】安全で強靱な都市づくり	○ 計画的な保全・更新を実施	
	土木施設 管路施設	<p>上水：「施設整備・管理基本計画」に基づき、土木施設は、施設ごとに点検などの維持管理を行い、施設状況の確認を行っています。管路施設は、管種に応じた想定耐用年数を設定すると共に、更新の優先順位を検討し、事業量の平準化を図った上で管路の更新を進めています。</p> <p>今後は、水需要の減少により施設規模が過大になるための対応が必要になるとともに、個々の施設において、把握した健全性などの施設の状況から最適な目標耐用年数を設定し更新の計画を策定すること、及び事業費の平準化を図ることが課題です。</p> <p>工水：管路施設の更新や継手補強、土木施設の耐震化を進めています。</p> <p>工業用水道創設から 50 年を超え、今後本格的な管路の更新時期を迎えることから、更新の優先順位を検討し、事業量の平準化を図ることが課題です。</p>
	建築物	<p>「施設整備・管理基本計画」を策定し、重要度の高い施設の効果的で効率的な保全を実施しています。具体的には台帳により管理したデータをもとに、状態監視保全の手法により予防保全を行います。各種点検を実施し、施設の使用状況や優先順位の視点を踏まえた検討をおこなった上で、必要な修繕及び更新を実施します。点検を充実することにより、施設の安全性を確保するとともに、使えるものはできる限り長く使い、保全にかかるライフサイクルコストの抑制を図ります。</p> <p>今後も効果的で効率的な保全を確実に実施していくことが課題です。</p>
設備施設	<p>設備の種類毎に耐用年数を定めた「機器耐用年数表」に基づき、更新計画を立案しています。設備施設の修繕については、「電気機械設備保守点検基準」において、修繕周期を定め定期的な修繕を行っています。的確な浄水処理を行うための設備や、安定した給水を確保するための設備は、定期的な修繕を実施し、予防保全を行っています。</p> <p>今後は、予防保全を計画通りに行う事と、的確な予防保全を継続するための人材・技術力を確保する事が課題です。</p>	

対応する 「基本方針」	取組状況と課題						
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<p>○ マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断</p> <table border="1" data-bbox="395 275 1444 801"> <tr> <td data-bbox="395 275 512 517">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="512 275 1444 517"> <p>「施設整備・管理基本計画」に基づき、土木施設は日常の目視点検や配水池清掃時の健全度調査を実施し、施設の安全性を確保しています。埋設管路については、漏水調査や試掘調査を行い、管路の腐食状況や埋設環境を確認し、目視が可能な管路（水管橋、バルブ等）については定期的な点検を行います。</p> <p>今後は、個々の施設において、点検・調査結果から修繕及び更新の最適な時期を判断していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 517 512 658">建築物</td> <td data-bbox="512 517 1444 658"> <p>「施設整備・管理基本計画」に基づき、法定点検、定期点検及び日常点検等の点検を実施し、点検結果を計画的な保全に活用しています。（状態監視保全）</p> <p>今後も、状態監視保全を的確に実施していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 658 512 801">設備施設</td> <td data-bbox="512 658 1444 801"> <p>点検を行うための実務マニュアルである「電気機械設備保守点検基準」に基づき、巡回点検と定期点検を実施しています。</p> <p>今後は、蓄積された点検結果を「電気機械設備保守点検基準」に反映させ、確実に予防保全していくことが課題です。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>「施設整備・管理基本計画」に基づき、土木施設は日常の目視点検や配水池清掃時の健全度調査を実施し、施設の安全性を確保しています。埋設管路については、漏水調査や試掘調査を行い、管路の腐食状況や埋設環境を確認し、目視が可能な管路（水管橋、バルブ等）については定期的な点検を行います。</p> <p>今後は、個々の施設において、点検・調査結果から修繕及び更新の最適な時期を判断していくことが課題です。</p>	建築物	<p>「施設整備・管理基本計画」に基づき、法定点検、定期点検及び日常点検等の点検を実施し、点検結果を計画的な保全に活用しています。（状態監視保全）</p> <p>今後も、状態監視保全を的確に実施していくことが課題です。</p>	設備施設	<p>点検を行うための実務マニュアルである「電気機械設備保守点検基準」に基づき、巡回点検と定期点検を実施しています。</p> <p>今後は、蓄積された点検結果を「電気機械設備保守点検基準」に反映させ、確実に予防保全していくことが課題です。</p>
	土木施設 管路施設	<p>「施設整備・管理基本計画」に基づき、土木施設は日常の目視点検や配水池清掃時の健全度調査を実施し、施設の安全性を確保しています。埋設管路については、漏水調査や試掘調査を行い、管路の腐食状況や埋設環境を確認し、目視が可能な管路（水管橋、バルブ等）については定期的な点検を行います。</p> <p>今後は、個々の施設において、点検・調査結果から修繕及び更新の最適な時期を判断していくことが課題です。</p>					
	建築物	<p>「施設整備・管理基本計画」に基づき、法定点検、定期点検及び日常点検等の点検を実施し、点検結果を計画的な保全に活用しています。（状態監視保全）</p> <p>今後も、状態監視保全を的確に実施していくことが課題です。</p>					
	設備施設	<p>点検を行うための実務マニュアルである「電気機械設備保守点検基準」に基づき、巡回点検と定期点検を実施しています。</p> <p>今後は、蓄積された点検結果を「電気機械設備保守点検基準」に反映させ、確実に予防保全していくことが課題です。</p>					
	<p>○ 耐震化等による防災機能の強化</p> <table border="1" data-bbox="395 891 1444 1563"> <tr> <td data-bbox="395 891 512 1279">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="512 891 1444 1279"> <p>土木施設は、耐震性に問題がある施設について、運用上の制約等を考慮しながら、順次耐震補強又は更新を実施しています。</p> <p>管路施設は、延長が約9,200kmと膨大なため、耐震化率を100%にするには時間と費用がかかります。そこで、震災時に重要な役割を担う施設への管路を優先的に耐震化することで効果を高める取組を行っています。</p> <p>今後は、水需要減少等による厳しい財政状況の中、運用上の制約や施設の優先順位等をふまえて、着実に更新・耐震化を進めていくことが課題です。</p> <p>工水については、今後これまで継手補強を実施してきた管路についても、着実に耐震管へ更新していくことが課題です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1279 512 1420">建築物</td> <td data-bbox="512 1279 1444 1420"> <p>「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」に基づく耐震対策を平成28年度に完了しています。</p> <p>今後は、「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の耐震対策を進めます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1420 512 1563">設備施設</td> <td data-bbox="512 1420 1444 1563"> <p>機械・電気設備の機器は、最新の耐震基準を反映した「機械・電気設備準備仕様書（工事編）」（付則7）設備機器の設計用標準水平震度に基づき、設計・施工されており、耐震性に問題はありません。</p> <p>今後は、耐震基準が変更となった際の迅速な対応が課題です。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>土木施設は、耐震性に問題がある施設について、運用上の制約等を考慮しながら、順次耐震補強又は更新を実施しています。</p> <p>管路施設は、延長が約9,200kmと膨大なため、耐震化率を100%にするには時間と費用がかかります。そこで、震災時に重要な役割を担う施設への管路を優先的に耐震化することで効果を高める取組を行っています。</p> <p>今後は、水需要減少等による厳しい財政状況の中、運用上の制約や施設の優先順位等をふまえて、着実に更新・耐震化を進めていくことが課題です。</p> <p>工水については、今後これまで継手補強を実施してきた管路についても、着実に耐震管へ更新していくことが課題です。</p>	建築物	<p>「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」に基づく耐震対策を平成28年度に完了しています。</p> <p>今後は、「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の耐震対策を進めます。</p>	設備施設	<p>機械・電気設備の機器は、最新の耐震基準を反映した「機械・電気設備準備仕様書（工事編）」（付則7）設備機器の設計用標準水平震度に基づき、設計・施工されており、耐震性に問題はありません。</p> <p>今後は、耐震基準が変更となった際の迅速な対応が課題です。</p>
	土木施設 管路施設	<p>土木施設は、耐震性に問題がある施設について、運用上の制約等を考慮しながら、順次耐震補強又は更新を実施しています。</p> <p>管路施設は、延長が約9,200kmと膨大なため、耐震化率を100%にするには時間と費用がかかります。そこで、震災時に重要な役割を担う施設への管路を優先的に耐震化することで効果を高める取組を行っています。</p> <p>今後は、水需要減少等による厳しい財政状況の中、運用上の制約や施設の優先順位等をふまえて、着実に更新・耐震化を進めていくことが課題です。</p> <p>工水については、今後これまで継手補強を実施してきた管路についても、着実に耐震管へ更新していくことが課題です。</p>					
	建築物	<p>「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」に基づく耐震対策を平成28年度に完了しています。</p> <p>今後は、「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の耐震対策を進めます。</p>					
	設備施設	<p>機械・電気設備の機器は、最新の耐震基準を反映した「機械・電気設備準備仕様書（工事編）」（付則7）設備機器の設計用標準水平震度に基づき、設計・施工されており、耐震性に問題はありません。</p> <p>今後は、耐震基準が変更となった際の迅速な対応が課題です。</p>					
	<p>○ ライフサイクルコストの低減を図りつつ更新</p> <p>管路更新の周期を長くするために、水道局では耐久性の優れた材質の耐震管を使用していますが、宅地開発事業者などが布設し、水道局へ譲渡される管は、水道局が使用している管に比べ耐久性や耐震性能が異なる管も含まれるため、更新周期や耐震化率に影響を及ぼしています。</p>						

対応する「基本方針」	取組状況と課題						
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 施設情報等を一元管理するデータベースの構築</p> <table border="1" data-bbox="395 275 1444 692"> <tr> <td data-bbox="395 275 512 450">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="512 275 1444 450">土木施設は、計画的に点検及び修繕を実施して「施設管理台帳」等で情報管理しています。管路施設は、マッピングシステムにより、管路情報（布設年度、管種、口径等）、埋設環境（腐食性土壌、震度7液状化地域）及び点検や修繕で得た情報をデータベース化しています。それらを活用し、更新に役立てていく必要があります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 450 512 589">建築物</td> <td data-bbox="512 450 1444 589">全市的な取組として、「横浜市公共建築物台帳」に公共建築物に関する情報を電子データベース化しており、水道局が保有する建築物の情報もこの中で管理しています。 今後、この情報を定期的に更新していくことが課題です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 589 512 692">設備施設</td> <td data-bbox="512 589 1444 692">設備台帳と点検・修繕結果の蓄積し、設備の健全性評価や更新時期予測機能を持つ設備保管理システムを構築しました。今後は、膨大なデータベースの維持管理方法を定めていくことが課題です。</td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	土木施設は、計画的に点検及び修繕を実施して「施設管理台帳」等で情報管理しています。管路施設は、マッピングシステムにより、管路情報（布設年度、管種、口径等）、埋設環境（腐食性土壌、震度7液状化地域）及び点検や修繕で得た情報をデータベース化しています。それらを活用し、更新に役立てていく必要があります。	建築物	全市的な取組として、「横浜市公共建築物台帳」に公共建築物に関する情報を電子データベース化しており、水道局が保有する建築物の情報もこの中で管理しています。 今後、この情報を定期的に更新していくことが課題です。	設備施設	設備台帳と点検・修繕結果の蓄積し、設備の健全性評価や更新時期予測機能を持つ設備保管理システムを構築しました。今後は、膨大なデータベースの維持管理方法を定めていくことが課題です。
	土木施設 管路施設	土木施設は、計画的に点検及び修繕を実施して「施設管理台帳」等で情報管理しています。管路施設は、マッピングシステムにより、管路情報（布設年度、管種、口径等）、埋設環境（腐食性土壌、震度7液状化地域）及び点検や修繕で得た情報をデータベース化しています。それらを活用し、更新に役立てていく必要があります。					
	建築物	全市的な取組として、「横浜市公共建築物台帳」に公共建築物に関する情報を電子データベース化しており、水道局が保有する建築物の情報もこの中で管理しています。 今後、この情報を定期的に更新していくことが課題です。					
	設備施設	設備台帳と点検・修繕結果の蓄積し、設備の健全性評価や更新時期予測機能を持つ設備保管理システムを構築しました。今後は、膨大なデータベースの維持管理方法を定めていくことが課題です。					
<p>○ 適切な予算編成と充当可能な財源の積極的活用</p> <p>局の目標耐用年数に基づき、長寿命化を図りながら更新や耐震化を実施しています。</p> <p>今後は、水道料金収入が減少する中で、より効率的に整備を行うとともに必要な事業費を確保することが課題です。</p>							
<p>○ 人材育成とそれを活かす体制づくり</p> <p>水道局人材育成ビジョンを策定し、計画的に人材育成を行っています。</p> <p>団塊世代の大量退職期は過ぎましたが、今後も全職員数に占める割合の高いベテラン職員が引き続き退職するため、経験の浅い職員の早期育成を進め、技術・ノウハウを確実に継承し、さらに高めていかなければなりません。このため、ME制度※1・TE制度※2等により技術・技能継承を推進しています。また、ノウハウの共有のための水道局ナレッジバンク※3の運用、新たな技術や知見に関する局内研究開発報告会の実施等により、情報の共有化を図っています。</p> <p>あわせて、長期的な視点で技術継承を行うためには、水道局の現場を確実に支えていく人材が必要です。このため、水道局外へ異動することのない水道技術職の採用を平成29年度から開始しており、それらの職員が今後、水道局の中で活躍していくことが期待されています。</p> <p>今後も、ベテラン職員の減少が進む中でも着実に技術・技能継承を推進していくため、効率的に技術継承していくことが課題です。</p>							
<p>※1 水道技術の確実な継承を目指し、技術・知識・経験・指導力等、特に優れた職員を任命し、日常業務を通じてマンツーマン方式による指導を行い、確実に技術を継承する制度。</p> <p>※2 水道局が長年培った技能の維持・継承と迅速な事故対応を目指し、技能・経験・指導力等、特に優れた職員を任命し、訓練等を実施する制度。</p> <p>※3 職員に疑問等が発生した場合の相談窓口。ベテラン職員が質問に答えるとともに、Q&Aをデータベースとして蓄積し、共有する。</p>							

**【基本方針 2】
必要な機能の
持続的な提供**

○ 運営・管理の改善

土木施設 管路施設	<p>市内に水道計測設備を設置し、水質や水圧等の状況をリアルタイムに確認することで、水道施設を監視し、異常時に速やかに対応できる体制を整備しています。</p> <p>今後は、水道計測設備の更新を着実に実施していく必要があります。</p> <p>また、「安全で良質な水」を提供するために、市内約 600 箇所の残留塩素濃度を測定し、水の消毒効果を確認しています。今後、水需要の減少による、残留塩素濃度低下の可能性があるため、継続して監視していく必要があります。</p>
建築物	<p>水道局資産の有効活用（廃止施設の貸付等）を民間等と連携して進め、収入の確保に努めています。今後は、施設の適正な維持管理と両立を図りつつ、水道施設の特性や法的規制などを総合的に考慮しながら、活用を進めることが課題です。</p>
設備施設	<p>浄水場の運転・管理は、基本的に局職員により行っています。ポンプ場については無人化を図り、浄水場からの遠方監視を行っています。</p> <p>今後は、無人施設の危機管理面の対策が課題です。</p>

○ 効率的な施設配置・量による提供

土木施設 管路施設	<p>環境への負荷が少ない自然流下系浄水場（川井浄水場、西谷浄水場）の水を最大限活用できるよう施設の整備を進めています。</p> <p>今後は、水需要の減少に合わせて、施設更新の際に施設規模や施設配置の適正化を図っていくことが課題です。</p>
建築物	<p>お客さまサービスの最前線を担っている事務所の所管区域を見直し、事務所庁舎の統廃合等を実施しました。</p>
設備施設	<p>施設の統廃合を考慮し、将来の水需要に合わせてダウンサイジングするなど、適正な施設規模への更新を進めています。また、リスク管理の視点からバックアップ機能や安定性高めた施設整備を進めています。</p> <p>今後は、経済性やエネルギー効率の良い施設の構築を図っていくことが課題です。</p>

○ 将来の不確実性への対応

管路施設は人口の増加、水需要の増加に対応するため、管路の整備を行ってきましたが、平成 4 年をピークに水需要は減少に転じ、さらに人口は平成 31 年にピークを迎えることが想定されています。このことから、過大な施設規模になることが課題となっています。

○ ユニバーサルデザインの推進

これまで、お客様が利用する施設の新築や改修に合わせて、中村ウォータープラザや洋光台水道事務所などで、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を進めてきました。

○ 管理・運営における環境負荷の低減

小水力発電設備や太陽光発電設備等の導入により、再生可能エネルギーや用地を有効に活用しています。また、省エネルギータイプの設備を導入する事などにより、環境負荷の低減に取り組んでいます。

今後も、環境との調和を重視した、事業運営を継続していくことが課題です。

対応する 「基本方針」	取組状況と課題	
<p>〔支援方針①〕 公民連携を さらに推進</p>	<p>○ 民間のノウハウや資金の活用推進</p> <p>川井浄水場の再整備では、日本最大規模の膜処理施設の導入にあたり、民間の資金・経営能力・技術力を活用できる PFI 手法を導入しました。この川井浄水場再整備事業では、設計・建設・維持管理を一体とすることでトータルコストを削減しました。</p> <p>今後は、川井浄水場再整備事業の特別目的会社※4が保有している膜ろ過施設の運転・維持管理に関する技術やノウハウを継続的に取得していくことが課題です。</p> <p>※4 PFI手法により川井浄水場再整備事業を行うことを目的に設立された会社のこと。</p>	
	<p>○ 新たな技術・手法の活用拡大を実施しています。</p>	
	<p>土木施設 管路施設</p>	<p>管路更新においては、耐久性が優れた材料、新技術を積極的に導入し、長寿命化・コスト削減を図っています。また、共同研究と業務委託により、新たな技術の開発を行っています。</p>
	<p>建築物</p>	<p>建築物の改修条件や施工上の制約等に応じて、新たな施工方法を適切に選択、採用し対応してきています。</p> <p>今後も継続的に新たな技術・手法の活用を拡大していくことが課題です。</p>
<p>設備施設</p>	<p>新技術については、局単独の調査研究、または民間企業との共同研究により積極的な導入を推進しています。これまで、フロー式太陽電池アレイの特許取得、小水力発電設備の導入を行っています。</p> <p>今後は、水道局で蓄積したノウハウと民間の技術力を組み合わせた新技術開発の検討が課題です。</p>	

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
<p>土木施設・管路施設 建築施設・設備施設 (上水・工水)</p>	<p>施設整備・管理基本計画</p>	<p>平成21年7月</p>	<p>適宜見直し</p>	

(2) 実施する取組【上水道事業】【工業用水道事業】

対応する「基本方針」	実施する取組		
【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり	○ 計画的な保全・更新を実施		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 320 507 636">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="507 320 1445 636"> <p>上水：土木施設については、施設個々の適切な更新時期の検討をするため、今後も施設の状況把握を行います。浄水施設は、自然流下系を優先して更新事業を進めます。管路施設については、点検などを行い長寿命化を図り、財政状況を踏まえ適切な時期に更新することで、費用の縮減や平準化を図ります。また、水需要に適した管路へのダウンサイジングを進めています。こうしたことを踏まえ、施設の整備計画の見直しを行います。</p> <p>工水：アセットマネジメントの手法により、更新の優先順位や更新時期を検討し、事業量の平準化を図ります。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>上水：土木施設については、施設個々の適切な更新時期の検討をするため、今後も施設の状況把握を行います。浄水施設は、自然流下系を優先して更新事業を進めます。管路施設については、点検などを行い長寿命化を図り、財政状況を踏まえ適切な時期に更新することで、費用の縮減や平準化を図ります。また、水需要に適した管路へのダウンサイジングを進めています。こうしたことを踏まえ、施設の整備計画の見直しを行います。</p> <p>工水：アセットマネジメントの手法により、更新の優先順位や更新時期を検討し、事業量の平準化を図ります。</p>
	土木施設 管路施設	<p>上水：土木施設については、施設個々の適切な更新時期の検討をするため、今後も施設の状況把握を行います。浄水施設は、自然流下系を優先して更新事業を進めます。管路施設については、点検などを行い長寿命化を図り、財政状況を踏まえ適切な時期に更新することで、費用の縮減や平準化を図ります。また、水需要に適した管路へのダウンサイジングを進めています。こうしたことを踏まえ、施設の整備計画の見直しを行います。</p> <p>工水：アセットマネジメントの手法により、更新の優先順位や更新時期を検討し、事業量の平準化を図ります。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 636 507 775">建築物</td> <td data-bbox="507 636 1445 775"> <p>「施設整備・管理基本計画」に基づき既存施設の保全に着実に取り組み長寿命化を図ります。また、保全に関する技術の進展やニーズの変化等社会状況の変化に合わせ、「施設整備・管理基本計画」の内容を適宜見直します。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>「施設整備・管理基本計画」に基づき既存施設の保全に着実に取り組み長寿命化を図ります。また、保全に関する技術の進展やニーズの変化等社会状況の変化に合わせ、「施設整備・管理基本計画」の内容を適宜見直します。</p>
	建築物	<p>「施設整備・管理基本計画」に基づき既存施設の保全に着実に取り組み長寿命化を図ります。また、保全に関する技術の進展やニーズの変化等社会状況の変化に合わせ、「施設整備・管理基本計画」の内容を適宜見直します。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 775 507 913">設備施設</td> <td data-bbox="507 775 1445 913"> <p>予防保全にあたっては、効率的な運用や工程調整を行うと共に、「機器耐用年数表」、「電気機械設備保守点検基準」に基づき、点検結果を勘案して修繕・更新を実施します。また、的確な予防保全を継続し、人材・技術力の確保のために、計画的な実務研修を実施します。</p> </td> </tr> </table>	設備施設	<p>予防保全にあたっては、効率的な運用や工程調整を行うと共に、「機器耐用年数表」、「電気機械設備保守点検基準」に基づき、点検結果を勘案して修繕・更新を実施します。また、的確な予防保全を継続し、人材・技術力の確保のために、計画的な実務研修を実施します。</p>
	設備施設	<p>予防保全にあたっては、効率的な運用や工程調整を行うと共に、「機器耐用年数表」、「電気機械設備保守点検基準」に基づき、点検結果を勘案して修繕・更新を実施します。また、的確な予防保全を継続し、人材・技術力の確保のために、計画的な実務研修を実施します。</p>	
	○ マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 963 507 1182">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="507 963 1445 1182"> <p>点検や調査を確実に実施するとともに、得られた結果は更新時期の検討に活用していきます。</p> <p>点検・診断結果に基づく、健全度評価手法（基準、手法、周期）の検討を進め、個々の施設の目標耐用年数を設定し、「保全計画」に反映します。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>点検や調査を確実に実施するとともに、得られた結果は更新時期の検討に活用していきます。</p> <p>点検・診断結果に基づく、健全度評価手法（基準、手法、周期）の検討を進め、個々の施設の目標耐用年数を設定し、「保全計画」に反映します。</p>
	土木施設 管路施設	<p>点検や調査を確実に実施するとともに、得られた結果は更新時期の検討に活用していきます。</p> <p>点検・診断結果に基づく、健全度評価手法（基準、手法、周期）の検討を進め、個々の施設の目標耐用年数を設定し、「保全計画」に反映します。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1182 507 1254">建築物</td> <td data-bbox="507 1182 1445 1254"> <p>法定点検、定期点検及び日常点検等の点検を継続的に実施し、点検結果を計画的な保全に活用し、施設の長寿命化を図ります。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>法定点検、定期点検及び日常点検等の点検を継続的に実施し、点検結果を計画的な保全に活用し、施設の長寿命化を図ります。</p>
	建築物	<p>法定点検、定期点検及び日常点検等の点検を継続的に実施し、点検結果を計画的な保全に活用し、施設の長寿命化を図ります。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1254 507 1326">設備施設</td> <td data-bbox="507 1254 1445 1326"> <p>「電気機械設備保守点検基準」に基づき、点検結果を勘案して予防保全を実施します。</p> </td> </tr> </table>	設備施設	<p>「電気機械設備保守点検基準」に基づき、点検結果を勘案して予防保全を実施します。</p>
	設備施設	<p>「電気機械設備保守点検基準」に基づき、点検結果を勘案して予防保全を実施します。</p>	
	○ 耐震化等による防災機能の強化		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1375 507 1594">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="507 1375 1445 1594"> <p>導水、浄水施設は、自然流下系を優先して更新・耐震化事業を進めていきます。自然流下系以外は、二次災害防止の観点から耐震化を進めます。配水池は、優先して順次耐震補強工事を進めます。管路についても引き続き更新・耐震化を進めます。</p> <p>工水は、優先順位を見定めながら、耐震管への更新を進めていきます。</p> </td> </tr> </table>	土木施設 管路施設	<p>導水、浄水施設は、自然流下系を優先して更新・耐震化事業を進めていきます。自然流下系以外は、二次災害防止の観点から耐震化を進めます。配水池は、優先して順次耐震補強工事を進めます。管路についても引き続き更新・耐震化を進めます。</p> <p>工水は、優先順位を見定めながら、耐震管への更新を進めていきます。</p>	
土木施設 管路施設	<p>導水、浄水施設は、自然流下系を優先して更新・耐震化事業を進めていきます。自然流下系以外は、二次災害防止の観点から耐震化を進めます。配水池は、優先して順次耐震補強工事を進めます。管路についても引き続き更新・耐震化を進めます。</p> <p>工水は、優先順位を見定めながら、耐震管への更新を進めていきます。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1594 507 1666">建築物</td> <td data-bbox="507 1594 1445 1666"> <p>「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の耐震対策を進めます。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<p>「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の耐震対策を進めます。</p>	
建築物	<p>「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の耐震対策を進めます。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1666 507 1774">設備施設</td> <td data-bbox="507 1666 1445 1774"> <p>耐震基準が変更になった際には、最新の耐震基準に適合するよう「機械・電気設備標準仕様書（工事編）」（付則7）設備機器の設計用標準水平震度を速やかに改訂します。</p> </td> </tr> </table>	設備施設	<p>耐震基準が変更になった際には、最新の耐震基準に適合するよう「機械・電気設備標準仕様書（工事編）」（付則7）設備機器の設計用標準水平震度を速やかに改訂します。</p>	
設備施設	<p>耐震基準が変更になった際には、最新の耐震基準に適合するよう「機械・電気設備標準仕様書（工事編）」（付則7）設備機器の設計用標準水平震度を速やかに改訂します。</p>		
○ ライフサイクルコストの低減を図りつつ更新			
<p>管路更新については、引き続き耐久性の優れた材質の耐震管を使用し、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、平成32年から受贈条件を見直し、宅地開発事業者などが布設し、水道局へ譲渡される管の種類を、水道局が使用している管と同じものに変更します。</p>			

対応する「基本方針」	実施する取組												
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 施設情報等を一元管理するデータベースを構築</p> <table border="1" data-bbox="395 280 1445 526"> <tr> <td data-bbox="395 280 529 347">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="529 280 1445 347">点検や修繕で得た情報を蓄積させ、データ量を増やし、更新時期や更新対象の検討に活用していきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 347 529 414">建築物</td> <td data-bbox="529 347 1445 414">「横浜市公共建築物台帳」のデータを定期的に情報更新し、最新情報の維持を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 414 529 526">設備施設</td> <td data-bbox="529 414 1445 526">設備保全管理システムでは、点検結果、故障履歴、修繕履歴等から、最適な更新時期を見出すことができます。このシステムでデータを蓄積することにより、現状以上に的確な予防保全を実施します。</td> </tr> </table> <p>○ 適切な予算編成と充当可能な財源の積極的活用 資産の有効活用や業務の効率化などの経営基盤強化や、国庫交付金など財源に関する制度の積極的活用などの取組を進め、施設の更新・耐震化に必要な事業費の確保を図ります。また、水道料金のあり方等についても検討を進めます。</p> <p>○ 人材育成とそれを活かす体制づくり 新人や未経験分野の業務を担当する職員に対し、異動後速やかに研修を実施し、基礎知識の習得を図ります。また、OJTの実施にあたっては、実施状況を可視化できる様式を用いて、職員一人ひとりの強み弱みを把握するなど、効率的な技術・技能継承を推進します。OJTではカバーできない事項に関しては、これを補完可能な実務に即した研修を実施し、人材育成とサポート強化を図ります。</p>	土木施設 管路施設	点検や修繕で得た情報を蓄積させ、データ量を増やし、更新時期や更新対象の検討に活用していきます。	建築物	「横浜市公共建築物台帳」のデータを定期的に情報更新し、最新情報の維持を行います。	設備施設	設備保全管理システムでは、点検結果、故障履歴、修繕履歴等から、最適な更新時期を見出すことができます。このシステムでデータを蓄積することにより、現状以上に的確な予防保全を実施します。						
土木施設 管路施設	点検や修繕で得た情報を蓄積させ、データ量を増やし、更新時期や更新対象の検討に活用していきます。												
建築物	「横浜市公共建築物台帳」のデータを定期的に情報更新し、最新情報の維持を行います。												
設備施設	設備保全管理システムでは、点検結果、故障履歴、修繕履歴等から、最適な更新時期を見出すことができます。このシステムでデータを蓄積することにより、現状以上に的確な予防保全を実施します。												
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 運営・管理の改善</p> <table border="1" data-bbox="395 1111 1445 1357"> <tr> <td data-bbox="395 1111 529 1178">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="529 1111 1445 1178">水道計測設備を引き続き更新していきます。 また、継続的な監視により「安全で良質な水」を確保していきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1178 529 1267">建築物</td> <td data-bbox="529 1178 1445 1267">サウンディング調査等により市場性の有無や民間事業者の活用アイデアを把握し活用策に活かします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1267 529 1357">設備施設</td> <td data-bbox="529 1267 1445 1357">最適な日々の水運用計画が立案できるよう、水運用計算機システムを更新します。</td> </tr> </table> <p>○ 効率的な施設配置・量による提供</p> <table border="1" data-bbox="395 1429 1445 1715"> <tr> <td data-bbox="395 1429 529 1496">土木施設 管路施設</td> <td data-bbox="529 1429 1445 1496">水需要予測を踏まえ、既存施設を有効に活用しながら、エネルギー効率を考慮した水道システムの再構築を検討します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1496 529 1626">建築物</td> <td data-bbox="529 1496 1445 1626">今後、廃止後の施設等について、市内部の行政利用や公募による貸付等の活用を計画的に進めるとともに、本格活用までの間、時間貸し駐車場として貸し付けるなどの暫定活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1626 529 1715">設備施設</td> <td data-bbox="529 1626 1445 1715">施設の更新時には、設備規模の適正化、他施設の統廃合、経済性やエネルギー効率を意識した更新計画を検討します。</td> </tr> </table> <p>○ 将来の不確実性への対応 人口減少にともなう水需要の減少に対応するため、管路更新をする際には管口径をダウンサイジングし、適正な施設規模になるように取り組んでいきます。</p> <p>○ ユニバーサルデザインの推進 「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設改修時のバリアフリー化に取り組むなど、ユニバーサルデザインを推進していきます。</p>	土木施設 管路施設	水道計測設備を引き続き更新していきます。 また、継続的な監視により「安全で良質な水」を確保していきます。	建築物	サウンディング調査等により市場性の有無や民間事業者の活用アイデアを把握し活用策に活かします。	設備施設	最適な日々の水運用計画が立案できるよう、水運用計算機システムを更新します。	土木施設 管路施設	水需要予測を踏まえ、既存施設を有効に活用しながら、エネルギー効率を考慮した水道システムの再構築を検討します。	建築物	今後、廃止後の施設等について、市内部の行政利用や公募による貸付等の活用を計画的に進めるとともに、本格活用までの間、時間貸し駐車場として貸し付けるなどの暫定活用を図ります。	設備施設	施設の更新時には、設備規模の適正化、他施設の統廃合、経済性やエネルギー効率を意識した更新計画を検討します。
土木施設 管路施設	水道計測設備を引き続き更新していきます。 また、継続的な監視により「安全で良質な水」を確保していきます。												
建築物	サウンディング調査等により市場性の有無や民間事業者の活用アイデアを把握し活用策に活かします。												
設備施設	最適な日々の水運用計画が立案できるよう、水運用計算機システムを更新します。												
土木施設 管路施設	水需要予測を踏まえ、既存施設を有効に活用しながら、エネルギー効率を考慮した水道システムの再構築を検討します。												
建築物	今後、廃止後の施設等について、市内部の行政利用や公募による貸付等の活用を計画的に進めるとともに、本格活用までの間、時間貸し駐車場として貸し付けるなどの暫定活用を図ります。												
設備施設	施設の更新時には、設備規模の適正化、他施設の統廃合、経済性やエネルギー効率を意識した更新計画を検討します。												

対応する 「基本方針」	実施する取組
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理・運営における環境負荷の低減 管理・運営における環境負荷を低減するため、省エネルギー機器への更新を進めるとともに、再生可能エネルギー導入の可能性について検討を進めます
<p>【支援方針①】 公民連携を さらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間のノウハウや資金の活用推進 膜ろ過施設の運転管理について、モニタリングを実施するとともに、水道局とSPCで継続的に情報交換を行うことで、膜ろ過施設の維持管理に関する技術・ノウハウを取得します。 ○ 新たな技術・手法の活用 水道局で蓄積したノウハウと、民間の技術力を組み合わせて、引き続き新技術・材料を開発する等、コスト削減を図ります。

交通局行動計画



1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

横浜市営地下鉄の営業路線はブルーライン(営業キロ 40.4km)とグリーンライン(営業キロ 13.0km)の2路線があります。ブルーラインは昭和47年度の伊勢佐木長者町駅～上大岡駅間の開業以来、順次路線を延長してきました。

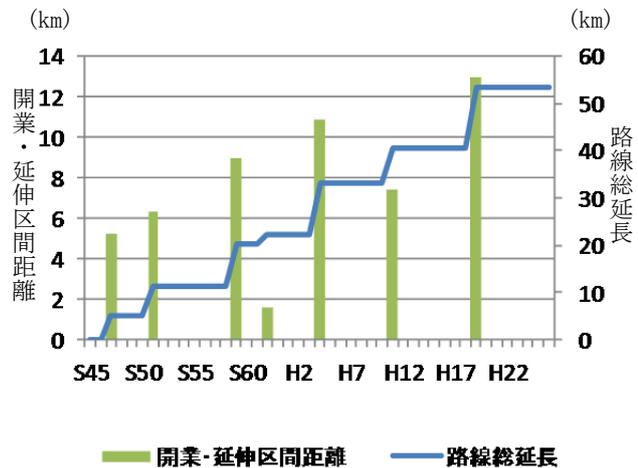
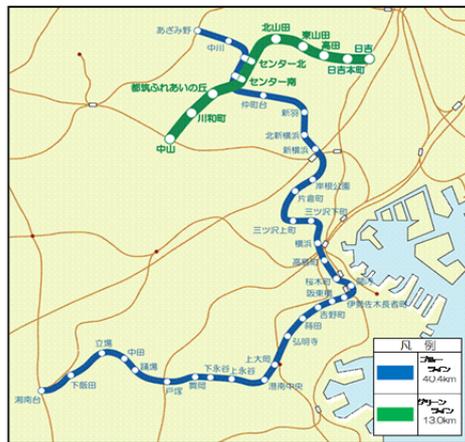
地下鉄事業において保有する主な施設・設備としては、土木施設(トンネル、橋りょう、軌道)、建築物等(駅、車両基地、機械設備)、電気施設(電力設備、信号・通信設備)等があります。

市営地下鉄

路線名	開業区間	開業年月日	距離	駅数
ブルーライン	伊勢佐木長者町 ～ 上大岡	昭和47. 12. 16	5.2 Km	6 駅
	伊勢佐木長者町 ～ 横浜	昭和51. 9. 4	3.5 Km	4 駅
	上大岡 ～ 上永谷	昭和51. 9. 4	2.8 Km	2 駅
	横浜 ～ 新横浜	昭和60. 3. 14	7.0 Km	5 駅
	上永谷 ～ 舞岡	昭和60. 3. 14	2.0 Km	2 駅
	舞岡 ～ 戸塚	昭和62. 5. 24	1.6 Km	1 駅
	新横浜 ～ あざみ野	平成5. 3. 18	10.9 Km	7 駅
	戸塚 ～ 湘南台	平成11. 8. 29	7.4 Km	5 駅
小計			40.4 Km	32 駅
グリーンライン	中山 ～ 日吉	平成20. 3. 30	13.0 Km	10 駅
	小計			13.0 km
総合計			53.4 km	※40 駅

※ 総合計駅数については、両路線が乗り入れるセンター北・南駅2駅の重複を減らして記載しています。

市営地下鉄路線図



また、横浜市営バスについては、134の営業路線（営業キロ510.8km）があります。

バス事業における主な保有施設・設備としては、営業所（事務所および車両整備工場等）、停留所施設があります。

市営バス営業所・車両整備工場一覧

	営業所名	敷地面積(m ²)		延床面積(m ²)	建物状況	築年度	築年数
1	保土ヶ谷営業所	14,286	営業所	2,307.84	市営住宅と併存	昭和45年	48年
			工場			昭和45年	48年
2	若葉台営業所	5,001	営業所	1,460.15		昭和53年	40年
			工場			昭和53年	40年
3	浅間町営業所	10,945	営業所	2,194.28	区スポーツセンターと併存	平成9年	21年
			工場			平成9年	21年
4	滝頭営業所	12,323	営業所	2,992.08	市営住宅と併存	昭和54年	39年
			工場			平成30年	0年
5	本牧営業所	10,140	営業所	1,701.22		平成6年	24年
			工場			昭和44年	49年
6	港南営業所	8,560	営業所	1,548.13	市営住宅と併存	昭和58年	35年
			工場			昭和58年	35年
7	港北営業所	11,913	営業所	1,936.40		平成13年	17年
			工場			昭和56年	33年
8	鶴見営業所	8,797	営業所	2,173.00	市営住宅と併存	昭和50年	43年
			工場			昭和42年	51年
9	緑営業所	10,187	営業所	1,539.67	市営住宅と併存	昭和48年	45年
			工場			昭和48年	45年
10	磯子営業所	10,054	営業所	1,759.26	市営住宅と併存	昭和58年	35年
			工場			昭和58年	35年

※油庫等附属建物の面積は計上していません。滝頭営業所車両整備工場は平成30年度に竣工予定。

交通局上屋付きバス停留所数

交通局バス停留所数(降車標識除く)	2582 基
上屋総数(民間設置等含む)	855 基
交通局設置	416 基
MCDウコー設置	224 基
その他	215 基

(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題		
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<p>地下鉄</p>	<p>保全・更新計画に基づき、施設の保全工事や更新に取り組んでいます。ブルーラインは初期開業から45年以上が経過し、次のとおり老朽化等が見られることから、今後も計画に沿って着実に取り組んでいくことが必要です。</p>	
		<p>土木施設</p>	<p>臨海部の地下水は塩分を含んでいるため、三ツ沢下町～吉野町間において塩分を含んだ漏水による構造物や軌道の腐食（塩害）がみられます。</p>
		<p>建築物等</p>	<p>老朽化により駅建物内への漏水や外壁等の劣化がみられます。また、機械設備については、更新が必要な箇所があります。</p>
		<p>電気施設</p>	<p>電力設備、信号・通信設備については、更新が必要な箇所があります。</p>
<p>バス</p>	<p>建築から50年以上経過している施設があり、保全・更新計画等に基づき、営業所を始めとするバス関連施設の修繕、更新等に取り組んでいます。</p>		
<p>○ 関係法令や交通局で定める『実施基準』、点検マニュアルに沿って、次のとおり予防保全の考え方に基づいた計画的な施設・設備の点検・診断を実施しています。</p>			
<p>地下鉄</p>	<p>職員が定期的に目視による各施設・設備の点検を実施しているほか、健全度調査や一部専門的知識が必要な設備については、業務委託により調査・定期保守点検を実施しています。</p>		
<p>バス</p>	<p>職員が3年周期で営業所・停留所の施設・設備の点検を実施しているほか、一部専門的知識が必要な設備については、業務委託により調査・定期保守点検を行っています。</p>		
<p>点検・診断の実施にあたっては、ベテラン職員の退職による技術の継承や点検手法のさらなる検討が課題となっています。</p>			
<p>○ 地下鉄のトンネル・橋りょうについては、阪神・淡路大震災発生後の旧運輸省の通達により耐震補強を進め、平成15年度に完了しました。 しかしながら、東日本大震災発生後において、東北地方では列車運行の再開までに期間を要した事例があったため、首都圏で予想されている大規模地震発生時における列車運行の早期再開を目指し、「さらなる耐震補強」の取組を進めています。</p>			
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>地下鉄</p>	<p>ブルーラインの老朽化対策をはじめ、技術的な課題については研究機関や他の鉄道事業者等と連携しながら次のような新技術を積極的に採用しています。</p>	
		<p>土木施設</p>	<p>急務となっている塩害対策については、新素材マクラギを開発して特許を取得するなど、課題解決に向けて積極的に新技術の導入を図っています。</p>
		<p>建築物等</p>	<p>機械設備の更新の際には、エレベーターを油圧式から機械室レス・ロープ式に変更するなど、省エネルギー等の観点から新技術、新手法の検討・採用を行っています。</p>
		<p>電気施設</p>	<p>災害対策として、変電所への大容量蓄電池設置、早期地震警報システムを活用した運行管理・非常時一斉通報装置の導入などを行っています。</p>
<p>バス</p>	<p>バス停留所上屋整備について、民間活力を活用した手法を導入しています。</p>		
<p>今後は、費用対効果を鑑みながら有効な技術を採用していくことが課題です。</p>			

対応する 「基本方針」	取組状況と課題									
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<p>○ 保全・更新計画や施設の状況、検査時期を管理するために、次のような管理システムを構築しています。 また、安全確保のためのシステム等も保有しています。</p> <table border="1" data-bbox="405 344 1465 663"> <tr> <td data-bbox="405 344 464 454">地下鉄</td> <td data-bbox="464 344 592 454">土木施設</td> <td data-bbox="592 344 1465 454">検測用保守車両、営業車両に取り付けたPQモニタリングセンサなどの点検・診断により得られたデータを軌道管理システム、構造物管理支援システムにより管理しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 454 464 564">地下鉄</td> <td data-bbox="464 454 592 564">建築物等電気施設</td> <td data-bbox="592 454 1465 564">設備司令システムにより機械設備、電力設備、信号・通信設備の運転状況を一括で監視しているほか、各駅にも監視盤を設置し、設備の運転状況等の把握を行っています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 564 464 663">バス</td> <td colspan="2" data-bbox="464 564 1465 663">営業所施設については、電子データ化した図面で施設状況を把握しています。また、停留所施設については停留所・路線情報共有システムにより管理をしています。</td> </tr> </table> <p>今後は、紙で保存されている古い図面等の電子データ化や情報の共有・一元化、収集データのより一層の充実が課題となっています。</p> <p>○ ブルーラインについては、老朽化対策としてトンネル補修など具体的な対応が必要です。また、今後も少子高齢化が急速に進む中で、特にバス事業については、事業運営の根幹となる乗車料収入は大幅な伸びが期待できない状況です。こうした状況でも、継続的に利益を出していく必要がありますが、上昇局面にある燃料調達コストへの対応など、市営交通を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、将来的な見通しにおいても決して楽観できるものではありません。</p> <p>○ 直営と業務委託のバランスの取れた業務体系を確立するとともにベテラン職員と若手職員がペアで業務を行うなどして、技術継承に取り組んでいます。 一方で、効率的な保全業務の実施と職員の技術力の維持・向上をバランスよく行っていくことが課題となっている中で、専門の教育部署の設置、教育機材の整備を実施し、技術習得の機会を設けています。</p>	地下鉄	土木施設	検測用保守車両、営業車両に取り付けたPQモニタリングセンサなどの点検・診断により得られたデータを軌道管理システム、構造物管理支援システムにより管理しています。	地下鉄	建築物等電気施設	設備司令システムにより機械設備、電力設備、信号・通信設備の運転状況を一括で監視しているほか、各駅にも監視盤を設置し、設備の運転状況等の把握を行っています。	バス	営業所施設については、電子データ化した図面で施設状況を把握しています。また、停留所施設については停留所・路線情報共有システムにより管理をしています。	
地下鉄	土木施設	検測用保守車両、営業車両に取り付けたPQモニタリングセンサなどの点検・診断により得られたデータを軌道管理システム、構造物管理支援システムにより管理しています。								
地下鉄	建築物等電気施設	設備司令システムにより機械設備、電力設備、信号・通信設備の運転状況を一括で監視しているほか、各駅にも監視盤を設置し、設備の運転状況等の把握を行っています。								
バス	営業所施設については、電子データ化した図面で施設状況を把握しています。また、停留所施設については停留所・路線情報共有システムにより管理をしています。									
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<p>○ 駅や車両基地、バス営業所の施設規模、配置については、事業計画時において需要予測等に基づき設定しています。 地下鉄事業については営業開始後における営業施設の規模・配置の見直しや削減は実質上困難ですが、グリーンラインでは、ダイヤ改正、車両編成増(15編成から17編成)に取り組み混雑緩和を行ってきました。 今後もグリーンラインの利用客の増加が見込まれるなかで、さらなる混雑緩和策の実施が求められています。</p>									
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<p>○ 各設備の保全等、民間事業者の技術力が必要な業務をはじめ、業務委託が可能な分野や施設の有効活用等については、積極的に民間活力の導入を図っています。</p> <p>○ バス停留所上屋を広告付き上屋とすることで、設置・管理について積極的に民間活力の導入を図っています。</p>									

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 『保全・更新計画』を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
地下鉄事業に関 わる施設・設備	個別施設計画<横浜市営地下鉄>	平成26年12月	平成31年度	毎年度の点検結 果等を踏まえ随 時見直します。
バス事業に関わ る施設・設備	個別施設計画<横浜市営バス>	平成29年3月	平成31年度	

(2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組										
【基本方針1】 安全で強靱な 都市づくり	<p>○ バス事業について、28年度に個別施設計画<横浜市営バス>を策定したことで、バス・地下鉄両事業の『保全・更新計画』が整備されました。</p> <p>今後は、バス・地下鉄両事業において『保全・更新計画』に基づいて効率的に保全・更新を行うとともに、お客様に安全・快適にご利用いただくよう、施設の健全度とお客様へのサービス向上に配慮し、『保全・更新計画』の随時更新を行ってまいります。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">地下鉄</td> <td>土木施設</td> <td>老朽化したトンネルや軌道の塩害対策を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>建築物等</td> <td>老朽化した駅建物の保全として、主要駅の改修等を計画的に実施します。 また、老朽化した機械設備の更新を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>電気施設</td> <td>老朽化した電力設備、信号・通信設備の更新を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td colspan="2">適切な保全・更新を計画的に行ってまいります。</td> </tr> </table>	地下鉄	土木施設	老朽化したトンネルや軌道の塩害対策を計画的に実施します。	建築物等	老朽化した駅建物の保全として、主要駅の改修等を計画的に実施します。 また、老朽化した機械設備の更新を計画的に実施します。	電気施設	老朽化した電力設備、信号・通信設備の更新を計画的に実施します。	バス	適切な保全・更新を計画的に行ってまいります。	
	地下鉄		土木施設	老朽化したトンネルや軌道の塩害対策を計画的に実施します。							
			建築物等	老朽化した駅建物の保全として、主要駅の改修等を計画的に実施します。 また、老朽化した機械設備の更新を計画的に実施します。							
		電気施設	老朽化した電力設備、信号・通信設備の更新を計画的に実施します。								
バス	適切な保全・更新を計画的に行ってまいります。										
<p>○ 引き続き、関係法令等に基づき、更新・改修の要否判断基準となる点検や診断を行ってまいります。</p> <p>また、点検方法の見直しにより内容の充実を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>地下鉄</td> <td>施設や設備の健全度や他の鉄道事業者の事例などを参考にしながら、点検方法を適宜見直し、適切な点検や診断を行います。</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>適宜点検、診断を行い、保全・更新の要否判断を実施します。</td> </tr> </table>	地下鉄	施設や設備の健全度や他の鉄道事業者の事例などを参考にしながら、点検方法を適宜見直し、適切な点検や診断を行います。	バス	適宜点検、診断を行い、保全・更新の要否判断を実施します。							
地下鉄	施設や設備の健全度や他の鉄道事業者の事例などを参考にしながら、点検方法を適宜見直し、適切な点検や診断を行います。										
バス	適宜点検、診断を行い、保全・更新の要否判断を実施します。										
<p>○ 地下鉄のトンネル・橋りょうの「さらなる耐震補強」事業について、工事調整や予算措置を行いながら、優先順位を付けてできる限り早期の完了を目指します。</p>											
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<p>○ 引き続き、研究機関等と連携しながら積極的に新技術の採用を検討し、課題の解決に取り組んでまいります。</p> <p>特に、地下鉄土木施設の塩害対策については、効果的な新技術・手法を検討してまいります。</p>										

対応する「基本方針」	実施する取組									
<p>〔支援方針②〕 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のシステムを活用して施設や設備の状況把握を行い、保全・更新計画を随時見直します。 ○ 紙で保存されている古い図面等の電子データ化や情報の共有・一元化、収集データのより一層の充実を図っていきます。 ○ 保全・更新計画を点検結果等を踏まえ随時見直し、効果的な設備投資に取り組んでいきます。 併せて、補助対象の可能性のある事業については、関係機関との調整を行い、補助金を積極的に活用していきます。 ○ 個々の職員の目標とする技術水準を設定し、知識や技術の伝承を業務を通じて進めます。 技術伝承にあたっては、引き続き、業務委託の一部直営化や教育部署、教育資材等を活用した適時的確な教育プログラムの構築や外部機関の研修を積極的に受講するなどして、技術力向上を図ります。 									
<p>〔基本方針 2〕 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下鉄及びバスの利用状況等を見ながら、必要に応じてサービス内容を見直し、お客様満足の上昇に努めます。 ○ グリーンラインは、保有 17 編成のうち 10 編成を 6 両化（計 20 両増備）することで、最混雑時間帯の混雑緩和を実施し、お客様満足の上昇に努めるとともに必要な機能の持続的な提供に取り組めます。 ○ ユニバーサルデザインの推進として、交通局の駅、バス停留所を始めとする施設に関しては、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、「福祉のまちづくり条例」等に基づき、各施設のバリアフリー化の充実や ICT を活用したきめ細かい情報発信を推進し、高齢者・障害者等を含む誰もが安心してバス・地下鉄を利用できる環境の整備を図ります。 <table border="1" data-bbox="403 1451 1437 1702"> <tr> <td data-bbox="403 1451 459 1579">地下鉄</td> <td data-bbox="459 1451 587 1579">建築物等</td> <td data-bbox="587 1451 1437 1525">ユニバーサルデザインを取り入れた駅案内サインの改修のほか、階段段鼻改修やトイレの洋式化に取り組んでいきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1525 459 1599"></td> <td data-bbox="459 1525 587 1599">電気施設</td> <td data-bbox="587 1525 1437 1599">老朽化した変電所機器・信号設備の更新やホームドアの部分更新を進め、必要な機能の持続的な提供に取り組んでいきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1599 459 1702">バス</td> <td colspan="2" data-bbox="459 1599 1437 1702">施設の維持、管理等について、より適切な手法を検討してくとともに、バス接近表示器等の ICT を活用したきめ細かい情報発信に取り組んでいきます。</td> </tr> </table>	地下鉄	建築物等	ユニバーサルデザインを取り入れた駅案内サインの改修のほか、階段段鼻改修やトイレの洋式化に取り組んでいきます。		電気施設	老朽化した変電所機器・信号設備の更新やホームドアの部分更新を進め、必要な機能の持続的な提供に取り組んでいきます。	バス	施設の維持、管理等について、より適切な手法を検討してくとともに、バス接近表示器等の ICT を活用したきめ細かい情報発信に取り組んでいきます。	
地下鉄	建築物等	ユニバーサルデザインを取り入れた駅案内サインの改修のほか、階段段鼻改修やトイレの洋式化に取り組んでいきます。								
	電気施設	老朽化した変電所機器・信号設備の更新やホームドアの部分更新を進め、必要な機能の持続的な提供に取り組んでいきます。								
バス	施設の維持、管理等について、より適切な手法を検討してくとともに、バス接近表示器等の ICT を活用したきめ細かい情報発信に取り組んでいきます。									
<p>〔支援方針①〕 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高架下、新羽車両基地等の施設の有効活用等により、積極的な財源の創出を進めます。 ○ バス停留所上屋は、引き続き広告付き上屋とすることで、設置・管理について積極的に民間活力の導入を図っていきます。 									

建築局行動計画（市営住宅）

1 施設の現状と課題

（1）保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する市営住宅（借上型市営住宅除く）の整備状況は、平成 29 年 3 月 31 日現在、109 住宅 27,339 戸です。昭和 40 年代は年間で平均 900 戸程度を直接建設により供給してきました。築 40 年以上となるストックが 40%以上を占めており、今後、一定期間に大規模改修や建替えの時期を迎えます。

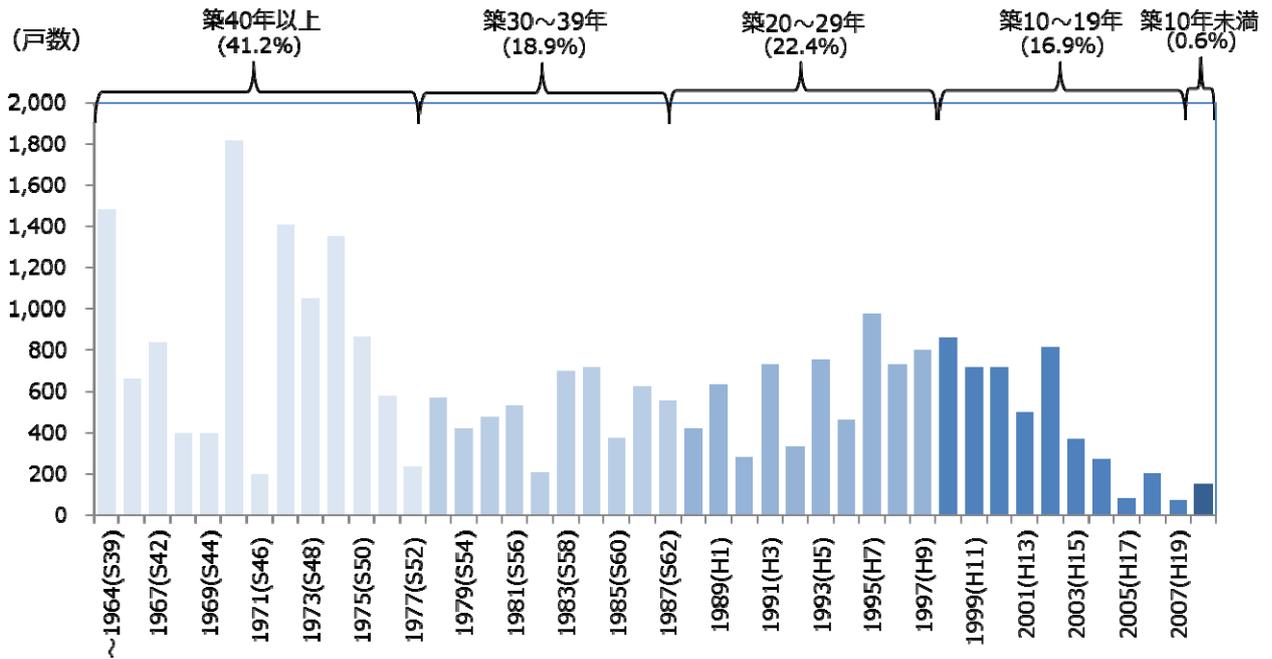


図1 市営住宅の供給状況（戸数）（平成 29 年 3 月末日時点）

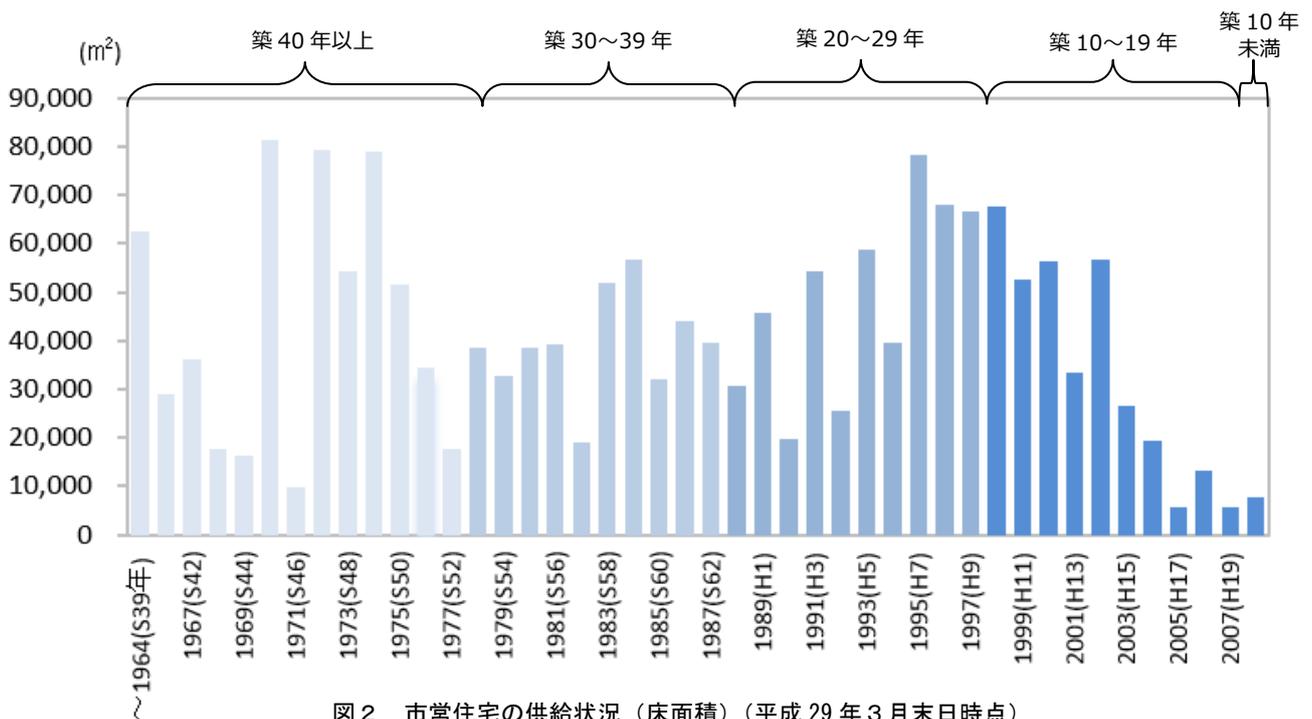


図2 市営住宅の供給状況（床面積）（平成 29 年 3 月末日時点）

(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検については、指定管理者による日常的な建物管理や点検、建築基準法第12条に基づく点検を行っています。 その結果を活用して、より効率的な修繕の実施と進捗管理を進めるとともに、建物や設備の劣化状況を適切に把握し、厳しい財政状況の中、優先順位をつけた修繕を計画する必要があります。 ○ 市営住宅の耐震化については、完了しています。 ○ 「横浜市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、本計画に基づき計画的な修繕や改修を行い、ストックの長寿命化を図ることとしています。 しかし、現状では、多くの建物が老朽化していますが、厳しい財政状況から予防保全型ではなく、点検結果等を踏まえた事後保全型の修繕を行わざるを得ない状況にあります。 また、市営住宅の特徴として、修繕等を行う場合には、常に「入居者」に対する配慮が必要となります。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住みながらの工事となる修繕や改修にあたっては、入居者の負担軽減のため最新技術の導入を検討するとともに、建替え等を行う場合には民間の資金やノウハウの活用を検討する必要があります。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設年度、延床面積、建物平面図、修繕履歴等の情報を電子データ化し、「市営住宅データベース」として管理・運用しています。今後、点検等に基づいてデータベースの情報を更新および追加するとともに、過去のデータを整理し、より管理・運用しやすいものにしていく必要があります。 ○ 予算管理として、限られた予算の中で、優先順位をつけて修繕等を実施していますが、厳しい財政状況において、修繕に必要な予算の平準化を図る必要があります。また、財源の確保の観点から、積極的に国費の導入を図る必要があります。 ○ 人材育成については、日常業務におけるOJTや指定管理者および市住宅供給公社との定期的な情報交換・共有を図っていますが、ノウハウや知識の蓄積・継承が課題となっています。
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設配置の考え方として、直接建設型の市営住宅は大規模団地を中心に市西部の郊外住宅地に立地しています。 また、直接建設が少なく高齢化率の高い市中心部を中心に借上げ型の市営住宅を供給しています。 昭和30・40年代に建設された市営住宅については、今後、一斉に建替えや大規模改修の時期を迎えます。そこで、建替えの一部先行やさらなる長寿命化等の手法により、建替事業量を平準化し、再生を進めて行く必要があります。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の管理・運営については、指定管理者制度を導入しており、指定管理者と連携した適切な建物管理を行っています。 ○ 財源の確保については、保有資産である事業用地、事業残地および住宅敷地等、土地の有効活用を検討していく必要があります。

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
市営住宅	横浜市公営住宅等長寿命化計画	平成 30 年 3 月	平成 32 年度	

(2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組
【基本方針 1】 安全で強靱な 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者による日常的な点検や建築基準法第 12 条に基づく点検の結果について、点検マニュアル等に基づき判定し、修繕の実施や必要に応じて長寿命化計画の見直しに活用していきます。 ○ 修繕等について、厳しい財政状況を踏まえ、既存ストックを活用しながら、住戸改善や計画的な修繕を実施するなど、適切な維持保全に努めていきます。
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕や改修、建替え等にあたっては、最新技術、民間資金やノウハウを活用した住宅の再生方法を検討していきます。
【支援方針②】 取組推進のた めの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報管理について、建物の劣化状況や修繕履歴等の情報をデータベースに蓄積し、活用を図っていきます。 ○ 修繕費用については、必要な予算の平準化を図り、安定した計画的な修繕が可能となる仕組みを検討していきます。また、引き続き積極的な国費の導入を図ります。 ○ 人材育成等については、指定管理者および市住宅供給公社との情報交換・共有をより強化しつつ、局内においても保全等の技術力を向上させる研修を行うとともに、民間事業者のノウハウを活用した発注方法を検討していきます。
【基本方針 2】 必要な機能の 持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理については、引き続き、指定管理者による日常的な点検等を行い、建物の劣化状況を常に把握し、早期に軽微な修繕を実施することで、大規模な修繕に至らないようにしていきます。なお、建物の劣化状況によっては建替えも視野に入れて検討していきます。 ○ 建替えの際は、集約により生み出した土地の活用、他施設との複合化等、地域再生の拠点の形成等の視点を踏まえ、効率的な事業執行に努め、財政負担の軽減と地域のまちづくりに寄与する再生を目指します。また、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を進めていきます。
【支援方針①】 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財源の確保策として、事業残地の売却等を含めた土地の有効活用や市営住宅駐車場空区画を活用した、時間貸し駐車場の設置を拡充していきます。

医療局病院経営本部行動計画

1 施設の現状と課題

(1) 保有施設量・築年別整備状況

医療局病院経営本部では、市民病院、脳卒中・神経脊椎センター及びみなと赤十字病院の3施設を保有、維持管理し、市民の皆様に質の高い医療の提供に努めています。

市民病院は、前回の再整備から30年近くが経過し、施設面の老朽化及び病床規模の拡大や医療機能の拡充を重ねたことなどによる狭あい化により、さらなる医療機能の拡充が困難な状況となっています。これらの課題を改善し、将来にわたる先進的な医療サービスの提供を図るため、三ツ沢公園の一部と隣接地に新病院再整備事業（2020年春 開院予定）を進めています。

脳卒中・神経脊椎センターは、築19年を経過し、設備機器の一部が更新時期を迎えています。今後は保全・更新計画に基づいた適正な管理を実施していきます。

また、みなと赤十字病院及び脳卒中・神経脊椎センターに併設している介護老人保健施設については、指定管理者が基本協定に基づき、日常的な施設の維持管理・修繕等を実施しています。

施設名	竣工年度	床面積
現市民病院	昭和55年度	43,249 m ²
新市民病院	平成31年度	64,757 m ²
脳卒中・神経脊椎センター（職員宿舎含む）	平成10年度	41,794 m ²
みなと赤十字病院	平成15年度	74,148 m ²

(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ みなと赤十字病院及び新市民病院（診療棟）は免震構造を採用し、脳卒中・神経脊椎センター及び市民病院は、現行耐震基準を満足しています。なお、現在の市民病院がん検診センターのみ旧耐震基準の建物ですが、すでに耐震補強工事を完了しています。 また、みなと赤十字病院は津波に備えて防潮板・防潮扉の設置を完了し、災害対策には万全を期しています。 ○ 脳卒中・神経脊椎センター及びみなと赤十字病院は、29年度末に策定した保全・更新計画に基づき、適正な管理を実施していきます。 ○ 病院は24時間365日稼働しているため、病院機能を継続させながら維持管理・点検する必要があります。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ みなと赤十字病院及び脳卒中・神経脊椎センターに併設の介護老人保健施設については、指定管理者が基本協定に基づき、施設の日常管理・点検、修繕を実施しています。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設情報、劣化調査結果、工事履歴、図面など施設管理上必要なデータベースの作成・活用のため、該当文書等の電子データ化を進めます。 ○ 施設の維持管理を行うための専門的知識を有する技術職の配置、組織体制が各病院とも十分でなく、今後は知識や技術の蓄積及び体制の見直しなど、適切な維持管理を実施するための環境整備が必要です。
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備にあたり、医療技術が目まぐるしく変化する中でも、常に市民に良質な医療を提供できることを前提として、病院経営が成り立つ範囲で施設の活用年数や建設・管理運営コストを検討。 ○ 高齢化の進展にともない、患者の増加、高齢化が予想されるため、診療スペースの工夫やバリアフリー対応、駐車場などの十分な確保が求められます。 ○ 脳卒中・神経脊椎センターのコージェネレーション設備など設備面でもコスト分析を行った上で、最適な設備機器への更新が必要です。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備に向けて施設の管理・保全などについて民間事業者のノウハウを活用して、コストを抑制しつつ柔軟な対応がとれる仕組みとするための検討を進めます。 ○ みなと赤十字病院及び脳卒中・神経脊椎センターに併設の介護老人保健施設については、指定管理者が基本協定に基づき、施設の日常管理・点検、修繕を実施しています。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院の再整備にあたっては、国費活用の可能性など新たな財源確保も課題となります。 ○ 管理・運営にかかる職員のノウハウの蓄積が十分でなく、体制の整備と併せて対応を検討する必要があります。

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備 考
病院	病院保全・更新計画	平成 29 年度	随時	市民病院は再整備事業の中で検討 脳卒中・神経脊椎センター 及びみなと赤十字病院については継続

(2) 実施する取組

対応する 「基本方針」	実施する取組
【基本方針 1】 安全で強靱な 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備にあたり提供すべき医療技術の変化や病院のあり方が変容することをふまえ、コストや経営に与える影響などを考慮します。 ○ マニュアル等を活用した点検を実施するとともに、脳卒中・神経脊椎センター及びみなと赤十字病院は、29 年度末に策定した保全・更新計画に基づき、適正な管理を実施していきます。
〔支援方針①〕 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備に向けて施設の管理・保全などについて民間事業者のノウハウを活用して、コストを抑制しつつ柔軟な対応がとれる仕組みとするための検討を進めます。 ○ みなと赤十字病院及び脳卒中・神経脊椎センターに併設の介護老人保健施設については、引き続き指定管理者のノウハウを活かし、効率的な管理に努めます。
〔支援方針②〕 取組推進の ための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備事業費の国費等活用など財源確保の検討を進めます。 ○ 脳卒中・神経脊椎センター及びみなと赤十字病院については、保全・更新計画に基づく計画的な予算執行を図ります。 ○ 施設情報等のデータベース化を図るとともに、職員の技術力向上に向けた知識・ノウハウの継承の仕組みや新たな技術の習得に向けた研修等を充実させます。また、関係局との役割分担や連携のもと効率的な体制を検討します。
【基本方針 2】 必要な機能の 持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再整備後の新病院では、ニーズにあわせて迅速・的確に医療サービスを提供できるよう、メンテナンスを適切に実施し、施設を大切に使用します。 ○ 脳卒中・神経脊椎センター及びみなと赤十字病院においても、患者さんの高齢化対策に向け施設の改修等を行います。
〔支援方針①〕 公民連携を さらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備に向けて施設の管理・保全などについて民間事業者のノウハウを活用して、コストを抑制しつつ柔軟な対応がとれる仕組みとするための検討を進めます。 ○ みなと赤十字病院及び脳卒中・神経脊椎センターに併設の介護老人保健施設については、引き続き指定管理者のノウハウを活かし、効率的な管理に努めます。
〔支援方針②〕 取組推進の ための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院については、再整備事業費に国費等の活用に向けた働きかけや新たな財源確保の可能性について検討を進めます。 ○ 脳卒中・神経脊椎センター及びみなと赤十字病院については、保全・更新計画に基づく計画的な予算執行を図ります。 ○ 職員の技術力向上に向けた知識・ノウハウの継承の仕組みや新たな技術の習得に向けた研修等を充実させます。また、関係局との役割分担や連携のもと効率的な体制を検討します。

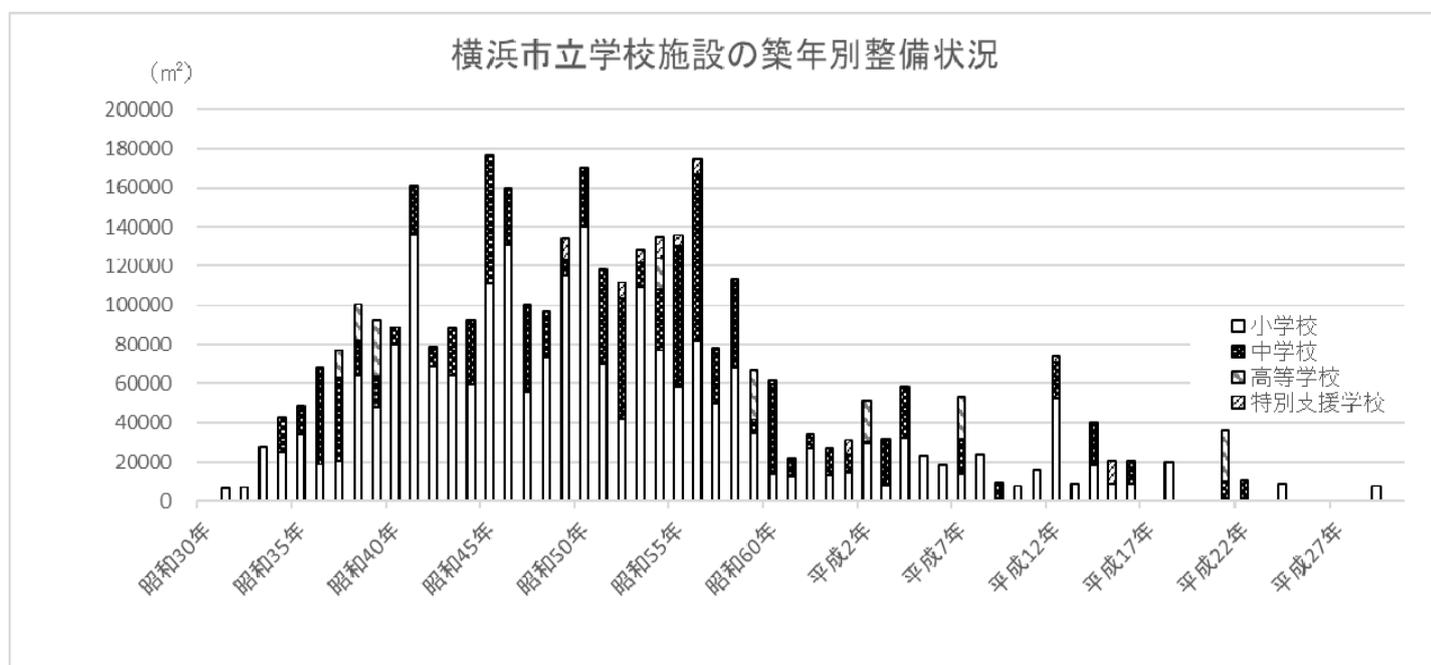
教育委員会事務局行動計画（学校施設）

1 施設の現状と課題

（1）保有施設量・築年別整備状況

本市が保有する学校施設の総数は平成30年4月1日現在、507施設です。主な施設としては、小学校が341校、約226万㎡※、中学校が147校、約109万㎡※あり、特別支援学校と高等学校を含めた合計面積は約360万㎡となっています。また、築年別に見ると、昭和40年代から昭和50年代頃にかけて施設の整備が進められ、この間に建設された施設が約240万㎡と、全体の約69パーセントを占めています。

※校数及び面積については、小学校に義務教育学校（前期課程）、中学校に義務教育学校（後期課程）を含む。



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年 3 月に「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）」（既存施設の保全計画）を策定し、これに基づき、計画的に修繕を実施することにはしていますが、現状では、厳しい財政状況の中で優先順位をつけて実施しているため、改修が必要な年数に達しているものについても、点検結果に基づき一部先送りしている状態です。そのため、外壁の剥落や窓サッシの落下等の事故や給配水管の詰まり、雨漏り等が発生し、緊急的、応急的な修繕も数多く実施せざるを得ない状況となっています。 ○ 修繕の実施にあたっては、原則、施設の部位ごとに、老朽化の状態等に応じ、優先順位をつけて工事を実施していますが、さらに効率的に進めるために、学校ごとの工事の状況も考慮する必要があります。 ○ 学校施設は児童・生徒急増期に集中的に建設されたため、施設の中には築 60 年以上を経過し、近い将来に築 70 年を迎える校舎も出現するなど、施設の老朽化が進んでいるため、建替えを実施する必要性が高まっています。そのため、平成 29 年 5 月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に建替えを進めることとしました。 ○ 住宅開発等にとまなう児童・生徒の増加に対応するため、小中学校における校舎の増築等の対策を実施しています。 ○ 点検については手引きやマニュアルを活用し、本市職員による劣化調査、学校職員による施設点検、委託等による法令点検等を行っています。特に築年数の古い施設については、事故を未然に防ぎ安全を確保する観点から、確実に点検を実施する必要があります。 ○ 平成 18 年に策定した「横浜市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進め、耐震化率は 100%（平成 27 年度末時点）となっています。 ○ 東日本大震災において大規模空間を有する建築物の天井の落下が多数生じたことから、施設の安全および災害時の防災機能を確保するため、天井落下防止対策を実施しました。 ○ 平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とした地震に際し、小学校のブロック塀が倒壊したことにより、人命が失われるという事故がありました。本市においても、安全で安心な教育環境の整備に向けた対応を進める必要があります。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設は、施設数の多さ、老朽化の進行、教育施策との関連など、特殊性を有しているため、施設の保全に関しては、教育委員会が予算や保全計画（長寿命化計画）を所管するとともに、建築局の技術的支援を受けながら連携して進めています。また、教育施設課内の保全に関するノウハウを継承するため、課内職員の研修を随時実施しています。 ○ 学校での点検能力の向上を図るため、学校事務職員の施設関係の研究会・学校施設に係る研修会を実施しています。 ○ 整備や営繕工事の財源に関しては、現行の国庫補助金の積極的な導入を図っているほか、国に対し、老朽化対策事業に係る要件緩和や当初予算での所要額確保、建替時の補助率の拡大を要望しています。

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒数に応じて必要な室の種類、広さ等を定めた施設整備水準を、平成25年度に、特別教室及び管理諸室の一部について機能を検討し、改訂を行いました。 ○ 小規模校や過大規模校については、平成30年12月改訂の「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、通学区域の変更等により学校規模の適正化が図れない場合は、学校の統合や分離新設を検討しています。 ○ 学校の施設規模は、基本的に児童・生徒数の増減により、決定されます。全市的には、児童・生徒数は減少傾向にありますが、地域差もあるため、建替えや大規模改修の事業実施にあたっては、児童・生徒数の推移を見据えながら進める必要があります。 ○ 学校施設については、運営・管理に関する予算の確保や保守管理業務委託等を主に教育委員会事務局が担い、学校現場での日常管理は各学校により行われています。 ○ 「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー等を推進し、誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を図ります。
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内2校でPFI事業が導入され、選定された民間事業者が、15年間の契約に基づき、学校施設の建物・設備保守、環境衛生・清掃業務等を行っています。 ○ PFI方式は、建設コストの次年度への平準化や計画的で迅速な維持管理ができるメリットがある一方、柔軟かつ容易に契約変更ができないため、児童・生徒数や施設状態の変化、教育施策の変更などにより、事業変更の必要が生じても、速やかに対応できないというデメリットがあります。 <p>【PFI導入校】</p> <p>ア 十日市場小学校（事業期間：平成17年9月～平成32年3月）</p> <p>イ 横浜サイエンス・フロンティア高校（事業期間：平成18年2月～平成33年3月）</p>

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
学校施設	学校施設の長寿命化計画 (学校保全・更新計画)	平成30年3月	—	—

(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な保全費を確保することに努めるとともに、効率的な予算執行のために、引き続き状態監視保全の計画的な実施を進めます。また、工事の実施にあたっては、限られた予算の中、必要な工事の優先順位をより明確にするとともに、各学校単位で必要な工事を総合的に把握した上で計画的・効率的に進めます。 ○ 平成 29 年 5 月に策定した「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、昭和 56 年度以前に建設された学校を対象に対象校の建替えを実施します。また、「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）」との整合を図り、建替えと保全を両輪として計画的に進めます。 ○ 引き続き、マニュアル等を活用し、各種点検を確実に実施するとともに、適宜、マニュアル等の見直し、更新を行います。 ○ 平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とした地震によりブロック塀が倒壊したことをうけ、実施したブロック塀の点検結果に基づき、基準に合わないものについては必要な対策を講じます。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き施設状態の把握ができるよう、学校施設カルテシステムの更新・改善に建築局と連携して取り組みます。 ○ 引き続き補助率の拡大および条件の緩和等を国に要望していきます。 ○ 緊急性必要性の高い保全工事と機能強化工事の適切なバランスを考慮して予算執行計画を策定します。 ○ 引き続き研修を実施し、保全に関わるノウハウの継承や点検技術の向上等を図ります。
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の基準の見直しや教育現場の新たなニーズ等を踏まえ、施設整備水準等の見直しを検討します。 ○ 引き続き、児童・生徒数の推計業務を実施し、必要に応じて統合や分離新設を行い学校規模の適正化を図ります。 ○ 建替事業に併せて、ユニバーサルデザインの推進を図ります。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民利用施設と異なり、変化の激しい学校施設への P F I 導入は課題も多いため、今後の導入については、既存施設での運営やコスト面の検証も踏まえ、P F I に限らず、さまざまな手法を検討します。

一般公共建築物所管局※行動計画

※政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、消防局、教育委員会事務局（学校施設を除く）

1 施設の現状と課題

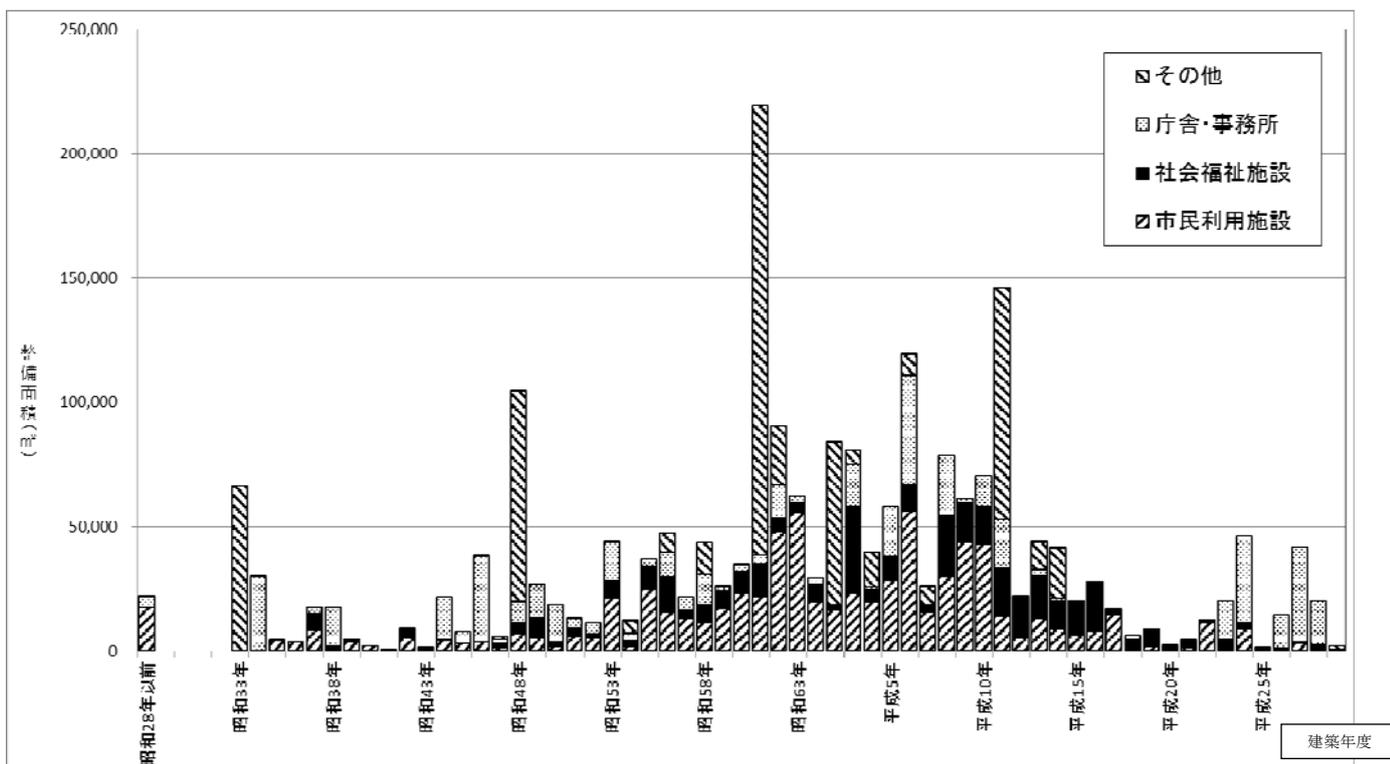
(1) 保有施設量・築年別整備状況（平成 29 年度時点）

一般公共建築物の施設数は 889 施設（賃借を含む）、床面積は約 221 万㎡（本市保有に限る）です。

その主な内訳は、地区センターやコミュニティハウスなどの市民利用施設が 367 施設（約 74 万㎡）、地域ケアプラザや保育園などの社会福祉施設が 304 施設（約 37 万㎡）、区総合庁舎や消防署などの庁舎・事務所が 194 施設（約 50 万㎡）、市場などのその他が 24 施設（約 61 万㎡）となっています。

整備してきた年代を見ると、昭和 40 年代後半から平成 10 年頃にかけて、多くの施設を整備しています。

一般公共建築物の築年別整備状況（平成 30 年 3 月末）



(2) 取組状況と課題

対応する「基本方針」	取組状況と課題
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保全対象部材の性格や点検結果に基づく劣化状況、施設の性格を考慮した優先順位付に基づく状態監視保全を実施しています。 ○ 増改築や大規模改修、保全工事を実施する際には、休館等による施設利用者への影響を極力抑えるため、他の保全工事も併せて実施するなど、効率的な執行に努めています。 ○ 個別保全計画の作成により、長期的な保全費の見込みや実施時期の目安を整理し、計画的な保全の実施に役立てています。 ○ 施設リニューアルなどの機能改修については、個別に必要性等を検討し、実施を判断しています。 ○ 点検については、共通仕様書や手引き、マニュアルを活用し、各種点検（法定点検、定期点検、施設管理者点検、日常点検等）を行い、各施設との情報共有を図っています。突発的な不具合等の発生を予防するため、適切な保守管理をより一層図っていく必要があります。 ○ 劣化調査や建築基準法第12条点検については、局横断的に実施することで、業務を効率化するとともに、効率的・効果的な保全に役立てています。 ○ 平成18年に策定した「耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めており、特定建築物の耐震化率は99%（平成29年度末時点）となっています。 ○ 東日本大震災において大規模空間を有する建築物の天井の脱落が多数生じたことから、施設の安全および災害時の防災機能を確保するため、特定天井の脱落対策を進めています。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理施設においては、指定管理者が基本協定に基づき、点検により施設の不具合の早期発見に努めるとともに、小破修繕を実施しています。指定管理者と連携し、今後、より一層、点検・診断や修繕の確実な実施を確保していく必要があります。 ○ 民間の資金や知恵、ノウハウをより一層活用した新たな保全手法などの検討を進める必要があります。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設情報、劣化調査結果、工事履歴、図面等は、「横浜市公共建築物台帳」によりデータベース化し、一元的に管理するとともに、庁内職員が情報を随時確認できるようになっています。しかし、個別管理となっている小破修繕の履歴の共有や、誤入力、情報の不足等の発生防止など、より適切な情報管理を進める必要があります。 ○ 長寿命化に必要な保全費については、長期的な推計を行っており、推計結果を踏まえ、保全予算の平準化等を図っていくことが必要です。 ○ 施設整備や改修等にあたっては、国費・県費やその他の特定財源を積極的に活用しています。 ○ 職員技術力については、OJTや講義形式による研修、現場研修等により、施設の保全を担当する職員の知識・技術の向上を図っています。また、保全の技術的知識の不十分な施設担当者でも適切に施設管理業務を行うことができるよう、マニュアルを整備するとともに、技術部門への相談体制を構築し、庁内連携による施設管理を進めています。 ○ 平成26年6月に策定した「公共建築物マネジメントの考え方」を推進するための体制を充実させていく必要があります。

対応する「基本方針」	取組状況と課題
【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の整備計画等に基づき、各施設の整備を進めています。また、既存施設の統合・廃止や施設内容の見直し等を適宜行っています。 ○ 未整備の施設や市民ニーズの変化等により機能が不十分な施設については、本市の方針や予算等も踏まえながら、必要な機能の充足を図る必要があります。 ○ 施設整備にあたっては、本市として幅広い市民ニーズをとらえ施策を行っていくためにも、効率的な施設量でサービス提供を行うことが重要であることから、利用状況や空きスペース等の地域の状況に応じて、再編整備を進める必要があります。 ○ 民間のノウハウを活用するESCO事業や、保全工事に併せて省エネルギー設備機器を導入する省エネルギー改修工事などにより、施設のエネルギー消費量の削減と光熱水費の削減を図っています。 ○ 施設の運営・管理については、施設の特性に応じて、横浜市による運営・管理、指定管理者による運営・管理を行っており、利用状況等を踏まえた運営改善に取り組んでいます。 ○ 今後の超高齢社会への対応の観点から、バリアフリー水準の底上げやユニバーサルデザインの推進が必要となります。
【支援方針①】 公民連携をさらに推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理施設では、定期的に指定管理者との打合せ等を行い、業務状況や利用状況、施設の不具合状況、管理運営費などの情報共有を行っています。また、第三者評価機関や選定評価委員会などによる評価を実施し、利用者や稼働率の増に向けた取組や利用料金が適正であるかどうかの検証、毎年度の事業報告書の提出等による運営状況の確認を行っています。一方で、指定管理者が変更になる場合に業務の引継ぎや情報の蓄積に課題が見られるなど、各施設における管理運営の情報や工夫、ノウハウ等に関する共有が課題となっています。 ○ 一部の施設では、ボランティアによる植栽管理を導入するなど、地域と連携した管理を行っています。 ○ 民間の資金や知恵、ノウハウをより一層活用した新たな運営手法などの検討を進める必要があります。 ○ 余剰土地の貸付や売却、余剰空間の有効活用、壁面や床面を利用した広告の検討など、財源確保に向けた取組を行っています。
【支援方針②】 取組推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の利用状況やコスト等については、情報の把握・整理を行っています。これらの情報が局横断的に、有効に活用できるよう、データベース等の整備を進めています。 ○ 平成26年6月に策定した「公共建築物マネジメントの考え方」を推進するための体制を充実させていく必要があります。

2 必要施策に係る取組の方向性

(1) 「保全・更新計画」を策定する施設

施設	計画名称	策定済み計画 策定年月	今後策定または 見直し予定年度	備考
一般公共建築物	一般公共建築物 保全・更新計画	平成30年 3月策定	—	個別施設計画は各局で策定

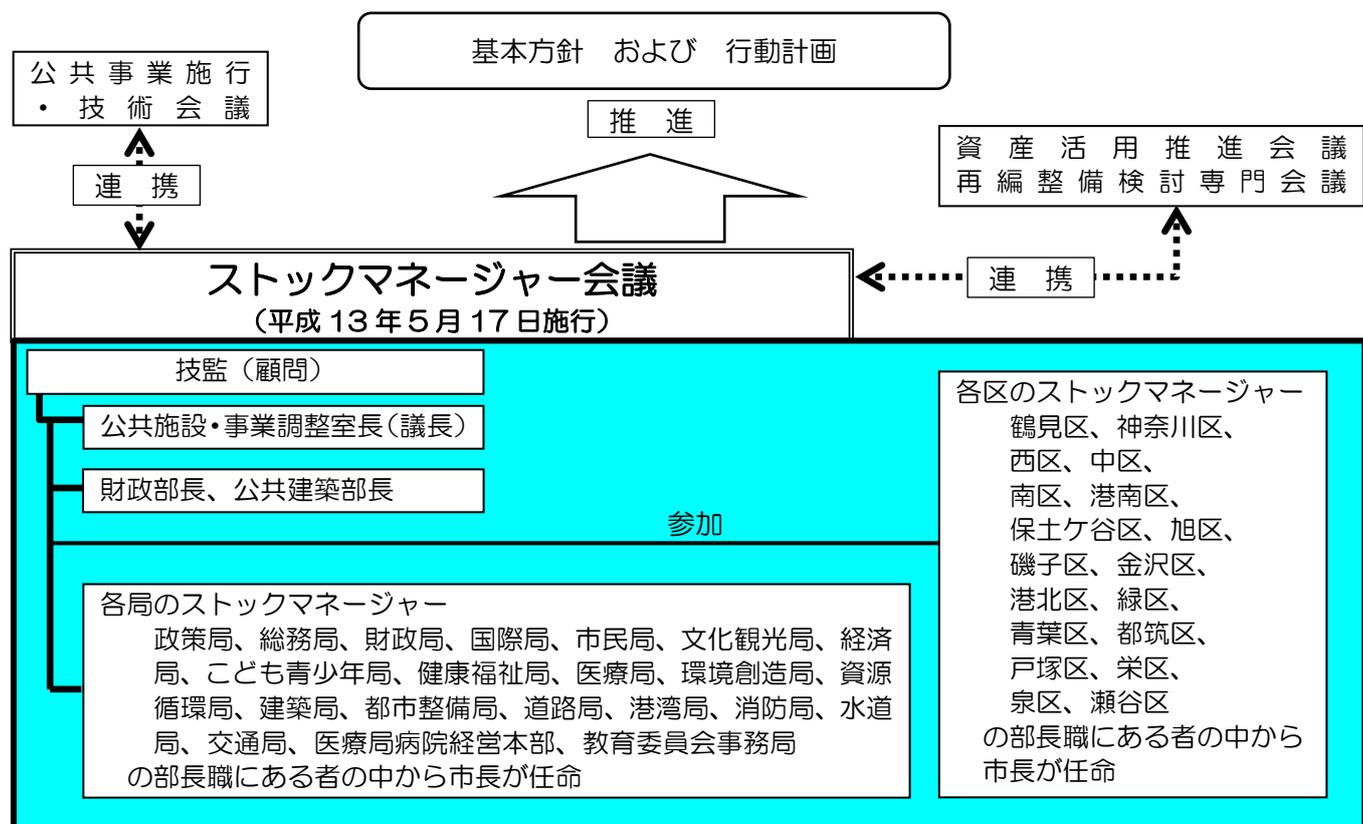
(2) 実施する取組

対応する「基本方針」	実施する取組
<p>【基本方針1】 安全で強靱な都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた予算の中で、効率的に施設の長寿命化を図り、突発的な不具合を防止するため、引き続き、点検結果等を踏まえた状態監視保全により、着実に必要箇所の修繕を行うとともに、大規模改修等にあわせて保全工事を実施するなど、必要に応じて複数工事の同時施工を進めます。また、新築や増改築、大規模改修、保全等にあたっては、施設の内容や状況、コスト等を考慮して部材の仕様を決定します。 ○ 新築施設等の個別保全計画が未策定の施設については、個別保全計画を策定します。 ○ 必要に応じて、施設ごとに大規模改修の計画等を検討します。 ○ 引き続き、マニュアル等を活用し、各種点検を確実に実施するとともに、適宜、点検仕様やマニュアル等の見直し、更新を行います。特に、施設の長寿命化に影響のある点検や小破修繕等を確実にを行います。 ○ 「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」に基づき、特定天井の脱落対策を進めます。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理施設では、引き続き、指定管理者との連携により点検や小破修繕等の適切な管理を行います。 ○ 民間の資金や知恵、ノウハウを一層活用した新たな大規模改修や保全手法の検討など、従来の手法にとらわれず、公民連携を進めます。 ○ 施設の整備や点検、保全について、導入可能な新技術・新手法があるかを検討し、可能なものから順次採用を進めます。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小破修繕履歴等のデータベース化による一元管理について検討します。 ○ 引き続き、計画的な保全を進めるために長寿命化にかかる保全費推計を行います。また、局横断的な情報の共有と利活用を図るため、データベースの改修等を検討します。 ○ 引き続き、国費・県費やその他の特定財源の確保に努めます。 ○ 引き続き、OJTや講義形式による研修、現場研修等を実施するとともに、施設管理部署と保全技術部署の庁内連携による施設管理を進めます。 ○ 総合的なファシリティマネジメントを行うことができる人材の育成、体制作りを進めます。 ○ ユニバーサルデザインの推進に関しては、「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリーの推進やICTを活用したきめ細かい情報発信を推進し、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を図ります。
<p>【基本方針2】 必要な機能の持続的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会状況や市民ニーズの変化、本市の方針、施設の利用状況等を踏まえながら、新築・建替等のタイミング等をとらえて施設の再編整備を検討します。また、再編整備の検討が局横断的に行えるよう、資産の有効活用方策を多角的、全庁的に検討する場である資産活用推進会議や再編整備検討会議を活用し、施設の多目的化・複合化等を検討します。 ○ 新築や増改築、大規模改修、保全工事の際には、高効率機器の導入等、省エネルギー要素の採用を検討します。 ○ 引き続き、施設ごとの利用状況や市民ニーズ等を的確に把握し、利用者増に向けた取組や運営コストの縮減、利用者負担の適正化など、適切な運営を進めます。
<p>【支援方針①】 公民連携をさらに推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理施設では、引き続き、指定管理者との連携により運営改善に取り組みます。 ○ これまで行ってきた工夫や運営改善の手法を活かすため、指定管理者制度運用ガイドラインや指定管理更新時の基本協定書や募集要項等を適宜見直します。 ○ 民間の資金や知恵、ノウハウを一層活用した新たな運営手法の検討など、従来の手法にとらわれず、公民連携を進めます。 ○ 引き続き、余剰土地の貸付や売却、余剰空間の有効活用、壁面や床面を利用した広告の検討など、財源確保に向けた取組を進めます。
<p>【支援方針②】 取組推進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用状況等について、局横断的な情報の共有と利活用をより一層図れるよう、公共建築物マネジメント台帳を活用します。 ○ 総合的なファシリティマネジメントを行うことができる人材の育成、体制作りを進めます。

6 推進体制

「4 基本方針」および「5（1）全庁行動計画」の推進に必要な情報共有、全庁的な課題対応、進行管理は、ストックマネージャーを中心に組織する「ストックマネージャー会議」を中心に取り組みます。ストックマネージャー会議は、本市の公共事業について円滑な施行や適正かつ効率的な執行の確保を図る「横浜市公共事業施行・技術会議」、本市の保有する土地等資産について全庁的な資産活用の推進を図る「資産活用推進会議」、施設の多目的化や複合化等の再編整備を検討する「再編整備検討専門会議」と相互に連携し、本基本方針に基づく取組を推進します。

「5（2）局行動計画」は、ストックマネージャーの責任のもと各区局の施設管理に携わる職員が連携して推進します。なお、公共建築物に関する組織横断的な取組は、各区局のストックマネージャーが連携して推進します。



部会 および 区局	インフラ施設（部会）	公共建築物（部会）
	環境創造局、資源循環局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局、交通局	政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、経済局、子ども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、建築局、港湾局、消防局、教育委員会事務局
管理 施設群	公園、下水道、焼却工場等、駅前広場等、道路、河川、港湾、水道、鉄道など	学校、市営住宅、病院、一般公共建築物など
推進する 取組内容	施設ごとに長寿命化や保全・更新に対する考え方や取組の状況が異なるため、基本的には施設所管局ごとに取組を推進 ただし、橋りょうなどのように局をまたいで同様の技術が求められる施設もあることから、ストックマネージャー会議等を活用し、情報共有や技術協力を積極的に推進	施設の運営や施設機能の見直し等については、各施策に基づき実施することとなることから、施設所管局ごとに取組を推進 市民利用施設や学校施設の再編整備や保全・更新について、個々の利用状況や運営状況などに加えて地域のまちづくりの視点も踏まえた総合調整が必要となることから、組織横断的に取組を推進

7 行動計画等の見直し

公共施設を取り巻く状況において、解決が難しく様々な課題がある中、将来にわたる安全で強靱な都市づくりや、必要な機能の持続的な提供を実現するためには、行動計画の取組などについて改善を加えつつ、長期にわたり一つひとつ着実に積み重ねていく必要があります。そのため、機会をとらえて中期の行動計画や基本方針を見直します。

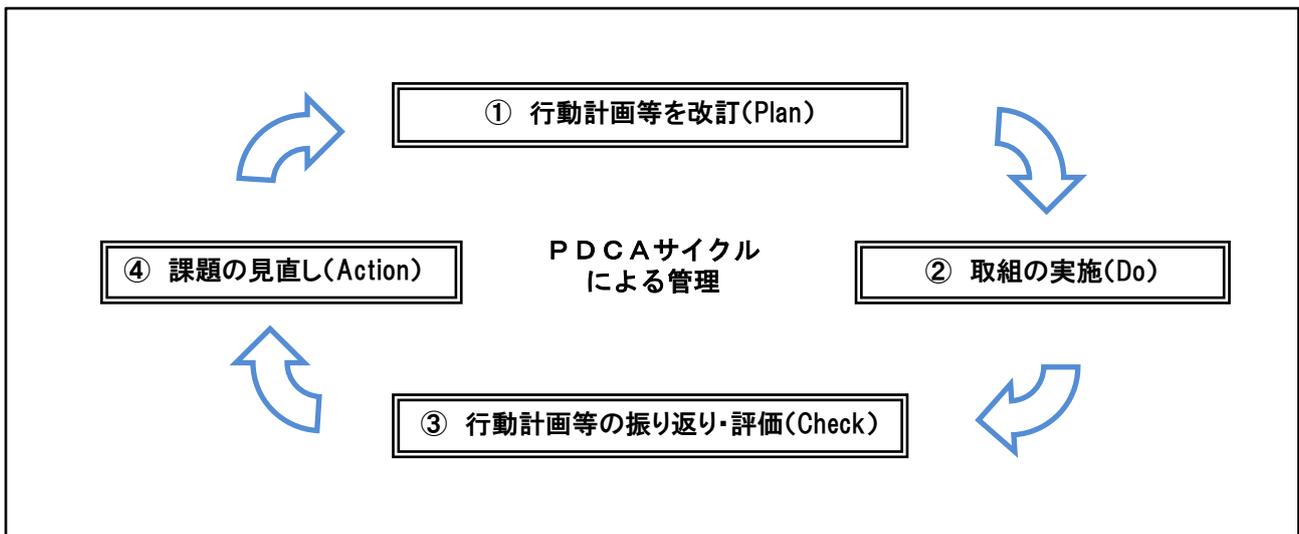
また、総務省が求める、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の数量に関する目標等についても将来の公共施設のあり方を検討するうえで重要な論点の1つであり、引き続き本市をとりまく状況の変化を注視し検討していきます。

※現時点の考え方「将来の公共施設のあり方について」をコラムとして次頁に掲載しています。

中期の行動計画等については、本市の基本計画（＝横浜市中期4か年計画）の策定を見直しの機会とします。

「5（1）全庁行動計画」については、ストックマネージャー会議において管理、改訂し、必要に応じて「4 基本方針」を見直します。

「5（2）局行動計画」は、各局のストックマネージャーがPDCAサイクルに基づき管理し、改訂します。



コラム 将来の公共施設のあり方について

～健全で持続可能な行政サービスの提供に向けた、安全・安心な公共施設の整備と保全・更新～

(1) 将来の見通し

○将来の見通しに関する各種推計データは、いずれも厳しい見通しを示しています。

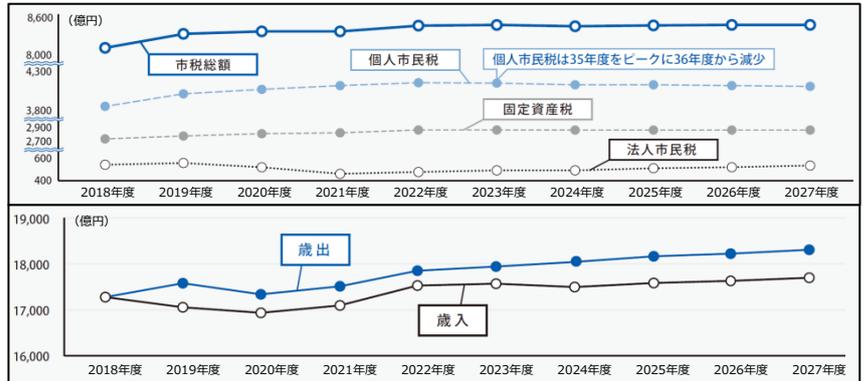
①人口推計 [政策局「横浜市将来人口推計」(2017年12月)より(中位推計)]

	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	高齢者人口(65歳～)	総数
2018年(現在)*	約46万人	約237万人	約90万人	約374万人
2037年(20年後)	約40万人(15%減)	約205万人(14%減)	約113万人(26%増)	約357万人(4%減)
2047年(30年後)	約37万人(20%減)	約184万人(23%減)	約119万人(32%増)	約340万人(9%減)

*2018年の人口は、住民基本台帳登録者数(同年3月31日時点)。

②財政見通し(一般会計2018～27年度) [「横浜市中期4か年計画2018～2021」より]

歳出総額は、試算期間全体を通じて扶助費や医療・介護に係る義務的な繰出金が増加する見込みなどから、2021年度以降は増加していくことが見込まれています。また、歳入総額は、市税収入全体が微増の見込みであるものの、厳しい状況が見込まれます。



③保全・更新費の将来推計(一般会計2018～37年度) [本編8ページ]

人口急増期に建設された施設の老朽化が一斉に進み、特に学校や市営住宅の建替えが必要となるため、公共建築物の建替費を中心に保全・更新費が増大していきます。

過去の将来推計との比較(一般会計): 約1.8兆円(2012～31) → 約2.5兆円(2018～37) ※

※時間計画保全に基づく推計額であり、実際の必要額は状態監視保全の考え方にに基づき、各年度の予算編成において精査します。

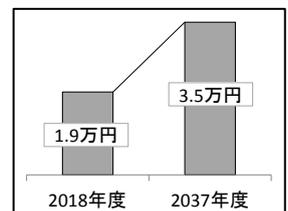
(2) 考察

将来の見通しを踏まえた試算

○長期的に、従来水準・手法のまま施設を維持していくことは、厳しいと予想されます。

【試算1】公共施設の保全・更新にかかる市民1人あたりのコスト

2018年度予算における、市民1人あたりの保全・更新費のコストは、約1.9万円となっています。仮に、2037年(約20年後)の人口と保全・更新費の推計値から同様に試算すると、2037年のコストは、約3.5万円となります。



【試算2】市民1人あたりの公共施設保有量(建築物)に基づく試算

2016年度の公共施設保有量を人口で割った本市の「1人あたりの公共施設保有量」は、2.35㎡となっています。仮に、これに2047年(約30年後)の推計人口を掛け合わせると、現在よりも約9%少ない数値となります。

2016年度の本市の公共施設保有量: 約878万㎡
 2047年度(約30年後) // : 約799万㎡(試算値)
 $799万㎡ \div 878万㎡ = 約91.0%$ (約9.0%の減)

(参考) 主な政令市の1人あたりの公共施設保有量(㎡/人)

横浜市: 2.35 (1.85) 川崎市: 2.54 (1.78) 相模原市: 2.32 (2.07) 名古屋市: 4.22 (2.22) 大阪市: 5.21 (2.39) 神戸市: 4.37 (2.45)

注) 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」から2016年度のデータを抜粋。市営住宅の保有量に各都市で差があるため、下段に市営住宅を除いた試算値を()で併記しています。

○道路等のインフラ施設を含めて、なお未整備の公共施設があり、今後も新たな社会資本の整備を進めていくことが求められています。

都市計画道路の整備率：2017年度末時点で 68.5% [道路局ウェブサイトより]

○今後、建替えの対象となる小中学校の多くは、現在の施設基準を満たしていないため、建替えにより床面積が増加する傾向があります。

(3) 将来に向けて

取り巻く状況

○本年 10 月に策定された「横浜市中期 4 年計画 2018～2021」では、力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現を目指し、市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致、観光・MICE、スポーツによる集客促進と地域経済活性化等を図ることとしています。

○しかし、少子高齢化の更なる進展や人口減少社会を迎える中、将来にわたって基礎自治体として必要な行政サービスを提供していくには、健全な財政運営を推進し、持続可能な財政を維持していくことが重要です。そのためには、財政見通しも明らかにしながら、福祉、医療、子育て、教育等の様々な市民サービスをはじめ、道路・橋りょう、港湾、鉄道等の新たな公共投資や既存公共施設の保全・更新を、限られた財源の中で効果的・効率的に進める視点と、「選択と集中」という視点の両面から、行政サービス全体のあるべき水準を検討していく必要があり、公共施設も例外ではありません。

○2018 年 2 月に、国から「公共施設等総合管理計画*の策定にあたっての指針」の改訂通知があり、中長期的な経費や財源の見込み、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の数量に関する目標等について、地方公共団体の計画に記載することが求められています。

*横浜市では、「横浜市公共施設管理基本方針」が該当します。



当面の対応

○引き続き、公共施設の状況把握・分析を行い、計画的・効果的に長寿命化を基本とした公共施設の保全・更新の取組を進めます。

○また、公共建築物の建替えにおけるコスト縮減と再編整備の検討や、インフラ施設においても需要に適した施設水準の検討の取組等、あらゆる工夫を重ねるとともに、市民利用施設の効率的な運営や受益者負担の適正化等、持続可能な行政サービスの提供に取り組みます。



将来的な取組

○国は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、自治体としてあるべき「行政サービス水準」を検討することを求めており、本市においても個別の公共施設において提供しているサービスの必要性、水準、民間代替性等を検討することが必要です。

○具体的には、将来必要となる行政サービス水準に応じた数量に関する目標を設定し、例えば、人口減少に合わせた小中学校の統合、公共施設の新規整備の見直しや統合・廃止、用途廃止施設の土地・建物の有効活用等のアセットマネジメントの推進など、踏み込んだ取組を進めていくことが考えられます。

○こうした取組は、本市のまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、行政内部における検討だけでなく、議会や市民のみなさまへの情報提供等を行いつつ、理解を得ながら進めることが何より重要であると考えます。



平成 27 年 3 月 策定

平成 30 年 12 月 改訂

横浜市 財政局 公共施設・事業調整課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL : 045-671-2027 FAX : 045-651-7599

ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/hozenrikatuyo/kanrikihonhoushin.html>

横浜市公共施設管理基本方針【平成30年度改訂】の概要

参考資料

「横浜市公共施設管理基本方針」は概ね20年にわたる長期方針として、平成27年3月に策定しました。

この方針は、本市でこれまで進めてきた、公共施設の保全・更新の取組を踏まえ、施設の安全確保や長寿命化、効率的な更新、建築物の多目的利用や複合化といった再編整備等の取組について記載しており、長期的な視点に立つ「基本方針」と、局ごとの中期的な取組の方向を示す「中期の行動計画」で構成されています。

今回、新たな中期計画が策定されたことや、29年度で主要施設の「保全・更新計画」が出揃ったこと、さらには、学校の建替えや市営住宅の再生に関する方針が定められたことなどを踏まえ、「中期の行動計画」を中心に所要の見直しを行いました。

なお、「基本方針」の考え方については、公共施設が持つ役割を果たすための本市の取組の基本となることから、引き続き継承することとしています。

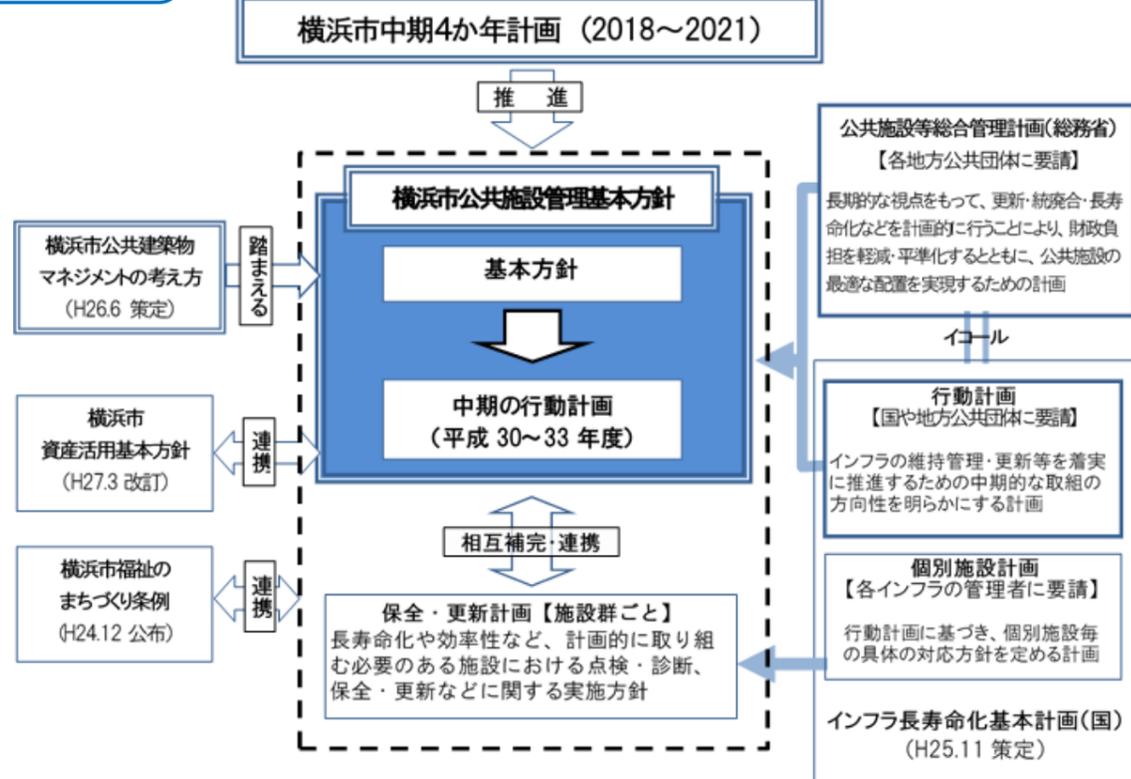
【平成30年度改訂における主な変更点】

- ・「横浜市中期4か年計画 2018～2021」施策に伴う「中期の行動計画」の見直し
- ・インフラ施設、公共建築物、人口推計等データの時点更新(H30年3月末時点)
- ・総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」に伴う追記
- ・学校建替え基本方針、市営住宅再生の考え方等の策定に伴う改訂
- ・コラム「将来の公共施設のあり方について」の追加

1 位置づけ

本基本方針策定と他の取組との関連

本編 1～3ページ



2 公共施設を取り巻く状況

公共施設の状況や社会的状況を整理

本編 4～9ページ

(1) 公共施設の状況

- ・大量に保有する公共施設の老朽化の進行、耐震化の推進

(2) 人口の推移・推計

- ・少子高齢化の進展、将来の人口減少想定

(3) 財政に係る推移・見通し

- ・施設等整備費は横ばい、今後の保全・更新需要の増加想定

(4) 担い手の状況

- ・保全・更新の担い手減少、より一層の公民連携推進が必要

時点更新

3 課題

「取り巻く状況」を踏まえ、課題を整理

本編 10～11ページ

(1) 継続的な安全の確保

市民生活や経済活動などの安全・安心を確保するため、都市を支える公共施設を常に健全に保つことが必要

(2) サービス提供における将来の不確実性への対応

将来のニーズの変化に対しても必要な機能やサービスを継続的に提供していくため、柔軟な対応が必要

(3) 取組推進の基礎となる効率と効果の追求

厳しい財政状況や担い手が減少している中、継続的に保全・更新を行っていくため、財政や情報、人材などの経営資源を最大限活用できる環境整備が必要

4 基本方針

保全・更新の取組を推進するための基本方針

本編 12～16ページ

【基本方針1】将来にわたり安全で強靱な都市づくりを推進します

- ・「保全・更新計画」の推進
- ・マニュアルに基づく確実な点検と的確な診断
- ・ライフサイクルコストの低減を図りつつ更新
- ・耐震化等による防災機能の強化

【基本方針2】変化に対応しながら必要な機能を持続的に提供します

- ・将来の不確実性への対応
- ・管理・運営の改善
- ・管理・運営における環境負荷の低減
- ・効率的な施設量による機能の提供
- ・ユニバーサルデザインの推進

支える

支える

【支援方針①】従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します

- ・連携機会拡大のための環境づくり
- ・施設等の有効活用による財源の創出
- ・新たな技術・手法の活用
- ・技術力や担い手の継続的な確保
- ・民間のノウハウや資金の活用推進

支える

【支援方針②】取組を推進するための環境を整備します

- ・施設情報等を一元管理するデータベースの活用
- ・適切な予算編成と充て可能な財源の積極的活用
- ・局間連携体制の強化
- ・市民等の理解の増進
- ・人材育成とそれを活かす体制づくり

横浜市中期4か年計画(2018～2021)「未来を創る強靱な都市づくり」を踏まえて

【長期(概ね20年)を見据える】

横浜市中期4か年計画(2018～2021)【政策38】

取組を整理

(1)全庁行動計画(組織横断的な調整が必要な事項)

- ・ストックマネージャー制度の活用
- ・保全・更新の担い手である市内中小企業との連携の深化
- ・財源の拡充に向けた取組
- ・資産活用基本方針の取組との連携
- ・公共建築物マネジメントの取組
- ・地方公会計制度との連携

主たる新たな行動

- ・働き方改革、ICT導入について記載
- ・再編整備検討専門会議について記載
- ・ユニバーサルデザイン化の推進について記載

(2)局行動計画(各局の点検および保全・更新工事等)

- ・環境創造局(公園・緑地).....公園橋りょうの点検等を記載
- ・環境創造局(下水道).....効果的なモニタリング(ノズルカメラ)等を記載
- ・資源循環局.....保全・更新計画に基づく施設の老朽化対策を記載
- ・都市整備局.....保全・更新計画に基づき、各施設の特性に応じた取組を記載
- ・道路局.....保全・更新計画の6計画追加策定等を記載
- ・港湾局.....防災対策や客船受入れ機能強化等を記載
- ・水道局.....自然流下優先・ダウンサイジングを考慮した整備等を記載
- ・交通局.....グリーンラインの一部6両化等を記載
- ・建築局(市営住宅).....再生の方針策定に伴い建替事業の考え方を記載
- ・医療局病院経営本部.....新市民病院等について記載
- ・教育委員会事務局(学校施設).....建替え方針策定に伴い建替事業の考え方を記載
- ・※一般公共建築物所管局.....公共建築物マネジメント台帳の活用について記載

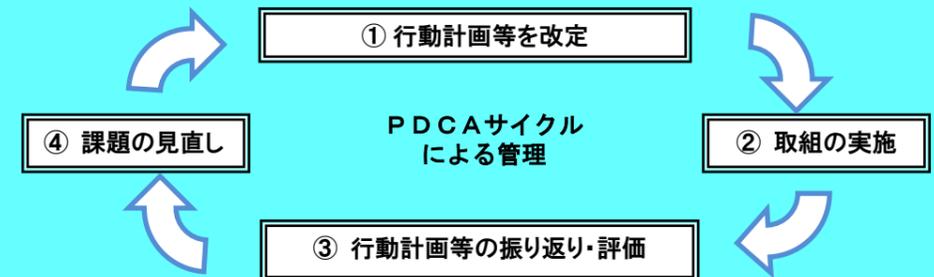
主たる新たな行動

【国】インフラ長寿命化基本計画に基づく各省庁の「行動計画」

※一般公共建築物所管局
政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、子ども青少年局、健康福祉局、医療局、消防局、教育委員会事務局(学校施設を除く)

○ 解決が難しく様々な課題がある中、行動計画等を見直しなが長期にわたり一つひとつの取組を着実に積み重ねていくことが必要

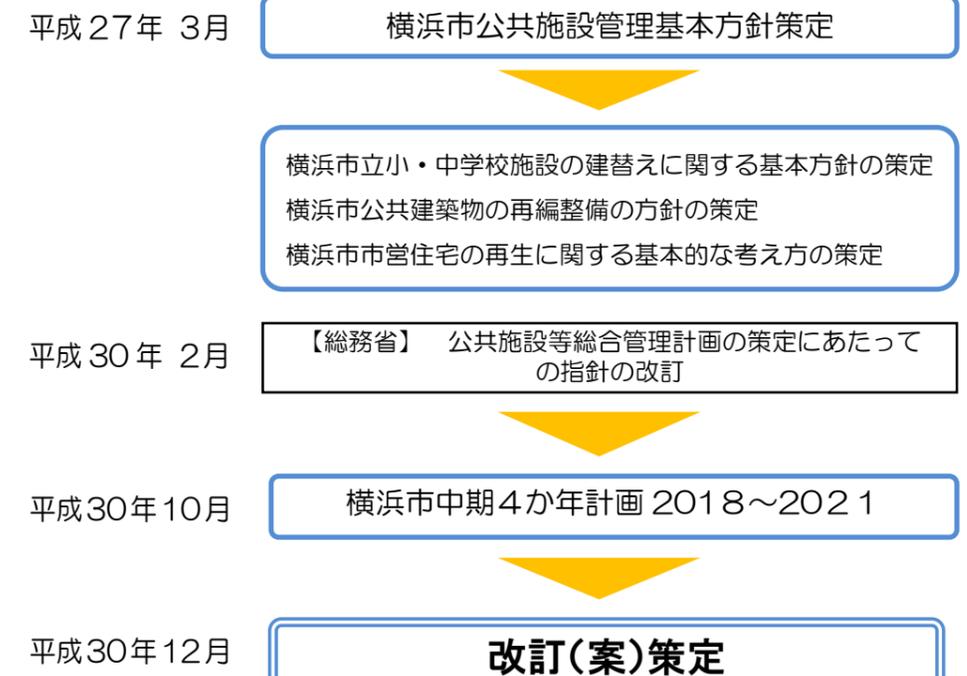
○ 基本計画(=中期4か年計画)策定にあわせ行動計画等を見直し



コラム 将来の公共施設のあり方について

- ～健全で持続可能な行政サービスの提供に向けた、安全・安心な公共施設の整備と保全・更新～
- (1) 将来の見通し 人口、財政、保全・更新費に関する将来推計
 - (2) 考察 将来の見通しを踏まえた試算など
 - (3) 将来に向けて 取り巻く状況、当面の対応及び将来的な取組
- 新たに掲載

改訂の経緯



◎ 全庁的な体制(=ストックマネージャー会議)

- ・本基本方針の進行管理
- ・「5(1)全庁行動計画」の推進および全庁的な課題対応

◎ インフラ施設(部会)

- ・施設所管局ごとに「5(2)局行動計画」を推進
- ・情報共有や技術協力等については部会において対応

◎ 公共建築物(部会)

- ・施設所管局ごとに運営や施設機能の見直し等の取組を推進
- ・施設の多目的化や複合化等の再編整備を検討する「再編整備検討専門会議」と相互に連携し、それぞれの取組を推進

発行元 横浜市財政局公共施設・事業調整課
TEL : 045-671-2027 FAX : 045-651-7599
電子メール : za-hozen@city.yokohama.jp